

調 査 報 告 書

2 0 2 5（令和 7）年 5 月 12 日

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案
に関する第三者委員会

令和 5 年大市教委第 2052 号に関する部会

目 次

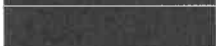
はじめに	1
第1章 当部会の調査目的及び調査方針	2
第1 当部会の構成、委員会会合等の開催	2
1 当部会の構成	2
2 当部会の開催経過の概要	2
第2 調査目的及び調査方針	2
1 基本姿勢	2
2 学校での出来事を調査の中心としていること	3
3 当部会における調査趣旨	4
第3 いじめに関する視点・捉え方	4
1 いじめの定義と解釈論	4
2 いじめを捉えるための視点	6
第4 10代の子どもの自死に至る背景や心情を理解するための視点	12
1 自死の原因を検討する上での背景要因の分類	12
2 児童・青年における自死のリスク要因（危険因子）に関する知見	13
3 文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル（平成21年3月27日 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）	14
4 自殺の対人関係理論	14
第5 児童生徒の自死が起こったときの緊急支援	15
1 学校における緊急支援	15
2 自死事案の緊急支援	15
第6 事実認定をする上での方針	16
第7 本報告書の構成について	17
第2章 当部会が認定した事実	18
第1 前提事実	18
1 当該生徒について	18
2 当該校の概要	18
3 いじめ防止対策基本方針及び当該校のいじめ認知件数について	21
第2 認定事実	25
1 小学校	25
2 中1（2021（令和3）年度）	25
3 中2（2022（令和4）年度）	27
4 中3（2023（令和5）年度）（当該生徒が自死するまで）	47
5 当該生徒が亡くなったあとから当該学年が卒業するまで	77
第3章 いじめの認定	107

第1	はじめに	107
第2	中1のときのいじめ	107
第3	中2のときのいじめ	107
1	概況	107
2	主にクラスでのいじめ	108
3	主に部活でのいじめ	110
第4	中3のときのいじめ	112
1	概況	112
2	主にクラスでのいじめ	113
3	主に部活でのいじめ	114
4	8月中のいじめ	118
第4章	いじめと自死の関連性	120
第1	はじめに	120
第2	本件のいじめが当該生徒に及ぼした影響について	120
第3	当該生徒を自死に至らせたその他の要因について	126
第4	まとめ	127
第5章	学校及び教育委員会による対応上の問題点	128
第1	いじめを認知するための組織的な取り組みが不十分であった	128
1	当該校のいじめ認知件数	128
2	当該校がいじめ事案の発生自体を認知出来ていなかったこと	129
3	事案の発生自体は認知していたにも関わらず、いじめとして認知していなかったこと	130
4	チームアプローチの実践が不十分であったこと	131
5	いじめ防止基本方針が活かされていなかったといえること	131
第2	部活動でのいじめをキャッチする仕組みに課題があった。	132
1	当該水泳部が孤立していたことによりいじめが深刻化したことについて	132
2	いじめが起こっていたにも関わらず対応されなかったことについて	132
3	部活動内でいじめが起こった時の対応について	133
第3	(事案発生前) 生徒指導上の問題を有する生徒に対する指導のあり方	134
第4	クラス運営の課題	135
第5	事案発生後の遺族対応についての課題(事後対応)	137
第6	事案発生後、いじめをおこなったと考えられる生徒に対する指導に関する課題	138
1	事案発生直後の対応	138
2	いじめに対する指導の開始	138
3	別室指導の開始	139
4	別室指導の方針	139
5	別室指導中の学外での出来事	139
6	別室指導の終了	140

7 中学校卒業後まで見通した対応について	140
第6章 提言	141
第1 援助希求が出しやすく、受け止められる雰囲気づくりの徹底	141
1 「物わがりのよい」「やさしい」生徒の被害	141
2 弱いことを恥じず、正当に認め、援助希求を出せる支援を	141
3 いじめを許さない学校の組織文化の強化	142
第2 生徒指導観の拡張 —「元気の良い生徒」や「いじり」に対する姿勢—	143
1 「元気の良い生徒」に対する把握と指導	143
2 「元気の良い生徒」の言動に対する見きわめ	143
3 周囲の生徒に対する目配り	144
4 学校の組織的取り組み	144
5 「いじり」の問題性について	144
6 「いじり」を「いじめ」にさせない実効的取り組みを	145
第3 いじめ防止の観点からの部活動における人間関係への配慮と対応	145
1 部活動における「いじめの衝動」への配慮	145
2 部活動における規律の反動的な弱化・喪失	146
3 部活動顧問によるいじめ未然防止・早期発見・初期解決へ	147
4 提言の限界：部活動顧問の業務負担といじめ対応の限界	148
第4 事案発生後の対応についてのさらなる検討	149
1 事後対応に関する手引きの充実へ	149
2 事後対応の態勢づくり	149
3 対応態勢づくりにおける留意点	150
4 いじめ事案の場合のむづかしさについての継続的検討	151
さいごに	158

細 目 次

はじめに	1
第1章 当部会の調査目的及び調査方針	2
第1 当部会の構成、委員会会合等の開催	2
1 当部会の構成	2
2 当部会の開催経過の概要	2
第2 調査目的及び調査方針	2
1 基本姿勢	2
2 学校での出来事を調査の中心としていること	3
3 当部会における調査趣旨	4
第3 いじめに関する視点・捉え方	4
1 いじめの定義と解釈論	4
(1) いじめの定義	4
(2) いじめを認定するに当たっての解釈指針	5
(3) いじめと自死との関連性の認定手法について	6
2 いじめを捉えるための視点	6
(1) いじめの四層構造（森田ほか）	7
(2) スクールカースト（森口）	8
(3) いじめの三段階（中井）	9
(4) アンバランスパワー・シンキングエラー（和久田）	10
(5) いじめの多重多層構造（当部会）	10
第4 10代の子どもの自死に至る背景や心情を理解するための視点	12
1 自死の原因を検討する上での背景要因の分類	12
2 児童・青年における自死のリスク要因（危険因子）に関する知見	13
3 文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル（平成21年3月27日児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）	14
4 自殺の対人関係理論	14
第5 児童生徒の自死が起こったときの緊急支援	15
1 学校における緊急支援	15
2 自死事案の緊急支援	15
第6 事実認定をする上での方針	16
第7 本報告書の構成について	17
第2章 当部会が認定した事実	18
第1 前提事実	18
1 当該生徒について	18
2 当該校の概要	18

(1) 地域からの概況	18
(2) 当該校の人員体制の概要	18
(3) 当該校の会議体について	19
(4) 水泳部.....	20
3 いじめ防止対策基本方針及び当該校のいじめ認知件数について	21
(1) 大阪市いじめ対策基本方針（平成 27 年 8 月。ただし、令和 7 年 4 月に改正されている。 以下、「市基本方針」という。）	21
(2) 当該校のいじめ防止基本方針	21
(3) 当該校の過去のいじめの認知件数.....	24
第 2 認定事実.....	25
1 小学校	25
2 中 1（2021（令和 3）年度）	25
(1) 概況	25
(2) 事実経過	26
ア 9 月 20 日ころ	26
イ 11 月か 12 月ころ	26
ウ 秋ころ	26
エ 冬ころ	26
オ 2022 年 1 月 7 日（金）及び同月 8 日（土）	26
カ 2 月 9 日（水）	26
3 中 2（2022（令和 4）年度）	27
(1) 概況	27
ア クラス	27
イ 部活（水泳部）	28
(2) 主にクラスでの事実経過	29
ア 4 月 8 日（金）	29
イ 1 学期	29
ウ 中 2 での出来事	29
エ 1 学期の出来事	29
オ 7 月 25 日（月）ころ	29
カ 9 月 8 日（木）及び 9 日（金）	32
キ 9 月 10 日（土）～12 日（月）	33
ク 2 学期はじめ	34
ケ 	34
コ 	35
サ 10 月 6 日（木）	35
シ 10 月ころ	35
ス 10 月 19 日（水）	36

セ		36
ソ	10月27日(木)	37
タ	11月6日(日)	37
チ	11月～12月ころ	37
ツ	12月3日(土)	37
テ	12月15日(木)	38
ト	12月20日(火)	38
ナ	冬ころ	38
ニ	12月25日(日)	38
ヌ	(2023年)1月1日(日)	38
ネ	1月8日(日)	38
ノ	1月15日(日)	38
ハ	1月16日(月)	39
ヒ	3月ころ	39
フ	3月13日(月)	39
ヘ	3月14日(火)	39
ホ	3月23日(木)	39
マ	3月24日(金)	40
ミ	3月24日(金)	40
(3)	主に部活での事実経過	42
ア	1学期	42
イ	1学期	42
ウ	夏ころ	42
エ	夏ころ	43
オ	7月上旬	43
カ	夏ころ	43
キ	7月ころ	43
ク	8月半ば～9月(中3が引退)	43
ケ	8月～9月	44
コ	9月ころ～11月	44
サ	9月15日(木)	44
シ	10月～11月	44
ス	10月4日(火)	45
セ	2学期	45
ソ	秋から冬	45
タ	時期不明だが、期末テストのあと	45
チ	1月6日(金)	45
ツ	2月か3月ころ	45

テ	2月14日（火）ころ	46
ト	3学期の間のこと	46
ナ	3月9日（木）	46
ニ	3学期	46
4	中3（2023（令和5）年度）（当該生徒が自死するまで）	47
(1)	概況	47
ア	クラス	47
イ	部活（水泳部）	47
(2)	主にクラスでの事実経過	48
ア	4月ころ	48
イ	4月15日（土）	48
ウ	5月6日（土）	48
エ	5月7日（日）	48
オ	5月16日（火）	48
カ	1学期	48
キ	6月5日（月）	49
ク	5月から6月	49
ケ	5月から6月	49
コ	6月12日（月）	49
サ	夏前	49
シ		49
ス	7月11日（火）ころ	50
セ	夏休み入る前ころ	50
ソ	7月23日（日）及び翌24日（月）	50
タ	7月25日（火）	51
(3)	主に部活での事実経過	52
ア	4月24日（月）	52
イ	4月ころ	52
ウ	4月から5月ころ	52
エ	5月4日（木）	53
オ	5月～6月	53
カ	5月ころ	53
キ	5月	53
ク	5月15日（月）	54
ケ	5月27日（土）	54
コ	5月以降	55
サ	1学期	55
シ	1学期	55

ス	6月.....	55
セ	4月～6月ころ.....	56
ソ	4月～6月ころ.....	56
タ	6月～7月ころ.....	56
チ	6月か7月ころ.....	56
ツ	6月～7月.....	57
テ	7月.....	57
ト	夏前ころ.....	57
ナ	夏前ころ.....	57
ニ	1学期.....	58
ヌ	1学期.....	58
ネ	夏ころ.....	58
ノ	7月～8月.....	58
ハ	7月～8月.....	59
ヒ	7月10日（月）.....	59
フ	夏休み.....	59
ヘ	7月終わりころ（夏休み）.....	60
ホ	夏休み中.....	60
マ	7月28日～29日.....	60
(4)	8月（当該生徒が自死するまで）.....	61
ア	8月はじめ.....	61
イ	8月はじめ.....	61
ウ	8月3日（木）.....	61
エ	8月4日（金）.....	61
オ		61
カ	8月10日（木）.....	64
キ	8月11日（金）ころ.....	64
ク	8月13日（日）.....	64
ケ	8月14日（月）水泳大会.....	65
コ	8月14日23時50分ころ.....	67
5	当該生徒が亡くなったあとから当該学年が卒業するまで.....	77
(1)	8月.....	77
ア	8月15日.....	77
イ	8月16日.....	77
ウ	8月16日頃.....	78
エ	8月17日（お通夜）.....	78
オ	時期不明.....	78

カ	8月18日（告別式）	78
キ	8月19日	79
ク	8月21日	79
ケ	8月22日	79
コ	8月23日	79
サ	8月24日	80
シ	8月25日	80
ス	8月28日（始業式）	80
セ	8月29日	81
ソ	8月30日	81
タ	8月31日	81
(2)	9月	81
ア	9月1日	81
イ	9月2日	82
ウ	9月3日	82
エ	9月4日	82
オ	9月5日	83
カ	9月6日	83
キ	9月7日	83
ク	9月8日	84
ケ	9月10日	85
コ	9月11日	85
サ	9月12日	86
シ	9月13日	86
ス	9月14日	87
セ	9月15日	88
ソ	9月19日	89
タ	9月20日	90
チ	9月21日	91
ツ	9月22日	92
テ	9月25日	93
ト	9月26日	93
ナ	9月27日	93
ニ	9月28日	94
ヌ	9月29日	95
(3)	10月	95
ア	10月2日	95
イ	10月3日	95

ウ	10月4日	96
エ	10月5日	96
オ	10月6日	96
カ	10月10日	96
キ	10月11日	97
ク	10月12日	97
ケ	10月13日	97
コ	10月15日	98
サ	10月16日	98
シ	10月17日	99
ス	10月18日	99
セ	10月19日	99
ソ	10月20日	100
タ	10月23日	100
チ	10月24日	101
ツ	10月25日	101
テ	10月26日	101
ト	10月27日	101
ナ	10月30日	103
ニ	10月31日	103
(4)	11月	104
ア	11月1日	104
イ	11月2日	105
ウ	11月6日	106
エ	11月22日	106
オ	時期不明	106
(5)	卒業後	106
第3章	いじめの認定	107
第1	はじめに	107
第2	中1のときのいじめ	107
(1)	概況	107
(2)	S4が部活動中に「なんで止まってんねん」と強い口調で言ったこと(第2章第2・2(2)エ)	107
第3	中2のときのいじめ	107
1	概況	107
2	主にクラスでのいじめ	108
(1)	S4が当該生徒の見た目をからかったこと(第2章第2・3(2)ウ)	108
(2)	S4が授業中に当該生徒に対し「お前行けよ」と突然言ったこと(第2章第2・3(2)エ)	

.....	108
(3) S4 がクラスのグループ LINE で「わんだほーいじゃなくて」と指摘してからかったこと (第2章第2・3(2)カ)	108
(4) S4 から当該生徒に対するいじり行為 (第2章第2・3(2)ク)	109
(5) S4 のクラスのグループ LINE での言動 (第2章第2・3(2)ケ)	109
(6) S4 のいじり行為が継続し厳しくなっていたこと (第2章第2・3(2)チ)	109
(7) S4 が当該生徒に対して「だるい」と述べたこと (第2章第2・3(2)ヒ)。	109
(8) S4 が当該生徒に対して命令口調で「あと、忘れずに持って来いよ」等と述べたこと (第 2章第2・3(2)マ)。	109
3 主に部活でのいじめ	110
(1) S4 が当該生徒に対して「だるがらみ」をしたり、当該生徒を呼び捨てにする等したこと (第2章第2・3(3)ア)	110
(2) 水泳部の S4 を含む同級生から「女たらし」等と言われたこと (第2章第2・3(3)イ)	110
(3) S4 からはやし立てられたこと (第2章第2・3(3)イ)	110
(4) S4 が当該生徒に対して「帰っていいぞ」と命じたり、揶揄したこと (第2章第2・3(3) オ)	110
(5) S4 が部活動中に当該生徒の進路妨害をしたり、当該生徒に水をかけたこと (第2章第2・ 3(3)カ)	110
(6) S4 が当該生徒に対して突っかかっていき、その頻度が増えたこと (第2章第2・3(3)キ)	111
(7) S4 の当該生徒に対するきついいじり行為 (第2章第2・3(3)ク)	111
(8) S4 がその日の気分で当該生徒に話しかけたり無視したりしたこと (第2章第2・3(3)シ)	111
(9) S4 が当該生徒に対して「おまえ、〇〇と付き合っているんちゃうん？」と述べたこと (第 2章第2・3(3)セ)	111
(10) S8 と S6 が当該生徒のテストの点数を馬鹿にしたこと (第2章第2・3(3)タ)	111
(11) S8 が当該生徒に対して暴力をしたこと (第2章第2・3(3)ツ)	112
(12) S8 と S6 から「女好き」「女たらし」などとからかわれたこと (第2章第2・3(3)ト)	112
(13) S8 と S6 から「くそ〇〇」などと言われたこと (第2章第2・3(3)ト)	112
第4 中3のときのいじめ	112
1 概況.....	112
2 主にクラスでのいじめ	113
(1) 当該生徒が「女好き」と指摘されたこと (第2章第2・4(2)カ)	113
(2) S36 が「当該生徒なんか誰も誘わない」と陰口をしていたことを聞かされたこと (第2章 第2・4(2)サ)	113
3 主に部活でのいじめ	114

(1) S4が、当該生徒に対して「くそ〇〇」などと言う一方で、当該生徒とあからさまに距離を置き近寄らないという行動をとったこと（第2章第2・4(3)イ）	114
(2) S8が当該生徒に対してタックルしたこと（第2章第2・4(3)オ）	114
(3) S4が、当該生徒のInstagramのフォローを外したこと（第2章第2・4(3)カ）	114
(4) S4がプール清掃中に当該生徒に対して命令口調で怒鳴ったこと（第2章第2・4(3)キ）	114
(5) S4によるいじり行為が行われ、これにS6も同調したこと（頻回。第2章第2・4(3)サ及びニ）	115
(6) S4によるいじりに対して、S8及びS6と一緒に笑ったこと（頻回。第2章第2・4(3)シ）	115
(7) S4が当該生徒に対して部活の練習中に水をかけたこと（複数回。第2章第2・4(3)ス及びヌ）	115
(8) 当該生徒に対しあからさまな無視が行われたこと（継続的。第2章第2・4(3)セ）	115
(9) S4による悪口や無視が酷くなり継続したこと（継続的。第2章第2・4(3)セ）	116
(10) S4が当該生徒に対して「うざい」と言ったこと（複数回。第2章第2・4(3)ソ）	116
(11) S4が当該生徒をいじり、「女好き」と指摘したこと（複数回。第2章第2・4(3)タ）	116
(12) S4、S8及びS6が「くそ〇〇」と言ったこと（頻回。第2章第2・4(3)ツ）	116
(13) S4が当該生徒に対して「お前、もううっとうしいねん」と言っていじったこと（複数回。第2章第2・4(3)テ）	116
(14) S4が当該生徒をあからさまに避け無視していたこと（継続的。第2章第2・4(3)ト）	117
(15) S4が当該生徒を無視する一方で当該生徒の過去の発言を取り上げてからかったこと（複数回。第2章第2・4(3)ナ）	117
(16) S4らが当該生徒に対して「あっち行け！」などと言って排除したこと（複数回。第2章第2・4(3)ネ）	117
(17) S4が当該生徒に対して「こんといて」等と述べてついてこないように言ったこと（数回。第2章第2・4(3)ノ）	117
(18) S4は当該生徒をいじり続け、「くそ〇〇」も言い続け、当該生徒が後輩から笑われる状況を作ったこと（頻回。第2章第2・4(3)ハ）	118
(19) S4が、当該生徒が考えた、水泳部のTシャツのデザインについて無視したこと（第2章第2・4(3)ヒ）	118
4 8月中のいじめ	118
(1) 水泳大会中にS4が当該生徒をはやし立てたこと（第2章第2・4(4)ケ）	118
(2) 打ち上げに呼ばれなかったこと（第2章第2・4(4)ケ）	119
第4章 いじめと自死の関連性	120
第1 はじめに	120
第2 本件のいじめが当該生徒に及ぼした影響について	120

第3 当該生徒を自死に至らせたその他の要因について	126
第4 まとめ	127
第5章 学校及び教育委員会による対応上の問題点	128
第1 いじめを認知するための組織的な取り組みが不十分であった	128
1 当該校のいじめ認知件数	128
2 当該校がいじめ事案の発生自体を認知出来ていなかったこと	129
3 事案の発生自体は認知していたにも関わらず、いじめとして認知していなかったこと	130
4 チームアプローチの実践が不十分であったこと	131
5 いじめ防止基本方針が活かされていなかったといえること	131
第2 部活動でのいじめをキャッチする仕組みに課題があった。	132
1 当該水泳部が孤立していたことによりいじめが深刻化したことについて	132
2 いじめが起こっていたにも関わらず対応されなかったことについて	132
3 部活動内でいじめが起こった時の対応について	133
第3 (事案発生前) 生徒指導上の問題を有する生徒に対する指導のあり方	134
第4 クラス運営の課題	135
第5 事案発生後の遺族対応についての課題(事後対応)	137
第6 事案発生後、いじめをおこなったと考えられる生徒に対する指導に関する課題	138
1 事案発生直後の対応	138
2 いじめに対する指導の開始	138
3 別室指導の開始	139
4 別室指導の方針	139
5 別室指導中の学外での出来事	139
6 別室指導の終了	140
7 中学校卒業後まで見通した対応について	140
第6章 提言	141
第1 援助希求が出しやすく、受け止められる雰囲気づくりの徹底	141
1 「物わかりのよい」「やさしい」生徒の被害	141
2 弱いことを恥じず、正当に認め、援助希求を出せる支援を	141
3 いじめを許さない学校の組織文化の強化	142
第2 生徒指導観の拡張 —「元気の良い生徒」や「いじり」に対する姿勢—	143
1 「元気の良い生徒」に対する把握と指導	143
2 「元気の良い生徒」の言動に対する見きわめ	143
3 周囲の生徒に対する目配り	144
4 学校の組織的取り組み	144
5 「いじり」の問題性について	144
6 「いじり」を「いじめ」にさせない実効的取り組みを	145
第3 いじめ防止の観点からの部活動における人間関係への配慮と対応	145
1 部活動における「いじめの衝動」への配慮	145

2	部活動における規律の反動的な弱化・喪失.....	146
3	部活動顧問によるいじめ未然防止・早期発見・初期解決へ	147
4	提言の限界：部活動顧問の業務負担といじめ対応の限界.....	148
第4	事案発生後の対応についてのさらなる検討.....	149
1	事後対応に関する手引きの充実へ	149
2	事後対応の態勢づくり	149
3	対応態勢づくりにおける留意点.....	150
4	いじめ事案の場合のむずかしさについての継続的検討	151
さいごに		158

はじめに

令和5年8月14日、大阪市内の中学校に所属する中学3年生（以下「当該生徒」という）が自死した。

私たち児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和5年大市教委第2052号に関する部会（以下「当部会」という）は、当該生徒の自死を受けて、令和5年10月31日に設置された。大阪市の仕組みでは、いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防止法」という）第28条1項に定める重大事態が発生したとき、まずは、おおむね2か月以内に終えることを想定する初動調査を実施し、その後、被害児童生徒側が希望する場合には、詳細調査に移行するという運用をしている。当部会も、初動調査を経て、詳細調査に移行したことから設置された。もっとも、当該生徒の自死という極めて重大な事案であることに鑑み、上記初動調査を担当した委員（安藤、曾我）は、初動調査においては、資料の収集と調査に当たっての着眼点の整理をするにとどめ、できる限りはやく詳細調査に移行することが必要であると考えた。これは、数多くの生徒たちからの協力を得た上で、ヒアリング調査を実施しなければ、事実解明ができないと判断したからである。そこで、上記委員は、教育委員会事務局を通じて、当該生徒の遺族に対し、詳細調査への移行を積極的に提案し、了承を得た。その結果、当部会が設置されることになった。

本事案の調査を開始するにあたり、大阪市教育委員会からの諮問事項は次のとおりである。

【諮問事項】

- (1) 本件事案に係る事実関係の調査
- (2) 本件事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析
- (3) 調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討

本報告書は、この諮問事項に対する回答である。調査の過程で浮かび上がったのは、まさに、当該生徒に対するいじめは、透明化していたということである。誰もが、当該生徒が自死するとは思っていなかった。しかし、当該生徒を精神的に追い詰めたいじめはあったと認められるし、それに苦しんだ当該生徒の姿があった。

第1章 当部会の調査目的及び調査方針

第1 当部会の構成、委員会会合等の開催

1 当部会の構成

当部会は、次のメンバーで構成している。第1回の会合（令和5年11月13日実施）において、部会長に曾我智史、部会長代理に安藤麻紀が互選により選任された。

- ・ 安藤 麻紀（臨床心理士）
- ・ 曾我 智史（弁護士、社会福祉士）
- ・ 高橋 誠（弁護士）
- ・ 山下 晃一（神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授）

また、以下のメンバーを、当部会の調査をサポートする専門委員として選任した。

- ・ 相原 健吾（弁護士）
- ・ 荒井 久美子（臨床心理士）
- ・ 金子 真理子（臨床心理士）
- ・ 森山 ジェニー（弁護士）

2 当部会の開催経過の概要

当部会の会合は、令和5年11月13日～令和7年3月12日までの間に合計24回開催された（オンライン開催含む）。これ以外に、令和6年3月～令和6年8月にかけて、生徒及び教職員（以下、校長を含む）のヒアリングを実施しており、その人数は100名である（教職員22名、生徒78名。なお、中には複数回のヒアリングに応じた者もいる）。

第2 調査目的及び調査方針

1 基本姿勢

当部会の基本姿勢は、いじめ防止法の趣旨やいじめの定義に忠実に、調査に当たることである。

いじめ防止法は、いじめられた児童生徒の尊厳を回復することをその主眼としていると言ってよい。いじめによって自死に至った可能性が考えられる事案においては、わが子がなぜ亡くなったのかを知りたいという遺族の思いに応えることが必要である。この思いは、決して、私的なもの（遺族の個人的なもの）というだけではない。なぜ一人の子どもが自死したのかに関わる事実経過を知ることが、学校教育のありようを知り得るプロセスともなる。誰もが、学校には、安心でかつ安全な環境を求め、誰もがそういう環境で学びたい、あるいは過ごしたいと考える。子どもをもつ親であれば誰も、わが子には学校で安心して過ごしてもらいたいと願うものである。

ところが、学校が、子どもにとって安心で安全な場ではなかったとしたら、どうだろうか。いじめは、いじめ防止法第1条に、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」との説明がある。これは言い換えると、い

じめは、いじめを受けている子どもから、安心安全の場や、安心できる関係性を奪うこと（＝社会的剥奪）を意味している。また、いじめが起こっているにもかかわらず、それが放置されている状況は、それを見聞きした周囲の子どもたちの心身に悪影響を及ぼすと考えられ、いじめが重大事態化した場合には、その周囲の子どもたちには、無力感さえ植え付けることになりうる。いじめは、学校教育において求められる安心安全という基盤を揺るがし、あるいは破壊するものであり、いじめを受けた子どもだけに限らない問題なのである。

したがって、亡くなった子どもがいじめを受けた可能性があり、それゆえに自死した可能性があると考えられる事案においては、きちんとした事実調査をすることは、学校教育にかかわる関係者全員にとって重要である。

安心安全が保障された学校というのは、すなわち、児童生徒一人ひとりが、個人として尊重され、その人権が保障された（権利侵害が起こったときには、それが適切に回復されるプロセスが保障された）学校のことである。いじめ調査においては、このような人権保障の基盤が危機にさらされていたのではないかという観点から調査をすることで、調査の公益的意味が確認されるのである。

次に、いじめ防止法第2条にある「いじめ」の定義においては、ある行為をされた児童生徒が心身の苦痛を感じているという要素が重要である。これは児童生徒の精神世界において、心身の苦痛を感じるものであれば、基本的には、「いじめ」という言葉を用いて当該事象を捉えうることを意味している。

当部会は、この「いじめ」の定義に積極的意義を見出している。すなわち、「心身の苦痛を感じている」という内面の精神世界にスポットを当てることで、一人ひとりの児童生徒が、学校という場や空間において、安心感を覚えることができるような学校運営を考えていく必要が出てくる。これは、児童生徒一人ひとりを個人として尊重するという考え方に適合する。児童生徒のニーズは、一人ひとり異なるのであり、それに対して、学校が、どのようにしてそれら個別のニーズを把握し、児童生徒らの精神世界を丁寧に扱っていくかが問われるのである。

当部会は、このような「いじめ」の定義に含まれる意義を踏まえ、亡くなった当該生徒を中心に据えた上で、当該生徒がどのような心身の苦痛を感じてきたのかについて丁寧に考察することが必要であると考えた。また、それを考察する前提として、当該生徒を巡る事実関係についてできる限り詳細に調査し尽くすという姿勢が重要である。

2 学校での出来事を調査の中心としていること

当部会は、当該生徒を巡る生徒間での出来事やそれに関係する教員らの動きを調査することを調査の中心としている。必要な範囲で、当該生徒の家庭養育環境等についても調査し言及しているが、これが調査の中心となるわけではない。

その理由は次のとおりである。そもそも、特に義務教育を提供する学校は、児童生徒にどのような家庭的背景があろうとも受け入れて教育の機会を提供すべき責務を負う機関である。また、実際に教員らは、日々の教育活動において、家庭的背景要因をすべて網羅した上で対応しているわけではなく、一人ひとりの子どもにどのような家庭的背景事情や特性等があろうとも、いじめ防止対策を講じ、あるいは、いじめ重大事態化対策を講じるべき立場である。

他方で、教育という場は、子どもから見ると、自己の人格形成に大きな影響を及ぼす重要な環境要因である。

このように考えると、当該生徒を巡る環境要因のうち、学校という要因に着目し、そこを中心に据えて調査をしたとしても、学校や教育委員会に対して、本事案を踏まえた再発防止策を提言することが可能である。本事案においても、いじめに該当する事実が認定でき、当該いじめがなければ当該生徒の自死はなかったと考えることのできる合理的根拠を見出すことができれば（この意味については、後述）、たとえ仮に家庭内に何らかの課題があったとしても、当該いじめを防止するために必要であったと考えられる種々の対策は有効であると考えることができる。

3 当部会における調査趣旨

以上からすると、当部会の調査の趣旨は、以下のとおりである。

- ① 基本的に、学校という場を対象として、
- ② 当該生徒を巡る事実関係をできる限り詳細に明らかにすること
- ③ その際には、教員らも含め、関係した人たちの関与の内容や程度についても、できる限り詳細に明らかにすること
- ④ ②及び③の事実関係を前提にして、何がいじめに当たるかについて詳細に認定し、併せて、学校の対応上の課題もつまびらかにすること
- ⑤ 以上を踏まえて、学校及び教育委員会に対し、再発防止を目的とする提言をすること

第3 いじめに関する視点・捉え方

1 いじめの定義と解釈論

(1) いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止法第2条において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定められている。

本定義によれば、いじめ行為の担い手である「一定の人的関係のある者」が、当該行為の対象者である受け手に対して、「心身に苦痛を感じるような」何らかの「心理的あるいは物理的な影響を与える行為」を行えば、当該行為をいじめであると認定できる。このことはすなわち、「いじめ」に当たるか否かを判断する上では、いじめた側がいじめられた側に対して当該行為を行った動機や背景要因については（一旦は）脇におくということであり、仮にいじめられた側が最初に相手に対して何らかの否定的な行為や誘発的行為を行っており、その行為に対する報復等としていじめた側の行為が行われた場合のような事案についても、いじめられた側が何かしらの心身の苦痛を受けたのであれば、当該行為はいじめと認定するべきということになる。

なお、本定義については、いじめの定義としては指し示す行為の範囲が広すぎて、現実的な運用が難しいと指摘されることがある。社会通念上のいじめとは異なっているという指摘がなされることすらある。

しかしながら、そもそもいじめ行為は、SNSがその典型であるように、子どもたちの間で大人たちには見つかりにくい形で行われることが多く、教職員がいじめに気づいた時には、すでにいじめは根深い段階に至っていることが多い。だからこそ、大人たちは、いじめられている側の子どもが発する些細なSOSのサインを見逃すことなくキャッチし、いじめられている子どもを守るという態度が必要なのである¹。

当部会は、前述のとおり、現在のいじめの定義に積極的意義を見出している。いじめという定義の中にある「心身の苦痛を感じている」という言葉に着目している。この言葉に着目するとき、児童生徒の気持ちや苦しみを大切に扱うことが重要であるという共通認識が得られる。われわれは、このような苦しみに寄り添える学校こそが、子どもたちが求めている学校であると信じている。

(2) いじめを認定するに当たっての解釈指針

当部会は、いじめの認定をするにあたっては、次のとおりの解釈指針で臨んでいる。

- ① 本定義における「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

他方で、「心理的な影響」を与えていたかどうかの認定は簡単ではない。いじめを受けた側は、報復を恐れるなどの理由により「いじめられている」「つらい」と訴えないことも多く、心理的な苦痛を受けていたことの認定が難しいという、いじめを評価する上での課題がある。この点、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、当該行為を受けた児童生徒の立場に立つて行うこと、このとき、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

たとえば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子やそれまでの文脈をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、ある行為をされた児童生徒本人

¹ 文部科学省は、「いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為『ごく初期段階のいじめ』『好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合』等もいじめとして認知することとなる。法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自死等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である」との見解を示している（文部科学省、2013）。

が置かれた状況やその周囲の状況等を客観的に把握していく必要がある。

当部会は、「心理的・物理的な影響を与える行為」を受けていたかどうかは、関係生徒からの聴き取り等から事実を認定し、ある行為をされた児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に把握し俯瞰した上で、一般的規範的にみて、心理的・物理的な影響を受けていたと評価できるか否かという視点で認定にあたった。

- ③ 本人が「心身の苦痛」を感じていたかどうかについても、同様に、関係生徒からの聴き取り等から得られた事実関係から、ある行為をされた児童生徒本人や周囲の状況等を客観視した上で、一般的規範的にみて、本人が心身の苦痛を感じているといえるか否かという視点で認定にあたった。

- ④ なお、上記②及び③にある、「一般的規範的にみて」という観点については、後述の、中井久夫（1997）の指摘や、いじめの四層構造の指摘や、スクールカーストの視点等を踏まえながら判断している。

たとえば、中井の指摘によれば、いじめには段階があり、第一段階である「孤立化」から、第二段階である「無力化」を経て、第三段階である「透明化」に行き着くと説明している。この「無力化」や「透明化」の段階にまで及ぶいじめを受けた者は、いじめ初期段階の単純なからかいやちょっかいと比べて、深刻な問題を抱えることになることが想定される。この中井のいじめの三段階説を引用すれば、いじめが無力化の段階を迎えていたり、透明化の段階にまで進んでいたりする場合は、心身の苦痛はより一層大きく、自死への影響も強いといえることができる。

(3) いじめと自死との関連性の認定手法について

本報告書の第4章「いじめと自死の関連性」では、第3章においていじめであると評価認定した事実関係と、当該生徒の自死との関連性を検討している。

当部会の使命は、「いじめ」が「自死」に対し、一定の影響を及ぼしたと言えるか否かという意味での関連性の有無や程度を明らかにするところにある。この意味で、法的責任（損害賠償責任）を追及するうえでの、法的概念である因果関係とは異なっているし、他方で、自然科学的に自死の原因を追究するものでもない。

そして、この関連性は、生徒間の関係性を基礎にして、いじめの四層構造やいじめの三段階説等の各理論を踏まえて、当該生徒がどのようにして精神的苦痛を感じ、どのようにそれを蓄積していったか、どのような事実から、孤立感や無力感等を覚えていったと言えるか等について、社会学的観点、心理学的観点及び法的観点から総合的に検討する作業である。

2 いじめを捉えるための視点

いじめは、からかいや悪口から、暴行に至るまで、幅広い。からかいや悪口は、子どもたちの間で頻繁に起こる。いじめは、ハラスメントという言葉に近い概念であると考えてよく、人間社会の病理であると言ってよい。

いじめは、「いじめる側」と「いじめられる側」という2人以上の関係の中で起こる。もちろん、2人だけの関係性でいじめが進行することもあるが、いじめる側が集団であったり、ある

いは、集団になっていったりする過程で深刻化していくことが多い。

また、いじめは、学校内外を問わず起こりうるものであるが、特にクラスメイトや部活動においては、児童生徒間の密接性が高く、かつ人間関係の閉鎖性も認められることが一般的であるため、構造的に、いじめが起きやすい。

ここでは、いじめを捉える視点を紹介する。森田洋司らが唱えたいじめの四層構造モデル、森口朗が指摘したスクールカーストの考え方、中井久夫の孤立化・無力化・透明化の過程（三段階）、和久田学のアンバランスパワー及びシンキングエラー、いじめの四層構造モデルを進化させたいじめの多重多層構造モデルである。

(1) いじめの四層構造（森田ほか）

最近のいじめの特徴として、プロレスごっこのような偽装化、真面目、正義感、好成績などのいじめられる対象の広がり、無視の強要などでいじめに加担させられることなどがある。また、複数のリーダーとそれを取りまく不特定多数のいじめる側が集合化しエスカレートすることも多い。いじめる側の歯止めも効かないうえに、仲裁者が出にくいことも抑止力を弱めている。

また、エスカレートしやすいいじめの要因として、久保田(2013)は「異質」な者の排除、制裁することを「口実」としたものの、遊びや快楽を目的としたものがあるとしている。これらのいじめは、教師の目の届かないときに教室など子どもたちの集団で起こり、繰り返され、次第にエスカレートしていくことが多い。

教室でのいじめ場面にはいじめられる児童生徒（被害者）といじめる児童生徒（加害者）が中心にいるわけであるが、それらを取り巻く周囲の子どもたちの存在がいじめの制止やエスカレートに大きな影響を与えていることを指摘して、図のような四層構造モデルが提唱された（森田ら、1994；森田、2010）。図にあるように、周囲の子どもたちはさらに二層に分かれる。加害者のすぐそばには、いじめをはやし立て面白がって見ている「観衆」がおり、その外側には見て見ぬふりをしている「傍観者」がいる。いじめはこうした四層構造が絡まり合いながら学級全体の生徒どうしの反応によって収束したりエスカレートしたりするのである。

「観衆」は自分で直接いじめていないが、面白がったりはやし立てたりすることにより、いじめの火に油を注ぐことになる。観衆の中には、いじめる側に気に入られようとして、たまにいじめに加担することもあるが、何かのきっかけでいじめられる側になることもある。

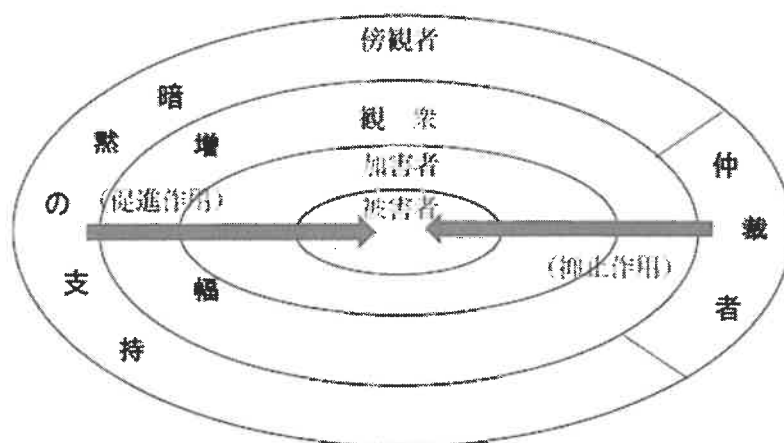


図1 いじめ集団の四層構造モデル
(森田、2010『いじめとは何か』)

これに対して、「傍観者」はいじめが起きていることを教室内にいてわかっていながら、気づかないふりをしている子どもたちである。彼ら・彼女らの多くは、ターゲットが自分になってしまうことを恐れて、何もなかったかのように振る舞うことが多い。そういう行動、態度はいじめの側に対する服従の表明になり、暗黙の支持をしていることになる。ただ、そういう立場の子どもたちもいじめの側に目をつけられると、いじめられる側になることもある。

例外として、傍観者の層から仲裁者が出てくこともある(図1の右側)。仲裁者とはいじめを見て、「かわいそうじゃない。止めなさいよ」等といじめの側を直接制止する子どもたちである。このような子どもたちが多ければ、教室内の自浄作用でいじめが抑止されて安心できる教室になる。だが、実際は、いじめの側と仲裁者の力関係があり、仲裁者自身が新たなターゲットにされる危険性もあるので、仲裁をする子どもは減っているのが実情である。

(2) スクールカースト(森口)

近時よく使われる「スクールカースト」とは、森口(2007)が提唱した、学級内地位を示す言葉である。言葉自体がインドのカースト制を思い起させることもあるし、実際は流動的でもあるので、この言葉を使うことに抵抗がある教員や学者も多いが、子どもたちは自分自身の学級内地位を直感的に理解し表現しやすいこともあり、よく使われるようになった。実際に、スクールカーストを想定して、1軍、2軍などという表現を使う子どもたちがいる。

スクールカーストは、上、中、下とか、その中をもっと細分化して上の下、中の上、下の下などと階層のようなイメージで使われる言葉である。その地位で学校生活の楽しさが変わることから、このスクールカーストを気にして、多くの子どもたちは少しでも学級内地位をあげようとするし、下位の子どもたちが頑張ってもアピールして失敗すると、気の合う少ない友だちと、目立たないようにその年を過ごすことになる。

スクールカーストとは、①同調力、②自己主張力、③共感力という三つのコミュニケーション力の高い—低い組み合わせによって、学級内地位の上位—下位を判断する方法である。三つとも高い児童生徒を“スーパーリーダー型”、自己主張力と同調力は高いが共感力の低い、“残酷なリーダー型”(いじめ首謀者候補)、同調力と共感力は高いが、自己主張の低い“人望あるサブリーダー型”、同調力は高いが共感性も自己主張も低い“お調子者タイプ”(いじられキャラ、いじめ同調者候補)、自己主張力と共感性が高く、同調力の低い“孤高派タイプ”、自己主張力は高いが、共感力と同調力が低い“自己チュータイプ”(いじめ被害リスク大)、共感力は高いが、自己主張力と同調力の低い“いいやつタイプ”(いじめ被害リスク中)、同調力も共感力も自己主張力も低い“何を考えているかわからないタイプ”(いじめ被害リスク大)の8つに分類できる。

教師の見えるところでのいじめは、“自己チュータイプ”が他人にいらぬことを言っ嫌われたりとか、“お調子者タイプ”がからかったり、いじられたりしてふざけているのがエスカレートしたりということが多いと思われる。教師の見えないところで、他の児童生徒の悪口を言ったり、その児童生徒を無視や仲間はずれにしたりするなどのいじめは把握されにくいもので

ある。「無視や仲間はずれ」は、『いじめの国際比較研究』（森田、2001）でも日本の女子では「悪口・からかい」について2番目に多い手口であり、イギリス、オランダ、ノルウェーが35%～52%なのに対して日本は68%であり、日本の女子児童生徒に多いいじめの手口と言われている。

学級でも部活動でも、“残虐なリーダー”型の子が複数いて、その集団を仕切っているような場合、いじめの対象が次々変わるようなことも起こってしまう。また、いじめる側のグループ内にいても、何かのきっかけでいじめられる側になり、下位グループに突き落とされることもある。

(3) いじめの三段階（中井）

中井久夫（1997）によると、いじめの進行過程や心理変化には「孤立化・無力化・透明化」の三段階がある。

第一に、「孤立化」の段階では、いじめの標的が特定化され、いじめる側からPR作戦が展開される。どうしてもいいような後付けされた理由を周りに広め「いじめられるのは、いじめられるだけの理由がある」という空気を蔓延させる。周囲の子は、自分がターゲットにならなかったことに、ほっとしターゲットから距離を置くようになる。このPR作戦が、教師にも及び、うっかり「あいつにもそういうところがあるなあ」と言ったり、黙認したりすることがあれば、いじめる側は承認を得られた形でますます勢いづいてくる。そうすると、いじめられた方は自分に非があると思ひ込み「警戒的超覚醒状態」に陥り、心身の不調をきたすことになる。

第二に、ここで、いじめられる側が反撃すれば、いじめる側は激しい暴力をふるったり、言いがかりをつけたりして、さらに懲罰を加える。「自分たちは何でもお見通しだ」と誇示し、いじめられる側に「無力化」を植え付ける。大人に助けを求めることに対しては、とくに大きな懲罰が与えられることも重なり、いじめられている子どもたちのサインが周りの大人に受け取られることは「太平洋の真ん中の漂流者の信号がキャッチされる」よりも困難である。

第三に、やがていじめが常態化し、周りの人にも見えなくなり、「透明化」の段階に入る。いじめられている子ども自身にも、いじている相手との対人関係が内容ある唯一のもの（リアルな関係）として支配され、感情的にも相手に隷属していくことになる。いじめられている者は孤立無援となり、いじめ関係が永遠に続くように思えてくる。そのうえに、いじめる側が要求する無理難題に頑張っても軽いものとして扱われることで、自己の無価値化が極限に達する。いじめる側の気まぐれでいじめられない日があるとそれを「恩恵」と思うようになり、大人の前では、こわばりつつも、いじめの相手と遊んで見せたり、別のいじめに加わったりすることもある。心配した家族の問いかけにも暴君的に振舞うこともある一方で、家族の前では「いい子」であり続けようとすることも多い。その最後の誇りが失われそうになったときに行われるのが自殺である。この三段階は、いじめにより人間性を奪われ相手に隷属させられていくプロセスである。

以上の(1)ないし(3)の考え方は、学級や部活動など児童生徒集団内の現象を主に取り上げたものであるが、担任や顧問をはじめとする教職員の指導、児童生徒との相互作用なども、これらの現象に大きな影響を与えていることも忘れてはならない（後述(5)参照）。

(4) アンバランスパワー・シンキングエラー（和久田）

この概念は、和久田学(2019)が提唱した概念である。いじめという概念に関し、マーク・ボンズらが提唱する4つのキーワード「相手に被害を与える行為」「反復性」「力の不均衡」「不公平な影響」のうち、「力の不均衡」「不公平な影響」という2つのキーワードに着目している。この2つのキーワードを「いじめを深刻化させるキーワード」として共有する必要があるとする。和久田は、「力の不均衡」を「アンバランスパワー」と言い換え、「不公平な影響」を「シンキングエラー」と言い換える。

和久田によれば、この2つがそろると、当事者同士では解決ができなくなり、周囲に助けを求めなければならない。

「アンバランスパワー」は、いじめる側といじめられる側との間の力の不均衡であり、これは、肉体的要素、精神的要素、情報力の差、家庭的背景、公的なポジション（学校での役割）などにより発生する。

「シンキングエラー」は、いじめる側が有しがちな「あれは遊びだった」「自分にはそういうことをしてよい権限がある」「これは指導なのだ」などの考えをいう。いじめる側に最も顕著な特徴は、「共感さのなさに基づくシンキングエラー」であり、いじめ加害を正当化するための思考形式が見て取れる。

和久田は、いじめ加害者が有する思考形式を正すための対応として、「他の人の行動ではなく、自分の行動として考えさせる」「自分がその人の立場だったらどう感じるのか考えさせる」「やりたくないこと、つまらないことでも、やらなければならない場合があること、逆にやりたいことを我慢しなければならない場合があることを説明する」「怒りの原因に気づかせる。怒らなくてすむ方法を考えた方が、本人にとっても周りにとってもよいことに気づかせる」「物事にはさまざまな段階があり、負けることから学ぶことが多いことを知らせる」などを指摘している。

(5) いじめの多重多層構造（当部会）

いじめの多重多層構造は、当部会の部会長が提示するモデルである。いじめは、いじめ防止法の定義にも見られるとおり、児童生徒間での事象である。前述の森田や森口の指摘は、それを誘発しあるいは促進する因子として、周囲の生徒たちの振る舞いが大きな影響を及ぼしていることを明らかにしている。

しかしながら、いじめを誘発しあるいは促進する因子は、もっぱら児童生徒側にあるとは限らず、教員らの振る舞いや、学校という構造の中にも存在する。たとえば、教員らが、いじめ被害を受けている児童生徒からのSOSのサインを見落とすだけで、それが、いじめ被害を受けている児童生徒の援助希求力を減殺する可能性がある。これが、より一層、いじめ被害を深刻化させることがありうる。また、児童生徒同士で行われているいじり行為を、教員が、生徒同士がお互いにかかっているだけであると考えて見過ごすことも、いじめを深刻化させる要因になりうる。

また、過度に管理的な教育も、いじめの誘発ないし促進因子になりうる。生徒指導場面で、特定の生徒を指導する際に、その生徒の尊厳に対する配慮を欠いていた場合（たとえば、教室で特定の生徒だけ立たせて叱責をする）、それが、その特定の生徒に対するいじめの誘発要因と

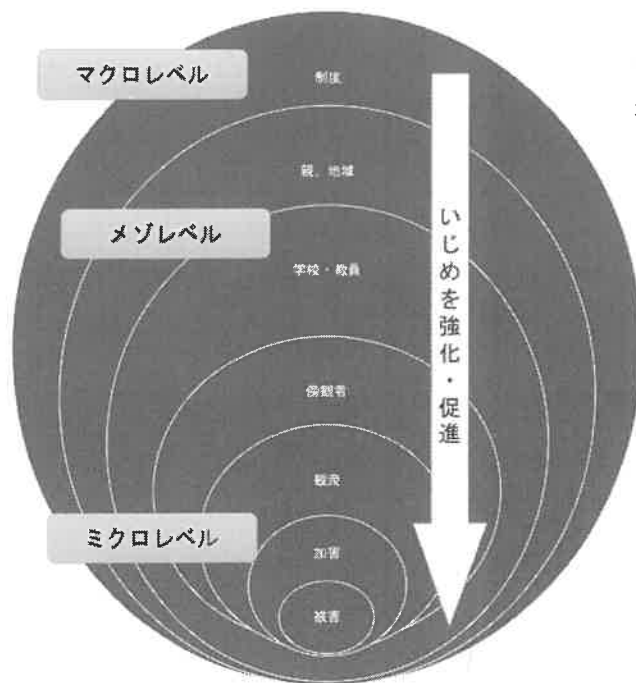
なりうる。その生徒が、すでにいじめ被害を受けている場合、辱めを受けたという感覚から、心身の苦痛を深刻化する可能性が高い。

シンキングエラーは、教員による生徒たちに対する振る舞いによって、強化されることもある。たとえば、あるいじめ事案を認知したとして、教員らが、生徒たちに対する指導の一環として、いじめた側の生徒から、いじめられた側の生徒に対して、謝罪をさせたところ、その後、より一層、いじめが酷くなるケースがある。謝罪という行為は必要なのであるが、謝罪に向けた段取りや生徒たちそれぞれの意識づけあるいは動機づけの方向性を誤れば、いじめた側の生徒は、「謝罪をしたのだから、終わりのはず」などというシンキングエラーを起こすことになりうる。いじめられた側の生徒は、謝罪を受けたからと言って、心の傷まで回復するとは限らない。重要なのは、謝罪の後に、いじめた側の生徒たちが実際にどのように振る舞うかであり、これこそが生徒指導上留意しなければならない点である。

さらには、学校という組織運営の在り方も、いじめに影響を及ぼす。たとえば、いじめ防止対策組織が機能していない場合である。いじめ防止対策組織は、本来、生徒一人ひとりの個別のニーズを把握しながら、まさにケースバイケースで、どのように対応するかを議論し、認識共有を得た上で、実際に対応実践をしていくための組織である。生徒間トラブルと思える事象の背景に一体何があるのか、生徒間にどのような力関係があるのか、権利ないし人格的利益の観点から誰の人格が傷つけられていると言えるのかなどについて、議論をしたうえで方針を決める場である。いじめ防止対策組織が機能していないとき、教員らの対応姿勢に一貫性が保てず、いじめられた側の生徒が、教員らの言動によって、いわば二次被害に遭う可能性がある。

このように、いじめを誘発しあるいは促進する因子は、学校教育という構造の中にも見出すことができる。

いじめの多重多層構造に関しては、森田のいじめの四層構造モデルにプロットすると、これの外延に、教員らの言動や教育体制、いじめ施策が位置づけられる（次ページの図を参照）。もちろん、家庭での保護者の振る舞いも影響を及ぼす。これら外延の要素が、いじめを誘発しあるいは促進する要因となりうるのである。また、それぞれの層は、必ずしも、外延から内心に向けての一方向に作用しているわけではなく、児童生徒を含む関係者の言動あるいは振る舞いが相互に複雑に影響を及ぼし合っている。



いじめの 多重多層構造 (曾我 2023)

マクロレベル…法制度や教育行政施策の在り方が影響を及ぼしている。

メゾレベル…例えば、親の「いじめ」の定義への理解の足りなさや、地域性、教員の振る舞いや同僚性の悪さが、児童生徒のいじめを促進している。

ミクロレベル…いじめの4層構造の指摘。

【文献】

- 久保田真功 (2013). 「なぜいじめはエスカレートするのか？」『教育社会学研究』92、107-127.
 中井久夫 (1997). 「いじめの政治学」『アリアドネからの糸』みすず書房、2-23.
 堀 裕嗣 (2015). 「スクールカーストの正体：キレイゴト抜きはいじめ対応」小学館
 森口 朗 (2007). 「いじめの構造」新潮社
 森田洋司・清永賢二 (1994). 「新訂版 いじめ—教室の病—」金子書房
 森田洋司 (2010). 「いじめとは何か」中公新書.
 森田洋司監修 (2001). 「いじめの国際比較研究」金子書房
 和久田学 (2019). 「学校を変える いじめの科学」日本評論社

第4 10代の子どもが自死に至る背景や心情を理解するための視点

1 自死の原因を検討する上での背景要因の分類

- (1) 在学中の子どもが自死する背景要因については、その行動範囲を踏まえ、一般に「学校的背景」「家庭的背景」「個人的背景」の各要因に分類することができる（文部科学省、2014）。一般に、10代の子どもが過ごす場所というのは、基本的には、家庭か学校であると考えられるのであり、本事案を検討する上でも、上記3要因を踏まえて検討することが妥当である。

そして、これら3要因ごとにさらに分析すると、以下の各要素を抽出することができる。

① 学校的背景

- ・進路問題
- ・学業不振
- ・いじめの問題
- ・教職員からの指導・懲戒等の措置
- ・不登校又は不登校傾向
- ・友人関係での悩み（いじめを除く）
- ・異性問題

など

② 家庭的背景

- ・保護者との不和
- ・保護者の離婚
- ・経済的困窮
- ・保護者による虐待

など

③ 個人的背景

- ・精神科治療歴有
- ・独特の性格傾向（周りの人に甘え頼るなどの未熟・依存的性格傾向、俗に言うキレやすいタイプの衝動的な性格傾向、二者択一的な考えにとらわれるなど極端な完全癖など）
- ・自殺をほのめかしていた
- ・自傷行為
- ・孤立感
- ・厭世（えんせい）

など

(2) 文部科学省（2014）では、「子どもの自殺等の実態分析」において、児童生徒の自死が生じる背景として、学校要因、家庭要因、個人要因（性格、精神疾患等）などが複雑に関連しあっていることが一般的であるとして、自死の検討をする際、留意するよう、関係者の注意を喚起している。

2 児童・青年における自死のリスク要因（危険因子）に関する知見

青少年における自死現象のリスク要因として、次のように指摘する知見がある（タパーら（2018）1128 頁以下）。

- ① 自殺行動の家族歴及び遺伝的影響
- ② 心理学的特徴（絶望感、二者択一的な思考、将来に対する否定的な恣意的推論、外部要因による抑制など）
- ③ 精神的問題を引き起こす身体的不健康（疾患、うつなど）
- ④ 家庭要因
- ⑤ 仲間による自殺行動と群発自殺による影響から見た仲間
- ⑥ 環境要因（学校生活上の困難さ、中途退学など）
- ⑦ 直前のリスク要因・ライフストレッサー
- ⑧ 亡命希望者と文化的要因

なお、上記⑦には、次の記述がある。

「心理学的剖検では、自殺死した若者は、拒否、葛藤、関係性の喪失、規律・法律の違反などのストレスの高いライフイベントを自殺の直前に経験している割合が対照群と比較して高いことが示されている。いじめは、特に精神的な不健康、自殺念慮、およびあらゆる種類の自傷と関係している。

さらにもう一つの自殺の直前のストレッサーとして、青年が物事に傾倒しやすい特性を持っていることが挙げられる。すなわち、多くの青年が危機に直面した際に短絡的な解決

方法にとらわれやすく、それが誤った判断や抑制力の低下につながることで、結果的に自殺行為に至ることがある。」(タパーら (2018))

3 文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル(平成21年3月27日児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)

文部科学省(2009)は、自死に追いつめられる子どもの心理がどのようなものかについて、以下のとおり整理している。この整理は、今や、教職員の間ではよく知られた内容であると言える。

「自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるというよりも、長い時間かかって徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的です。自殺にまで追いつめられる子どもの心理とはどのようなものなのでしょう。次のような共通点を挙げることができます。

- ① ひどい孤立感:「誰も自分のことを助けてくれるはずがない」「居場所がない」「皆に迷惑をかけるだけだ」としか思えない心理に陥っています。現実には多くの救いの手が差し伸べられているにもかかわらず、そのような考えにとらわれてしまうと、頑なに自分の殻に閉じこもってしまいます。
- ② 無価値感:「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」といった考えがぬぐいされなくなります。その典型的な例が、幼い頃から虐待を受けてきた子どもたちです。愛される存在としての自分を認められた経験がないため、生きている意味など何もないという感覚にとらわれてしまいます。
- ③ 強い怒り:自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れることができず、やり場のない気持ちを他者への怒りとして表す場合も少なくありません。何らかのきっかけで、その怒りが自分自身に向けられたとき、自殺の危険は高まります。
- ④ 苦しみが永遠に続くという思いこみ:自分が今抱えている苦しみはどんなに努力しても解決せず、永遠に続くという思いこみにとらわれて絶望的な感情に陥ります。
- ⑤ 心理的視野狭窄:自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態です。

4 自殺の対人関係理論

自死の発生は、「獲得された自殺の潜在能力」「所属感の減弱」「負担感の知覚」という3つの要因で説明されている(Thomas E.Joiner Jr.ほか(2024)、松本俊彦(2019))。

「獲得された自殺の潜在能力」とは、痛みや恐怖への慣れを意味する概念であり、繰り返される自傷行為や自殺企図、暴力被害などによって高まる。他方で、「所属感の減弱」と「負担感の知覚」は、いずれも対人関係に関連する要因であり、「所属感の減弱」は他者との関係が弱まり孤独感や孤立感を抱くこと、「負担感の知覚」は、「自分が誰かの負担になっているのではないか」「自分がいないほうが他の人が喜ぶのではないか」といった思いを抱くことを意味している。

【文献】

Keith Hawton ほか(2018)。「自殺行動と自傷」ラター児童青年精神医学 明石書店、1125-1149

Thomas E. Joiner Jr. ほか (2024). 「新装版 自殺の対人関係理論 予防・治療の実践マニュアル」
日本評論社
松本俊彦編 (2019). 「『助けて』が言えない」 日本評論社

第5 児童生徒の自死が起こったときの緊急支援

1 学校における緊急支援

緊急支援は、「災害や事件・事故といった危機に遭遇して一時的に混乱に陥った学校のサポート機能の回復及び促進を支援するため、スクールカウンセラー等が派遣されること」と説明されている(窪田ら、2020b)。児童生徒や学校全体を巻き込む突発的で衝撃的な出来事が生じることによって、学校コミュニティが混乱に陥ることを「学校コミュニティの危機」と捉える。

そのきっかけとなる具体的な出来事としては、次のようなものが挙げられる(窪田、2020a)。

- ①児童生徒の自殺 ②学校管理責任下で生じた事件・事故による児童生徒の死傷
- ③交通事故、火災など学校管理責任外の事故による児童生徒の死傷 ④自然災害による被害
- ⑤地域で生じた衝撃的な事件 ⑥児童生徒による殺傷事件 ⑦教師の不祥事の発覚
- ⑧教師の自殺など突然死 ⑨感染症の世界的流行

危機への反応には、個人レベルの反応と組織・集団レベルでの反応がある。個人レベルの反応としては、自分も同じような危険にあうかもしれない、またはあっていたかもしれないという恐怖や大切な級友や先生がいなくなったという喪失、事件・事故、災害による日常生活の変化によって感情面・身体面・認知面・行動面でのストレス反応があらわれる。いわゆる心のケアが必要な状態である。組織・集団レベルの反応としては、人間関係の対立や情緒の混乱、あるいは学校がもともと抱えていた問題の顕在化としてあらわれる。

学校には本来成長促進機能と自然回復機能が備わっている。そのため、ある程度の個人レベルの反応に対しては通常対応ができるのが一般的である。しかし、緊急支援の必要な出来事が起こった時には個人レベルの反応の数が多くて対応が難しくなったり、組織・集団レベルでの反応もあらわれたりするため、その機能を十分に発揮することができなくなる。学校自体がその事象の直後から主体的に活動し学校機能を回復するということに対しての後方支援を行うのが緊急支援の目的である。

派遣されたスクールカウンセラー等はまず事象の概要の確認、学校の対応や状況の確認を行い、すでに決定されていることや学校のニーズをふまえて緊急支援の内容やその方向性を決定する。初期の実際の活動として行われることが多いのは、教職員研修、ハイリスクな児童・生徒の共有と今後の対処についての確認、こころの健康調査票等アンケートの実施、児童生徒の集会や保護者集会についての助言や参加、児童生徒や保護者への心理教育、カウンセリングの案内・実施などである。また、学校生活を見守りながらの支援をしつつ、構成員間・他機関とのつなぎを行ったり、長期的な心のケアとして当該校スクールカウンセラーへのつなぎを行う。

2 自死事案の緊急支援

児童生徒の自死は、学校コミュニティを大きく揺さぶる最も大きな出来事の一つであり、構成員は強い心理的ダメージを受ける。亡くなった児童生徒の身近な児童生徒や教職員を中心に、自

死の予兆に気づけなかったことや自死を止められなかったことについての自責と周囲の人々への非難が生じる。児童生徒の自死の原因として、いじめが推測される場合は特に学校コミュニティの混乱が大きくなる傾向がみられる。直接目撃をしていない人々にも多くの心理的影響を及ぼし、学校コミュニティは深刻な危機状態となりやすい。

事案発生後は、事案についての正確な情報を伝え共有することが望ましいが、児童生徒の自死の場合、その事実を他の児童生徒に伝えるためには保護者の承諾が必要なため、保護者がそれを了承しないことにより、学校が他の児童生徒への対応に苦慮する場合も多い。児童生徒の自死の事実を他の児童生徒に伝える際に、全校集会の形を取ると一人の生徒の動揺が他の児童生徒に爆発的に広がる危険があるため、各生徒の反応をより把握するためにも、各クラスにおいて、校長からの放送での説明や担任からの口頭説明の形を取ることが望ましい。

児童生徒の自死の場合、その児童生徒と関わり深い児童生徒、教師ほどストレス反応が出やすい。その対応として、危機的な出来事を体験した際のストレス反応とそれに対する対処方法についての情報提供を行う心理教育が行われる。また、事案についての各自の体験をありのままに表現する機会を保障するために心の健康調査票などのアンケートや教師による個別面接、スクールカウンセラー等による個別面接などが行われる。いじめが原因として推測される場合はアンケート調査や聞き取り調査による事実確認と、心のケアのためのアンケートや個別面接が同時に行われることとなる。教師が事実確認、緊急支援として派遣されたスクールカウンセラー等が心のケアといった分担ができることが望ましい。警察の取り調べやマスコミの取材など、事件後の対応で児童生徒が二次被害を受けないよう、教育委員会と連携しながら様々な配慮を行うことも必要になる場合がある。

福岡県臨床心理士会編 窪田由紀編著 (2020a).「学校コミュニティへの緊急支援の手引き 第3版」金剛出版

窪田由紀ほか (2020b).「学校における災害、事件・事故後の子どもの心理支援に関するガイドライン」

<http://kinkyusien.info/%e3%82%b3%e3%83%b3%e3%83%86%e3%83%b3%e3%83%84%e9%9b%86>

(コンテンツ集内：2024年9月最終アクセス)

「学校コミュニティ危機への心の支援」<http://kinkyusien.info/> (2024年9月最終アクセス)

第6 事実認定をする上での方針

当部会の事実認定の基本方針は次のとおりである。

- 1 客観的資料により裏付けられる事実関係については、他に特段の事情のない限り、事実認定の基礎に加えている。もっとも、客観的資料とはいっても、その作成者は誰か、その作成者はどのような情報をもとに当該資料を作成したのか、当該資料の記載内容と他の資料との間で整合が保たれているかなどについて吟味する必要がある。
- 2 供述など人の記憶に基づくものについては（なお、上記客観的資料の中にも、これに基づくものがある）、他の確かな客観的資料による裏付けがあるか、その供述内容に具体性や迫真性が

あるか、当該供述者の以前の供述との間で重要な点で変遷がないか、当該供述はどのようなタイミングで出てきたか、他の供述証拠との間で整合性があるかなどを総合的に検討したうえで、「確かである」という心証を得た場合に、それを事実認定の基礎に加えるようにした。

- 3 他方で、ある供述につき、全く客観的資料による裏付けがない場合で、他にその供述を否定する供述がある場合においては、それぞれの供述の具体性や、それぞれの供述が出てきた時期などを検討した上で、「確かである」という心証が得られない場合は、当該供述は事実認定の基礎に加えていない。

これは、当部会が、第三者委員会であるという立ち位置であり、実質的公平性と公正性が求められる立場であることからくる当然の帰結である。

第7 本報告書の構成について

本報告書は、第2章において、事実経過を記述している。ここでの事実経過は、上記第6の方針のもとで認定できる事実関係を記述した部分である。

その上で、第3章において、いじめの認定をしている。ここでは、第2章において認定された事実関係のなかで、当該生徒に対するいじめであると認定できる事実を列挙している。

次に、第4章において、いじめと自死の関連性について検討している。ここでは、第3章においていじめとして認定された事実関係と、当該生徒の自死との間の関連性を検討した部分である。また、その関連性の程度についても検討している。

第5章では、本事案の学校や市教委の問題点を検証している。その上で、第6章において提言をしている。

第2章 当部会が認定した事実

第1 前提事実

1 当該生徒について

当該生徒は[]生まれである。大阪市立中学校（当該校）に在籍し、1年時（令和3年度）は3組に、2年時（令和4年度）は4組に、3年時（令和5年度）は4組に属した。部活動では、水泳部に所属していた。中3の当時、当該生徒は、母及び妹と暮らしていた。当該生徒は、思いやりのある優しい生徒であった。

2 当該校の概要

(1) 地域からの概況

当該校は、大阪市内にあり、[]

[]印象である。

当該校の、令和5年度の在籍生徒数は[]であり、普通学級は[]あった（これに加えて、特別支援学級も設置されている）。当該生徒が属した第3学年の生徒数は[]であった。

(2) 当該校の人員体制の概要

当該校の、令和3年度～令和5年度の各人員体制は次のとおりである。

ア 令和3年度

校長

教頭

1年学年主任 T1

1年1組担任 T2

1年2組担任 T3

1年3組担任 T4

1年4組担任 T5

生徒指導主事 T6

水泳部主顧問 T7

水泳部副顧問 T8

イ 令和4年度

校長

教頭

2年学年主任 T1

2年1組担任 T2

2年2組担任 T3

2年3組担任 T4
2年4組担任 T5
生徒指導主事 T6
水泳部主顧問 T7
水泳部副顧問 T8
図書担当 T9

ウ 令和5年度

校長

教頭

3年学年主任	T 1
3年1組担任	T 4
3年2組担任	T 2
3組3組担任	T 3
3年4組担任	T 5
生徒指導主事	T 6
水泳部主顧問	T 8
水泳部副顧問	T10
主務養護教諭	T11（1年付）
スクールカウンセラー	SC 1
図書担当	T12（2年付）

(3) 当該校の会議体について

ア 職員会議

職員会議は、当該校では、月1回、月末か月初に開催される。いじめに関する情報は、職員会議で情報共有された。いじめの認知件数は、最終的には、生徒指導主事がとりまとめ、管理職が点検をする。教育委員会には、学期ごとに報告をする。

職員会議は、いじめに関して言えば、主として情報共有が目的であり、具体的な事案について、誰がどのように動くかなどの役割分担を実質的に議論する場ではない。

イ 学年会議

学年会議は、当該校では、月1回、月末か月初に開催される。学年会議は、その名のとおり、学年団での会議であり、野外活動や行事など学年ごとに取り決めておくべきことを議論する場である。いじめを含む生徒指導案件についても、学年会議で情報共有された。

なお、学年会議も、職員会議も、後述する生活指導部会等の会議も、だいたい同じ週に固まって開催されていた。

また、学年会議とは別に、[REDACTED]全教職員参加のもとで開催されるのが通例であった。他方で、学年打ち合わせは、毎朝学年ごとに実施しており、その日、生徒のこと等で学年全体に共有しておいた方が良くと考えられる情報が共有された。

ウ 生活指導部会

生活指導部会は、当該校では、月1回、月末か月初に開催される。生徒指導主事、生活指導部長、各学年の生活指導担当らが集まって、各学年での生徒指導事案につき報告された。それとともに、生徒指導上の留意点について意見交換がなされた。なお、令和5年度の生活指導部長は、T5であった。

エ いじめ対策委員会

いじめ対策委員会は、いじめ防止法第 22 条に根拠をおく組織である。当該校では、この会議体が独自に開催されていたわけではなかった。なお、当部会のヒアリングにおいて、職員会議がいじめ対策委員会を兼ねていたと回答する教員もいれば、いじめ対策委員会が開催されたことはなかったと述べる教員もいた。

(4) 水泳部

当該生徒は、水泳部に属した（男女とも属している）。

水泳部の顧問は、令和 3 年度及び令和 4 年度については、T7 及び T8 であり、令和 5 年度は、T8 及び T10 であった。

ア 令和3年度の部員（当該生徒は中1）

という構成であった。

イ 令和4年度の部員（当該生徒は中2）

という構成であった。

ウ 令和5年度の部員（当該生徒は中3）

という構成であった。

エ なお、当該生徒と同級生の水泳部員が属したクラスは、学年ごとに見ると次のとおりである。

(ア) 中 1 のとき

[REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]

(イ) 中 2 のとき

[REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]

(ウ) 中 3 のとき

Gender	Percentage
Men	45%
Women	35%

オ 水泳部の年間スケジュールは、概ね、毎年5月1日からがオンシーズンであり、オンシーズ

ン中は、プールで泳ぐのが基本的な練習内容である。これが9月末～10月第1週くらいまで続いた。他方で、毎年10月から翌年4月まではオフシーズンであり、筋トレをしたりランニングをしたりして基礎体力をつけるのが主な練習であった。

なお、毎年4月終わりころには、オンシーズンに向けてプール清掃をし、注水をする。当該校のタンクの容量の関係で、注水作業は3日程度かけて行われた。

また、オフシーズン中でも、プールサイドの清掃をすることがあり、これは鳥の糞がプールサイドを汚すことがあり、これを除去するためであった。オフシーズンでは、プールサイドをランニングすることが練習メニューに入っているため、このようなプール清掃は必要であった。

当該校の水泳部では、オフシーズンは、プールサイドをランニングし、筋トレをしたあと、鬼ごっこをするのが習慣であった。

3 いじめ防止対策基本方針及び当該校のいじめ認知件数について

(1) 大阪市いじめ対策基本方針（平成27年8月。ただし、令和7年4月に改正されている。以下、「市基本方針」という。）

いじめ防止法第12条に基づく基本方針である。ここでは全文引用はしないが、項目としては次のとおりである。

はじめに

1. いじめ対策の基本的考え方

(1) いじめの定義

(2) いじめ対策の基本理念

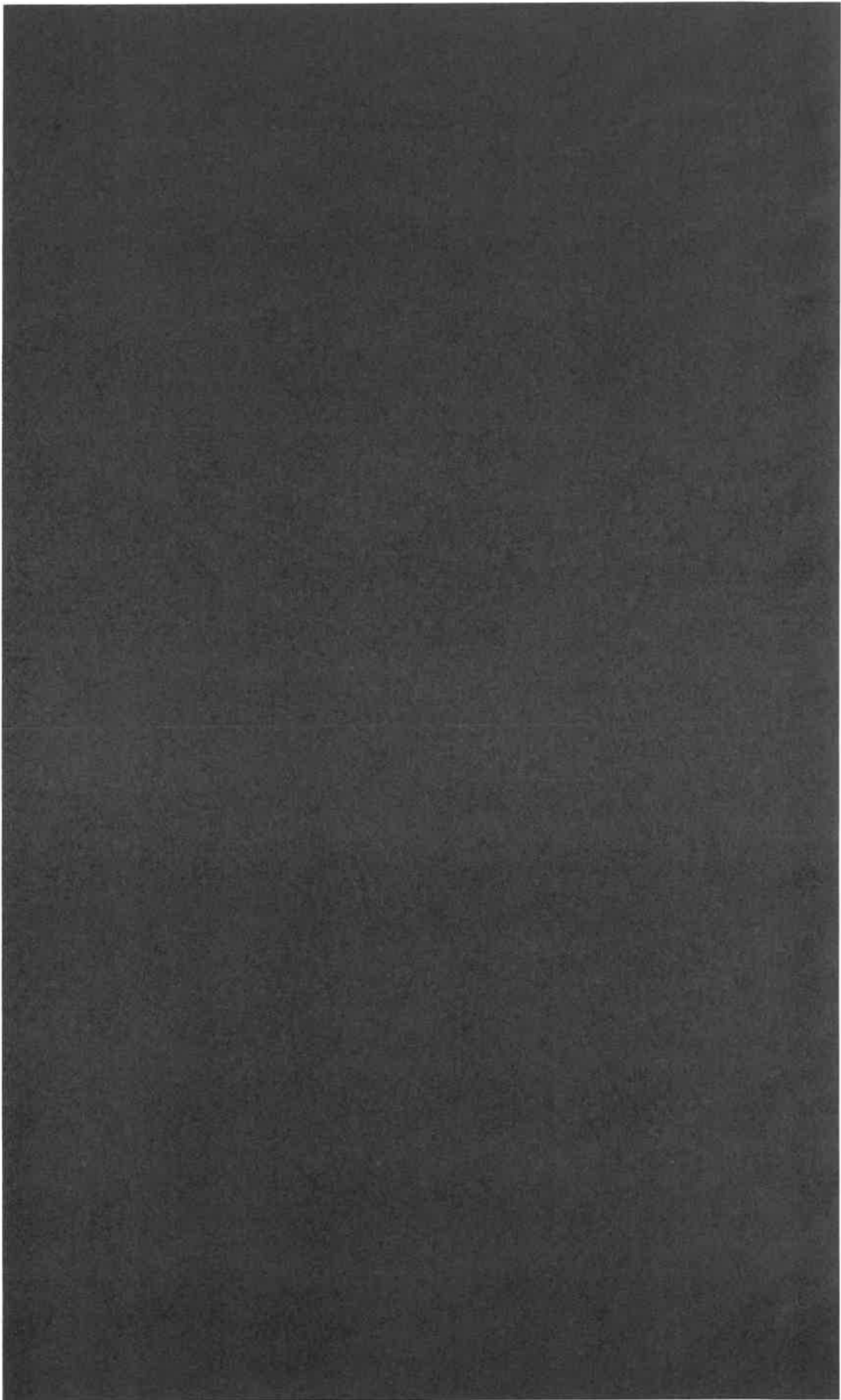
- ① いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を守ることを最優先する
- ② 大阪市は「いじめを許さない」
- ③ 回復すべきは「人間関係」よりも「個人の尊厳」
- ④ 被害児童生徒・保護者の意見・要望の尊重を第一とする
- ⑤ 被害児童生徒・保護者の「知る権利」に応える
- ⑥ 隠ぺいには厳正に対処する
- ⑦ 混乱の鎮静化を優先しない
- ⑧ 救済ルートの確保と対処ルールの明確化

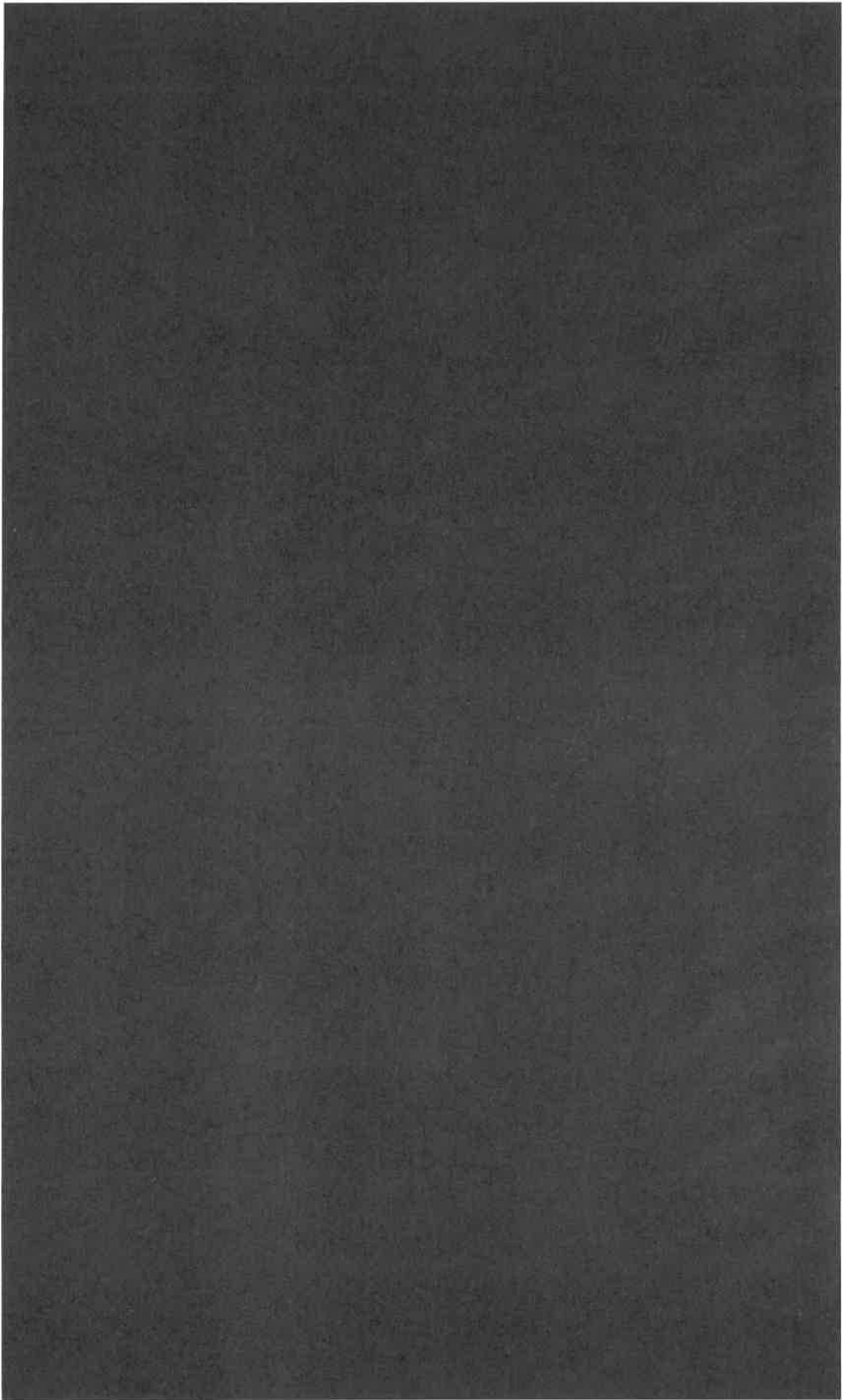
2. いじめ対策の具体的内容

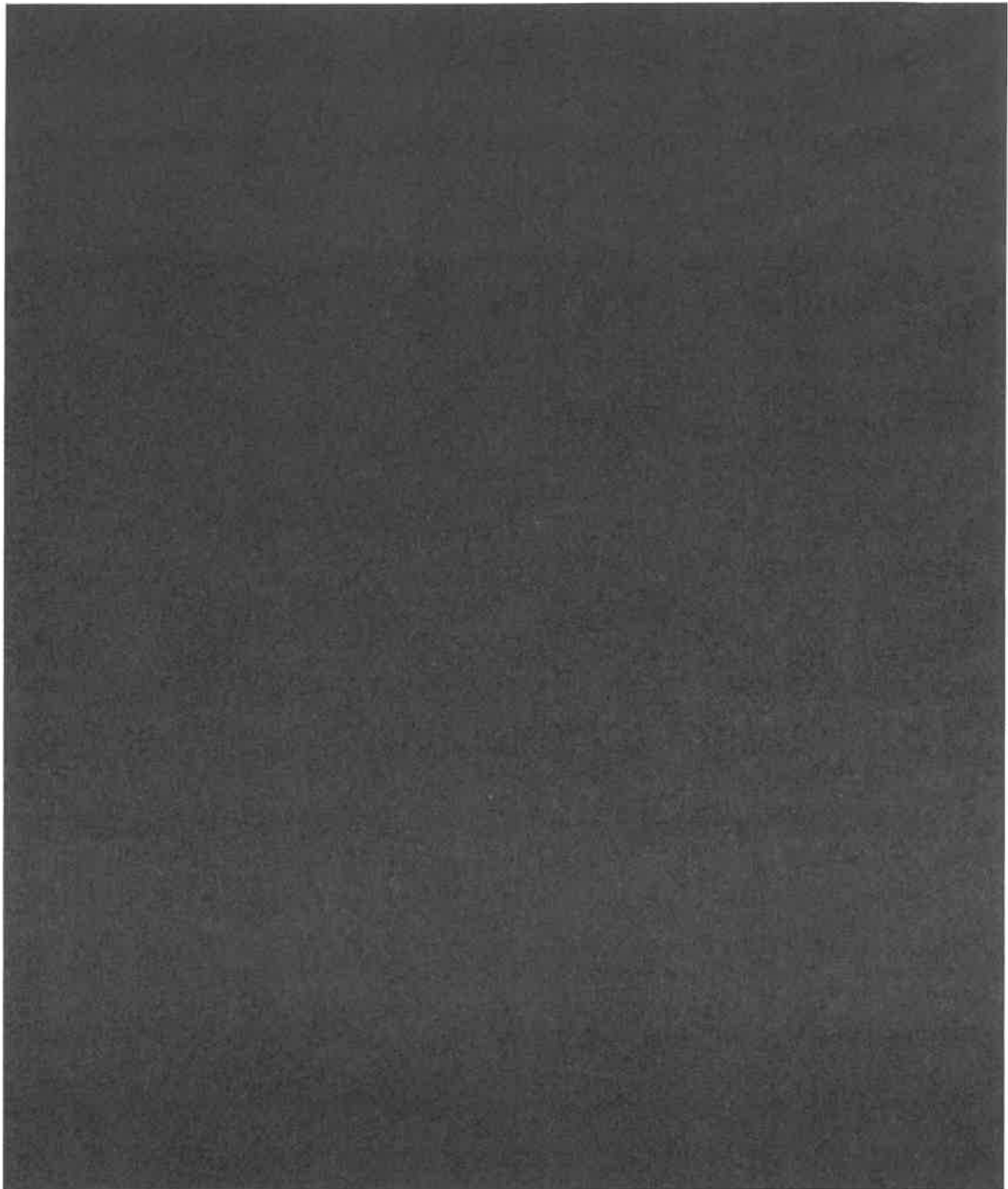
- (1) いじめの未然防止のための方策
- (2) いじめの早期発見のための方策
- (3) いじめ事案の調査及び早期対応
- (4) いじめによる重大事態への対処
- (5) いじめ対策への組織的取組

(2) 当該校のいじめ防止基本方針

いじめ防止法第13条に基づく基本方針である。当該校における基本方針（以下、「当該校基本方針」という。）には次の記載がある。







(3) 当該校の過去のいじめの認知件数

当該校のいじめ認知件数は、令和2年度は2件、令和3年度は3件（当時、当該生徒が属した中1では0件）、令和4年度は5件（当時、当該生徒が属した中2では3件）、令和5年度は4件（当時、当該生徒が属した中3では1件）であった。

なお、当該校の近隣の中学校では、以下のとおりのいじめ認知件数であった。

① 甲中学校

令和2年度は2件、令和3年度は5件、令和4年度は27件、令和5年度は24件

なお、全生徒数は、令和2年度から令和5年度において、いずれの年度も [REDACTED] である。

② 乙中学校

令和2年度は4件、令和3年度は5件、令和4年度は15件、令和5年度は11件

なお、全生徒数は、令和2年度から令和5年度において、いずれの年度も [] であるが微増傾向にある。

③ 丙中学校

令和2年度は7件、令和3年度は18件、令和4年度は15件、令和5年度は3件

なお、全生徒数は、令和2年度から令和5年度において、いずれの年度も [] である。

④ 丁中学校

令和2年度は4件、令和3年度は4件、令和4年度は2件、令和5年度は4件

なお、全生徒数は、令和2年度から令和5年度において、いずれの年も [] である。

第2 認定事実

1 小学校

当該生徒は、当該校で水泳部に入部した同級生との関係では、S1、S4、S8、S6及びS7と同じ小学校であった。

S4は、小学生のときから、目立ちたがり屋であった。S4は、自分より目立つ子や人気のある子に対して嫌がらせをしていたとのことである。S4は、小学校卒業時、表には学年のスローガンを、裏には自分の名前（「S4」）を書いた、お守りの様な物を制作して、同じ学年の卒業生全員に渡した。“いつまでもみんな一緒だよ”という意味が込められていたようである。

2 中1（2021（令和3）年度）

(1) 概況

当該生徒は1年3組に属した。担任は、T4であった。

当該生徒は、周囲の生徒からは、誰とでもまんべんなく仲良くでき、明るい、という印象を持たれていた。クラス内で、目立つ子とも、おとなしい子とも、付き合うことができ、他人に対して優しいという印象も持たれていた。

当該生徒は水泳部に入部した。入部のきっかけに関しては、一つ上の学年のS11という女子生徒から水泳部に入ってほしいと誘われたことや、同じ小学校出身のS8も、たまたま仮入部のときに水泳部に来ていたところ、S8からも水泳部に入ろうと誘われたこともあった。当該生徒は、水泳部に入部後、上級生の女子生徒とよく話をしており、それら女子生徒らも当該生徒に話しかけることが多かった。

S4（中1のときは2組）も水泳部に入部した。S4は、よくしゃべり騒がしいため、上級生の水泳部員の中には、S4のことを苦手と思う者がいた。S4は、S12やS13などの1学年上の水泳部員とよく一緒に過ごしており、その反面、同級生に対しては偉そうな態度を示し、命令口調であった。クラスでS4は、S14、S15とともに、騒がしかった。非常に大きな声で話をしており、周囲の生徒たちの中には、これを迷惑に感じる者もいた。S4は、クラス内で大人しい生徒（たとえば、S16）に絡んでいた。S16は、S4らとは絡みたくないと言っていた。S4、S14、

S15 の 3 人で、クラス内でおとなしい生徒をいじることがあり、クラス担任から厳しく指導を受けたことがあった。

(2) 事実経過

ア 9 月 20 日ころ

当該校の水泳部で、(当時) 中 3 の生徒が引退したことを受け、ファミレスで打ち上げが行われた。当該生徒も S4 も参加した。

なお、当部会の聴き取りからは、水泳部で上級生の引退に伴い打ち上げが行われたのは、このときがはじめてであり、これ以前には、打ち上げはなされていなかったと考えられる。

イ 11 月か 12 月ころ

S17、S18、S19 (この 3 名は、いずれも女子生徒) 及び当該生徒の 4 人で、アニメキャラクターのカフェに遊びに行ったことがあった。

ウ 秋ころ

S4 は、水泳部の上級生に対してタメ口で、上級生を呼び捨てにして話をするようになった。一つ上の学年の水泳部員の生徒が、S4 に対して、『さん』、つけろよ」と注意したことがあった。

エ 冬ころ

水泳部の部活動でランニングをしたあとに、鬼ごっこをしていた。当該生徒が、上級生の女子生徒と話をしていたところ、S4 が、当該生徒に対して「なんで止まってんねん」と言った。このときの S4 の言い方は、他の生徒に対する言い方に比べて口調が強めだった。当該生徒は、水泳部の上級生である S11 らに対して、S4 が苦手だと述べていた。

オ 2022 年 1 月 7 日 (金) 及び同月 8 日 (土)

S6 は、当該生徒に対し、LINE で、1 月 7 日午後 11 時 17 分に、「明日一緒に行こ?」「S8 と S7 と S4 おるねんけど」と送った。S6 は、当該生徒に対し、S8、S7 及び S4 とともに温水プールまで泳ぎに行くことを誘ったのであった。

翌 8 日午前 7 時 58 分、S4 は、当該生徒に対し、LINE で「今日一緒に行かん?」と送信した。当該生徒は、これに対し、同日午前 8 時 10 分に、「S6 たちと一緒にいくやつ?」と返答した。また、当該生徒は、LINE で、同時に、S6 に対し、「8 時 30 分に、S6 の家の下やんな?」と送った。

その後、当該生徒は、同日午前 8 時 30 分に、S6 の自宅まで行き、同所で集合して、皆で泳ぎに行った。午前 11 時ころには終わった。当該生徒は、S6 に対して、午後から一緒に遊ばないかと誘ったが、S6 は、これを断った。

当該生徒は、S6 に対し、午前 11 時 18 分に、「S6 今日体調不良やったん?大丈夫?」「ダイジョーブデスカ」と送信した。これに対し、S6 は、午前 11 時 24 分に「ちょっと用事が出来てしまった」「ごめん」と返答した。

カ 2 月 9 日 (水)

この日に当該校では職員会議が行われている。この会議の場で、2 組の担任である T3 から、1 年 2 組の S20 が、「同じクラスメイトの S14、S4、S15 からいじられるのがしんどい」と述べたことから、S14、S4 及び S15 の 3 人を呼び出し指導したことが報告された。S14、S4 及び

S15 は、S20 をからかい、悪ノリのような感じで S20 に執拗に絡んでいた。

3 中2（2022（令和4）年度）

(1) 概況

ア クラス

当該生徒は、2年4組に属した。

担任の T5 は、クラスをまとめるのが上手い教員であると言われており、実際に、生徒からも評価が高かった。4組では、S4 と S21 の2人が目立っていた。S21 は、クラスで仕切り役であった。S21 は、同級生から「〇〇まん」というあだ名で呼ばれることがあった。S21 は、このあだ名で呼ばれることを受け入れていた。当該生徒も、S21 のことを「〇〇〇〇」と親しみを込めて呼んでいた。S21 も、親しみを込めて当該生徒に対して「〇〇〇〇」と呼んでいた（注：「〇〇〇〇」は当該生徒の名前を訓読みにした表現である）。

他方で、S4 は、クラスメイトから目立ちたがり屋であると思われていた。S21 は、S4 には苦手意識をもっていた。S4 は、他の生徒をいじるのを好み、S21 について、「S21 は、〇〇（女子生徒の名前）と付き合っているんちゃうん？」などと陰で言うことがあった。

S4 は、騒がしく、周囲の生徒に対して、いわゆる「だるがらみ」（注：反応するのが億劫になってしまうほど、面倒くさい絡み方、の意味である）をした。周囲の生徒に対して「うえーい！」と言ったり（ある生徒の表現を借りると、芸人みたいなノリであったとのことである）、同じクラスメイトの S22 が朝から学校に来ないときに、S22 に対して「S22 という名前なのに、なんで朝から来ないねん！」と言ったりしていた。S4 は、相手に笑いを求めてきた。

S4 は、理科の教員を泣かしたことがあった。S4 は、教員の説明が分からなかったようであり、はっきりと「先生、わからんわ。もう1回説明をして」としつこく言った。すると、理科の教員は泣いてしまった。T5 は、S4 に対して、言い方に気をつけるよう注意した。なお、S23（女子生徒）は、S4 とは小学校も同じであったが、S4 に対して注意ができる生徒であった。S23 は、クラス委員長を務めたことがあった。

2年4組は、昼休みにクラスメイトらでバレーボールをして遊んでいた。1年間通じて、平日はほぼ毎日バレーボールをして遊んでいた。これに T5 も参加していた。一時期、クラスメイトのほぼ全員が参加していたこともあった。S4 が、「バレーボールをやろうぜ」と呼びかけることもあった。当該生徒も、このバレーボールに参加したことはあったが、それほど回数は多くなかった。

当該生徒は、S21 や S24 とともに、何回か、オンラインゲームで遊んだことがあった。

当該生徒は、S21 や S25 と仲が良かった。もっとも、当該生徒は、誰とも仲良くできる生徒であり、女子生徒とも仲良くできた。もっとも、当該生徒は、「女好き」などと陰口を言われたことがあった（当部会によるヒアリングでは、この陰口は、中2の後半くらいであったという供述があった）。

一時期、当該生徒、S21、S26、S27 及び S9（S27 と S9 は女子生徒）の5人で仲良く過ごしていた時期があった。また、当該生徒は、S25 と過ごしたり、S23、S28、S29 らと一緒に過ごしたりすることもあった。

当該生徒について、次のエピソードがあった。国語の教科担当は T1（学年主任でもある）であったが、T1 が、授業中当該生徒をあてたときに、当該生徒が T1 を少しいじるような答えを言った。すると、T1 が、当該生徒にツッコミを入れた。それで、クラス全体が盛り上がった。

当該生徒と S4 は、同じ水泳部ではあったものの、クラスでは、一緒に過ごす様子はなく、周囲からは、仲が良いわけでも悪いわけでもない関係であると見られていた（実際に、S4 と当該生徒との間の LINE のやり取りは数えるほどの回数しかない）。

イ 部活（水泳部）

当該生徒の同級生の中では、S3 がリーダー的な存在であった。これは、毎日部活動に来ていたことやその明るい性格からであった。

同級生の中では、S4 が自己主張が強く、何かしら口を挟んできて、騒がしい様であった。顧問である T8 が何かを発言しているときも、S4 はその発言を邪魔することが多かった（S4 の認識としては、いわゆる「ツッコミ」を入れているつもりであった）。

当該生徒は、T8 に対しては、練習メニューがしんどいか早く終わりましたと述べたりしていた。

1 学年下の生徒である、S30、S31、S32 らが、水泳部に入部した。S30 と S31 は特に仲が良かった。S30 は、同級生の中（当該生徒の一学年下）では、水泳が最もよくできた。

当該生徒の 1 学年下の水泳部員から見ると、当該生徒の学年の水泳部員については、概ね次のような印象であった。S4 は騒がしく、よくしゃべっていて、声も大きいと見られていた。S8 は、しっかり者で真面目である。S3 は、明るい性格である。S6 は、S4 ほどではないが明るい性格である。S7 は、面白く、やさしい。S2 は、真面目である。S5 や S1 はおとなしい。当該生徒は、誰ともまんべんなく接することができ、明るい。

S4 は、同級生と絡むよりは、1 学年上の水泳部員である S12 や S13 と一緒に過ごしたり、1 学年下の S30 や S32、S31 とよく絡んでいた。S4 は、水泳部の上級生に対してもタメ口だった。S4 は、親しく絡んでいる S32 などに対して、「S8 の言動にたまにイラッと来る」などと陰口を述べていた。S4 は、日常的に、当該生徒をいじっていた。当該生徒をいじっていたのは、基本的には、S4 だけであったが、S6 と S8 は、S4 が当該生徒をいじっているときは、これに同調していたこともあった。

S4 は、当該生徒のみならず他の水泳部員に対して、いじり行為をしていた。同級生の中では、当該生徒と S1 がよくいじられていた。なお、S4 自身も、1 つ上の先輩からいじられていた。S4 は、「いじりーいじられる」という関係性により、人間関係を作っていた。なお、S4 は、みんなをいじって場を盛り上げるところがあり、部員の中には、これを肯定的に捉える（S4 がいると場が盛り上がるので、部活動に参加してほしいと考える）者もいた。もっとも、周囲の生徒は、S4 に気を遣っており、S4 から嫌われると面倒くさいことになると思っていた（ヒアリングに応じてくれた生徒の中には、S4 のことを「横暴」と述べていた者がいた）。

なお、当該生徒は、S7 と二人で部活動帰りのときに、S7 に対し、「部活動がしんどい」と述べたことがあった。S7 は、当該生徒に対し、どのようなことでしんどいのかは聞かなかったが、「何かあったら教えてな」と伝えていた。

(2) 主にクラスでの事実経過

ア 4月8日(金)

S4は、4組のグループLINEを作り、当該生徒を含む25名の生徒が参加した。

イ 1学期

当該校では、1学期の間に全生徒対象に教育相談を実施している。

教育相談において、当該生徒は、T5に対し、「学校生活が、あまり面白くない」と述べた。理由としては、「同級生の男子の言動がおさなく、つまらなく感じる、みんながわいわい盛り上がっているが何が面白いのか分からない」とのことであった。「普段は、女子生徒と関わっている方が話も合い、楽しいと感じている、特に何か嫌なことがあったわけではない」「学校に行きたくないと思ったことは何度もある」「同じクラスメイトのS25君とは話が合う」とも述べた。

ウ 中2での出来事

具体的な時期は不明であるが、S4は、下校時の帰り道で、当該生徒の肩を抱きながら、当該生徒の見た目をからかった。S4としては、その時に周囲にいた他の生徒を笑わせようとして、当該生徒をいじった。

エ 1学期の出来事

1学期中のことであるが、授業中に、教員が「分かる人?」と聞いたときに、S4は、当該生徒に対して、「お前行けよ」と言った。当該生徒が「え?」と戸惑いつつ、答えた。周囲の生徒は、S4によるこのような言動を、いじり行為であると捉えており、S4の言動を面白がった。

オ 7月25日(月)ころ

当該生徒は、S33、S34及びS18(いずれも女子生徒)とともに祭り()を見に行った。

当該生徒は、S25とも一緒に上記祭りに行きたかったようだが、S25が、女子生徒と一緒にいくことを渋り、結局、当該生徒とS25とは一緒に行かなかった。この点、当該生徒とS25との間で、以下のLINEのやりとりがあった。

2022/7/22(金)		
17:51	当該生徒	24 祭り何時から行ける?
18:21	当該生徒	グループ招待間違えた(ノ≧▽≦)☆
18:21	当該生徒	許して(>へ<。)
18:25	S25	女子おんの、
18:25	S25	いや、逆にありがと
18:26	当該生徒	バレた?
18:26	S25	ばれとるわ
18:26	当該生徒	[スタンプ]
18:26	S25	おもいきり会話に書いてた
18:26	S25	だから当該生徒
18:27	S25	無理やねんw
18:27	当該生徒	[スタンプ]

18:27 S25 ✨ かってしとけ
 18:27 当該生徒 一緒に行ってくれるよね...?
 18:27 S25 ✨ 怖
 18:28 当該生徒 ね....?
 18:30 S25 ✨ 喋ん、、な
 18:30 当該生徒 で?一緒に祭り行く?
 18:30 S25 ✨ 迷う 🙄
 18:31 当該生徒 ええ
 18:32 当該生徒 (。>△<。)オカ'イ
 18:32 S25 ✨ 🙄だまれ
 18:32 当該生徒 [スタンプ]
 18:35 S25 ✨ 別の人といこっかな〜w
 18:35 S25 ✨ 無理やん
 18:35 S25 ✨ S25 だけやで男子
 18:35 S25 ✨ 他全員じょしやん
 19:02 当該生徒 僕は?
 19:06 S25 ✨ お前は
 19:06 S25 ✨ 異性や
 19:06 S25 ✨ S18 さんも言ってたわ
 19:07 当該生徒 S18 さん www
 19:17 S25 ✨ 関わりないし
 19:22 当該生徒 っ w
 19:29 S25 ✨ 何笑とんねん
 19:29 S25 ✨ S18 さんか S25
 19:29 S25 ✨ どっちをバカにしてるん?笑
 22:02 当該生徒 S18 さんてって呼んでる S25
 22:06 S25 ✨ あー
 22:08 当該生徒 で行く?行かん?
 22:19 当該生徒 5 時中学校前で

2022/7/23(土)

0:00 S25 ✨ 気が向いたら
 22:49 当該生徒 ねね
 22:49 当該生徒 あのさ
 22:49 当該生徒 ひとつ提案やけど
 22:50 当該生徒 女子捨てて 2 人で行こ
 23:45 S25 ✨ うそつけー
 23:45 S25 ✨ って言ってサプライズとか言うんやw

2022/7/24(日)

9:22 当該生徒 そんなことないよー
9:23 当該生徒 だって、もし S25 来なかったらボッチやし...
9:23 当該生徒 S25 の方が大事やし....
10:09 S25 〆 ホンマにいくん？
10:09 S25 〆 なんもないで
10:29 当該生徒 えー
10:29 当該生徒 でもー
10:30 当該生徒 なんかしたいいー
10:33 S25 〆 えー
10:33 S25 〆 行くとしたら何時から？
11:00 当該生徒 5 時？
11:00 当該生徒 ぐらい？
11:07 S25 〆 おい
11:07 S25 〆 そ、れ
11:07 S25 〆 S18 さんが来るって言ってたじかん
11:09 当該生徒 ああー
11:10 当該生徒 それが 1 番ベストと思って
11:21 S25 〆 (´-´)ウ (。_。)ソ
11:35 当該生徒 (´-´)ウ (。_。)ソ
14:37 当該生徒 S25 やっぱりみんなで行かへん
14:37 当該生徒 S33 達に求められてる
14:40 当該生徒 お願いします
15:47 S25 〆 S25 も LINE きた
15:47 S25 〆 なんなんー
15:47 当該生徒 なんなんー
15:48 当該生徒 お願いします m(_ _)m
16:03 S25 〆 あんまり仲良くないねんなあ
16:04 当該生徒 駄々こねんな
16:04 当該生徒 今自分炎上してんねん
16:04 S25 〆 ん？
16:04 S25 〆 それはあんたや
16:05 当該生徒 マジでえお願いします
16:05 S25 〆 ？
16:06 当該生徒 S33 に殺されかけてる
16:06 S25 〆 実際に殺されへんからいいやん
16:06 当該生徒 良くない

16:07 当該生徒 マジでえ最近距離感あったから
 16:07 当該生徒 もっと酷なる
 16:08 S25 �� いいやん
 16:08 S25 �� そんなん
 16:08 S25 �� S25 は
 16:08 S25 �� 全部捨てる
 16:08 S25 �� で？
 16:08 当該生徒 やば
 16:08 S25 �� どうせさあ
 16:08 当該生徒 うん
 16:09 S25 �� 女子とめちゃくちゃ
 16:09 S25 �� はなすやん
 16:09 S25 �� 当該生徒

カ 9月8日（木）及び9日（金）

当該生徒が属する2年4組のグループ LINE で次のやり取りがあった。以下のやり取りの中で「〇〇くん」とは、担任の T5 のことを指すあだ名である。

9月8日（木）のやりとり

17:52 S4

9月29日木曜日（〇〇くんの誕生日）の昼休みに後ろの黒板にメッセージをみんなに書いてほしいねんけどお願いできる？

17:57 S4

メッセージ内容は〇〇くんの顔を書くからその周りに
 俺やったら
 おめでとう！

S4

S35 やったら
 おめでとう！

S35

みたいな感じでおめでとう！の一言と名前がいいから協力お願いできますか？

17:58 S36 [スタンプ]

17:59 S4

だから S36 やったら
 おめでとう！

S36

みたいな感じ

18:00 当該生徒 [スタンプ]
 18:02 S4
 当該生徒やったら
 わんだほーいじゃなくて
 おめでとう！
 当該生徒
 みたいな感じ
 18:02 当該生徒
 わんだほい書きたかった...
 18:03 当該生徒
 了解した
 18:27 S22
 りょーかい

以上のLINEやり取りの中で、S4は、当該生徒に対し「わんだほーいじゃなくて」と書いている。これについては、当該生徒が、クラス活動内での班の目標を書くときに、ゲームのキャラクターが使う言葉（アニメのキャラクターが話す「わんだほーい」という言葉）を書いていたことがあったことから、これをS4がいじっていたという背景事情がある。

また、翌9月9日（金）には、2年4組のグループLINEで次のやり取りがあった。

18:13 S4
 あと、その日昼休み遊びに行く人は書いてから行ってな～！
 18:14 S85 [スタンプ]
 18:22 S4
 まあ、とにかく教室を出る人は書いてから出てな～

キ 9月10日（土）～12日（月）

当該生徒は、このころ、生徒会の書記に立候補することにした。

当該生徒は、9月10日（土）20時52分、LINEで、S21に対して、生徒会の書記に立候補するから応援演説をしてくれないかと頼んだ。S21は、LINEで、「他（応援演説をお願いする人が）おらんの？」「やってくれそうな人」と返答した。当該生徒が「一応候補はおるで」と返答したところ、S21は「言うてみ」と返事した。当該生徒は、「ハ———バ(´□`)ノ———イ」と返答し、S21から断られたと受け止めた。

その後、当該生徒は、S6に対し、同日21時ころ、LINEで、生徒会書記に立候補することから応援演説をしてもらいたい旨頼んだ。S6は、「ええよ」と返答した。これに対し、当該生徒は、「ありがとう」「心の友～」と返答した。

しかし、S6は、翌11日の午前0時23分に、LINEで次のとおり述べて、応援演説を引き受

けることを断った。

「〇〇（注：当該生徒の名前） まじで ごめん やっぱりやめとくわ 僕 他学年とそんな仲良くないから 票集めもできひんし もっと他学年とも仲がいい水泳部以外の人（理由は 〇〇水泳部やからだいたいの人入れてくれるけど他の部活がどうかかわからんから他部活の人をお願いした方がいい（〇〇に敵がいる前提での話））」「まじでごめん」当該生徒は、11 日午前 8 時 42 分に、S6 に対し、「ええっ!？」「わかった～」と LINE で返答した。

なお、当該生徒は、S37 にも応援演説を頼んだが、断られた。また、当該生徒は、S18 にも応援演説をお願いしたが、断られた。

当該生徒は、9 月 12 日の夜に、S25 に対して、LINE で、生徒会選挙の応援演説を引き受けてもらいたいと頼み込んだ。結局、当該生徒の応援演説は、S25 が引き受けた。

なお、生徒会選挙は、XXXXXXXXXXに行われた。当該生徒は、生徒会選挙に落選した。生徒会長には S33（女子生徒）が当選し、副会長には S8（当該生徒と同じ水泳部員）が当選した。当該生徒は、落選後、Instagram のストーリーズに「励まして～」と挙げていた。これを見た、クラスメイトの S38 は、当該生徒に対してダイレクトメッセージで「当該生徒のスピーチ結構納得できたし、来年も立候補するなら頑張って」と送った、これに対し、当該生徒は、S38 に対し「ありがとう」と返答した。

もっとも、当該生徒は、その後、図書委員長になった。図書委員の間では、当該生徒が書記に落選したことをネガティブにはとらえておらず、むしろ、当該生徒が図書委員長になることを期待していた。

ク 2 学期はじめ

部活動がなかった日のことであるが、当該生徒は、S23 に対し、「一緒に帰ろう」と声を掛けた。S23 と当該生徒は一緒に帰った。当該生徒は、「S4、また、自分に当たりひどいねんけど」「S4 からなんか聞いていない?」と述べた。なお、S23 は、当該生徒からこのような愚痴を 2、3 回聞いている。S23 は、「大丈夫?」「また何かあったらきくで」と返した。当該生徒は「ありがとう」と答えた。

当該生徒は、具体的な時期は不明であるが、S34 に対しても、「S4 が、俺にだけきつくあたってくる」と述べていた。

なお、当該生徒は、クラスでも、S4 からいじられることがあった。当該生徒は、S4 に対し「やめて」と言うことがあった。S4 は、当該生徒をいじることで周囲からの笑いをとろうとしていた。S4 による当該生徒に対するいじりは、1 学期に比べると、きつくなり、あたりが強くなった。

ケ XXXXXXXXXX

2 年 4 組のグループ LINE で以下のやり取りがあった。

20:30 S4

よっしゃ!

いよいよ明日は待ちに待った〇〇コンクール! は、まだ早いから、えー体育大会ですね

		終学活〇〇くん（注：T5のあだ名）が言ってた
20:30	S4	とにかく学年種目は勝つ！
20:31	S21	[スタンプ]
20:31	S85	[スタンプ]
20:34	S4	おい！馬ども！よく聞け！ 今から大切なことを まず一つ落ちない 二つ横の人と同じ高さを保つ 三つスピードを上げる 四つ U ターンのところは小さく作る 五つ足首をしっかり持つ以上！
20:35	S4	もう一度言うておくが明日は5時グラウンド集合よろしく！
20:36	S4	嘘やで、きたあかんで〇〇くん（注：T5のあだ名）おらんからな

なお、T5は、S4の言い方について悪いときがあることは認識しており、S4に対して、適宜、他の言い方があると指導をしていた。S4は、指導を受けたときは「すみません」と謝るが、1、2日経ったら、忘れてしまう様子であった。

コ

この日、担任のT5の誕生日であったが、S4が率先するかたちで、教室の後ろの黒板に、クラスメイト全員で「おめでとう」のメッセージを書いた。

サ 10月6日（木）

2年4組のグループLINEで以下のやり取りがあった。

18:19	S21	明日朝臨時で全校朝礼あるんで早く来てくれ～って〇〇くん（注：T5のあだ名）からの伝言です
18:40	当該生徒	了解ですっ（＾）
19:28	S85	把握。伝言ありい

シ 10月ころ

当該生徒は、昼休みに、S39、S18、S34と話をしていた。S25は、当該生徒の様子を見て、「女好き」と言っていた。

ス 10月19日(水)

2年4組のグループLINEで以下のやり取りがあった。

19:47	S4	ごめん！知ってると思うけど一応言っておくけど明日7時55分に学校に着くようによろしくお願いします！
19:47	S4	特にS35と社長
19:47	S4	出勤野郎
19:47	S21	鍵は取ってきたわ
19:47	S21	俺は50分には行くと思う
19:47	S21	遅れたらごめん
19:47	S4	ありが
19:50	S85	[スタンプ]
19:50	S85	明日起きれる自信ないけど頑張るわ
19:50	S21	みんな頑張れ！
19:51	S85	[スタンプ]
20:48	S22	[スタンプ]
21:12	S85	[スタンプ]

セ

2年4組のグループLINEで次のやり取りがあった。

10:02	S4	今日当該校で [] あんねんけど来る人おる？
10:03	S21	なんそれ
10:03	S4	吹奏楽部の子らが演奏する
10:03	S21	へー
10:03	S21	頑張れ
10:03	S4	うちのクラスやったらS40とS41さんとS42
10:04	S4	いや俺でへんから
10:04	S4	来る人おらん？
10:05	S21	何時から？
10:05	S4	11時

10:05	S21	体育館？
10:06	S4	うん
10:06	S21	んじゃ行ってみるかな
10:06	S21	私服でいいよな？
10:06	S4	たぶん
10:07	S4	[写真]
10:07	S21	無料！？
10:07	S21	これは絶対いく
10:07	S21	行きます
10:08	S4	[スタンプ]
10:13	S22	おれもいくでー
10:13	S22	たぶん
10:14	S4	[スタンプ]
10:15	S4	わかった
10:15	S4	まあ来れる人は来てくださーい
10:15	S21	御意
10:15	S4	ぜひぜひ

ソ 10月27日(木)

S21 は、21 時ころ、当該生徒に対して、LINE で、オンラインゲームを一緒にやろうと伝えた。当該生徒は、これに参加した。グループ通話をしながら、遊んだ。

タ 11月6日(日)

当該生徒は、S39 及び S18 (いずれも女子生徒) とともに、U S J (ユニバーサル・スタジオ・ジャパン) に行った。当該生徒は、誘ってくれた S39 に対して、一緒に行きたいと言うとともに、「男子には誘われない」「結構仲がいい友だちがインスタにあげたりしているけど、行っていると知らず、なんで誘われないんかな」と話した。

また、当該生徒は、S39 及び S18 に対し、「オレ、水泳部でハブられてんねん」「S4 から無視されている」「同級生の S4 や S8 が、いじってくるから、後輩がなめていて、みんなため口で話しかけてくる」「水泳部になじめない」と言っていた。後輩が言うことを聞いてくれず、部活で指示を出しても、後輩たちは聞いてくれないとも話した。

実際に、このころ、水泳部で、当該生徒は、S4 からあからさまに無視されていた。

チ 11月～12月ころ

S4 は、クラスでも、当該生徒に対するいじり行為をきつくしていた。S4 のいじりに対して、笑えないと思っていた生徒が何人かいた。S9 と S27 は、「なんか最近、S4 の当該生徒に対するいじりが、きつくない」「やんな」と会話をしていた。S4 の当該生徒に対するいじりは、週に 2、3 回くらいの頻度が増えた。

ツ 12月3日(土)

当該生徒は、S39 及び S18 とともに、S33 の誕生日プレゼントを買いに行った。このとき、

当該生徒は、「S6から、聞こえるところで悪口を言われている。ほんまにつらい、どうしよう、いやや」と涙目で話していた。

テ 12月15日(木)

2年4組のグループLINEで、S4は次のとおりトークを送った。

18:14 S4

分かってると思うけど一応送ってきます！明日の持ち物
エプロン、三角巾、食器用ふきん(2枚)、手拭きタオル、ビニール袋、ランチョンマット、教科書、ファイル、筆記用具をお願いします！

18:15 S4

あ、ついでに言っとくとこれ一つでも忘れたら2倍減点らしいです

ト 12月20日(火)

2年4組のグループLINEで、S4は次のトークを送った。

21:41 S4 明日家庭科振り返り提出！朝来た人から俺の机置いといて～！

ナ 冬ころ

S43は、当該生徒とともに図書委員の当番で一緒に作業していたとき、当該生徒に対し「髪の毛いいやん」とほめた。すると、当該生徒は「ストレスで髪を抜いてしまう」と言った。

ニ 12月25日(日)

当該生徒は、S25と2人で、遊びに行った。

ヌ (2023年) 1月1日(日)

(ア) S4は、2年4組のグループLINEに次のメッセージを送信した。

8:10 S4 S4 [ボイスメッセージ]

このLINEに対して、クラスでは誰も反応しなかった。

(イ) S21は、当該生徒に対し、LINEで「○○○○(「○○○○」は当該生徒の名前を訓読みにした表現である。)！！あけましておめでとうございます 今年もよろしくお願いします」「ばいごうえい(=by the way)」と送り、1月6日～8日に、S28及びS44とともに遊びに行こうと誘った。当該生徒とのやり取りの中で、1月8日に、遊びに行くことになった。

ネ 1月8日(日)

当該生徒は、S21とともに、XXXXXXXXXXの広場で、ボール遊びをした。この日、鬼ごっこもして遊んでおり、S21のほかに、S28、S44及びS45(いずれも女子生徒)がいた。

ノ 1月15日(日)

このころ、S4は、S46(2年1組)らとカラオケに行った際、S46が入れた曲をキャンセルするなどの嫌がらせを行った。S46は、S4に苦手意識をもっていた。

1月15日、S4は、S46に向かって、おもちゃの銃(火薬を入れるが音だけが出る)を撃った。

その後、S46は、S4から嫌がらせを受けているとして、当該校の教員に相談した。

当該校では、S4に対して指導をし、S46に謝罪をさせた。

ハ 1月16日（月）

この日、S47（2年3組）の母が当該校に来た。S47の母は、対応した教員に対して、「子どもの左手の甲にひっかいた傷があり、どうしたのか問い詰めたところ『S48から嫌なことを言われる。ずっと言われており、最近S48が自分の席の後ろになったことでストレスがたまり、無意識のうちにシャーペンでひっかいてしまった』と述べた」と伝えた。また、S47の母は、「子どもは、S49やS4からも嫌なことを言われたりされたりする。S48はS50に対して『S47ってきしょいよな』などと話しかけている」ということも伝えた。

当該校では、翌17日に、生徒たちから聴き取りをした。S50は、
と認めた。また、S50は、自分も陰口ではあるがS47の悪口を言ってしまっていたと認めた。次に、S48は、S47に対する嫌がらせについて認めた。ただし、S48は、
とも述べた。S49も、S47が嫌がることを言ったことを認めた。
ところが、S4は、
と述べた。しかし、S50、S48、S49の3人ともが
と述べた。

その後、当該校では、S47と、S50、S48、S49及びS4と対面させ、S47に対して謝罪をさせた。当該校では、S50、S48、S49及びS4に対して、「これはいじめであること」「自分で自分を傷つけるくらい追い詰められるようなことをしたという自覚を持つこと」などを説諭した。

ヒ 3月ころ

S4は、ダンスの授業で、当該生徒と同じグループになった。このとき、S4は、当該生徒に対して「だるい」と言っていた。当該生徒は、S48に対し、「S4、嫌い。うざい」と述べた。

フ 3月13日（月）

S4は、2年4組のグループLINEで次のメッセージを送信した。

13:51 S4

今日渡したメッセージの付箋間違えてほしくないから、もう一回言っておくでもう書いちゃった人は確認してや！

出席番号奇数の人は黄色が〇〇くん（注：T5のあだ名）ピンクがT6

出席番号偶数の人はピンクが〇〇くん（注：T5のあだ名）紫がT6

くれぐれも間違えないようにと言いたいところやねんけど、もし万が一間違えたり、破れたら俺のところまで来て！

ヘ 3月14日（火）

S4は、2年4組のグループLINEで次のメッセージを送信した。

17:02 S4

ごめん言うの忘れてて多分わかってると思うけどこれ明日俺に渡してな～！

ホ 3月23日（木）

S4は、午後5時19分に、当該生徒に対して、「いけたか？」とLINEを送った。これに対し、当該生徒は、午後10時08分に、「ごめんまだやわぁ」などと返信した。

マ 3月24日(金)

S4は、午前5時07分に、当該生徒に対し、「裏は？」とLINEを送った。これに対し、当該生徒は、午前7時28分に「裏も塗るん！！」と返答した。S4は、午前7時46分に、「あと、忘れずに持ってこいよ」「色紙」とLINEで送った。

同日、2年4組のグループLINEで次の投稿があった。

19:44 S21

みなさん今までありがとうございました

2年生このメンバーみんなと過ごせてほんと楽しかったですまたみんなクラス離れても関わる時あればよろしくお願いします

ほんと短い間でしたがありがとうございました

19:45 S21

てかS4今回はこのグループ残せよ？多分みんな思い出として残したいと思うし

19:55 S4

あたりまえやがな！

19:56 S4

しかも、実を言うと今日もし〇〇くん(注:T5のあだ名)が離任したら入れようとしたしこのグループに

19:57 S21

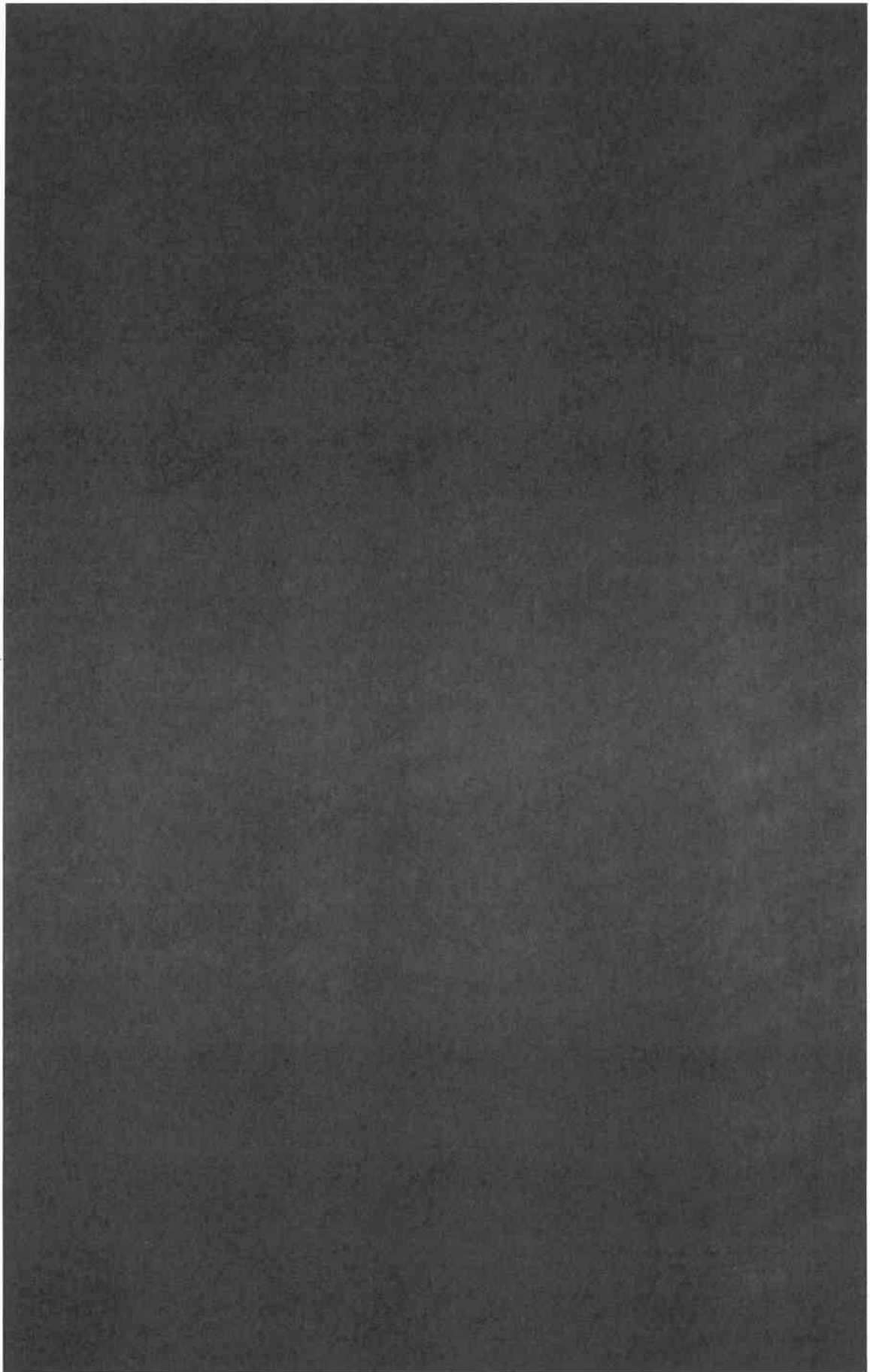
入れていいと思います

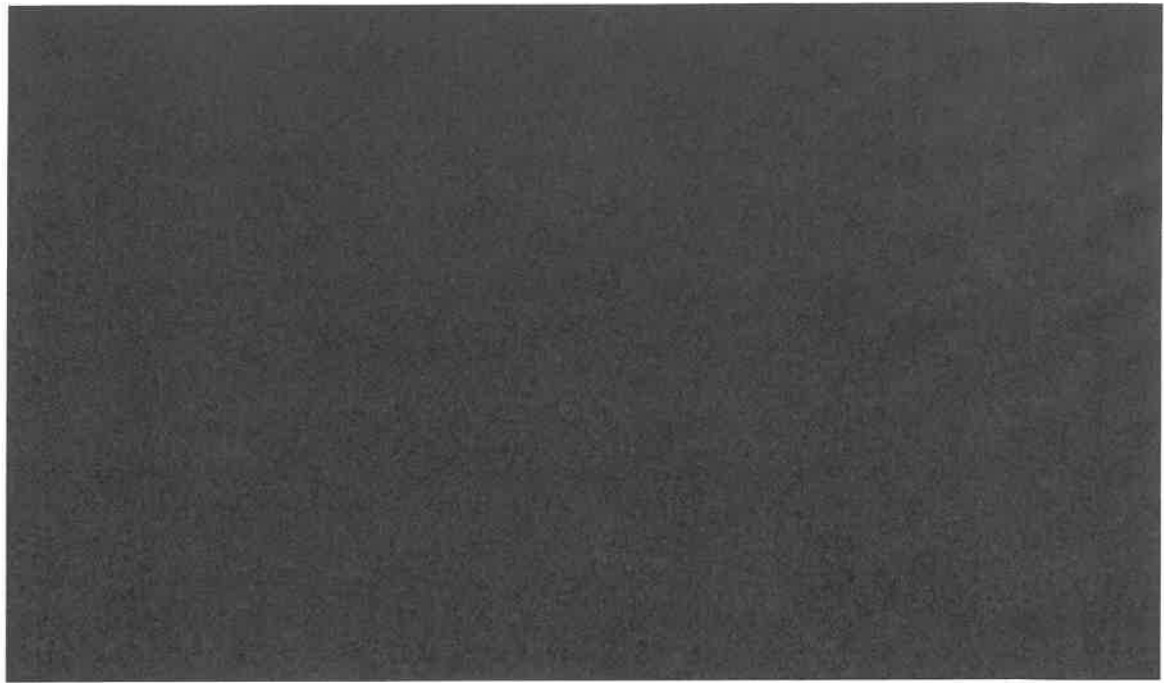
20:03 S4

はい

ミ 3月24日(金)

S10と当該生徒が以下のLINEのやりとりをしている。当該生徒とS10とでカラオケに行くことを考えたが、他にメンバーが集まりそうにないため、当該生徒から、S10に対して、カラオケに行くことを断った。





(3) 主に部活での事実経過

ア 1学期

S4は、水泳部で一つ上の学年のS12及びS52とともに帰っている途中で、「(当該生徒のことが)ほんまに嫌いやわー」と述べていた。S4は、当該生徒が女子の先輩と話が出来ていることをうらやましがった。

S4は、遅くとも中2の1学期には、当該生徒に対して、だるがらみをするようになり、当該生徒がS4からだるがらみをされている姿は、多い時で、週に2、3回見られた。当該生徒は、水泳部の上級生の女子生徒からよく話しかけられており、S4はこれをうらやましいと思っていた。S4は、当該生徒に対し「おい、〇〇!」(注:〇〇は当該生徒の名前)と突然言って、急に、当該生徒を後ろから抱きかかえるような行動をとったことがあった。当該生徒は、愛想笑いをしていた。

なお、S4は、部活動中に、突然不機嫌になることがあった。1学年上の水泳部員であるS13が、S4をなだめる姿が見られたことがあった。

イ 1学期

当該生徒は、上記のとおり、部活動において、1つ上の学年の女子生徒の水泳部員と話をすることが多かった。当該生徒は、水泳部の同級生から、「女たらし」と言われていた。

S4は、当該生徒に対して、「女子とずっと一緒にいるやんけ」「女々しい」などと言っていた。一つ上の学年の生徒の中には、当該生徒は同級生の中では浮いていると思う生徒もいた。

S4は、当該生徒をいじることが頻繁にあり、たとえば、具体的な時期は不明であるが、当該生徒が女子生徒と家族ぐるみで休みの日に遊びに行ったことを話したところ、S4はそれをはやし立てた。

ウ 夏ころ

水泳部員らが、泳ぐ前にラジオ体操をしていた。このとき、S4が、S6をプールの中に突き

落とした。プールの中にいる S6 に対し、S8 が、水をかけた。S6 は、その後、プールから上がり、着ていた [REDACTED] T シャツを脱いでスロープで乾かした。水泳部顧問は、S4、S6 及び S8 を叱った。

なお、S4 は、水泳部顧問からよく注意されていた。理由は、人の悪口を言ったり、練習をさぼったりしたためである。

また、S8 は、ふざけて、当該生徒を、水の張っているプールの中に突き落とした。S6 も、ふざけて S8 をポンと押したところ、S8 が水の張っているプールの中に落ちたことがあった。

エ 夏ころ

S4 は、1 学年下の後輩である S30 に対して、S30 のタオルをプールに投げ入れるという嫌がらせをした。

オ 7 月上旬

S4 は、当該生徒に対して当たりがきつく、たとえば、部活からの帰り道に、S4 は、当該生徒に対して、「帰っていいぞ」と言って、一緒にいることを嫌がるそぶりを見せた。

具体的な時期は不明であるが、遅くとも一学年上の生徒が引退するまで、S4 は、当該生徒のことをいじっており、当該生徒が繁華街に行ってきたと話をしたところ、「またアニメ系のグッズを探していたんじゃないの?」と揶揄した。

カ 夏ころ

当該生徒が、部活動において、泳いでいるとき、S4 は、わざと止まったりして当該生徒が泳ぐ進路を妨害した。また、休憩中に、S4 は、当該生徒に対して、水をかけはじめた。当該生徒も水をかけ返した。S4 がかけた水が、S11 らの上級生にもかかった。S11 らは、S4 に対し「やめて」と言った。当該生徒も、S4 に対し「やめろ」と言った。水泳部顧問がこれに気付き、S4 を注意した。すると、S4 は、「何で自分だけ言われるんや、当該生徒もやっていた」と言い、教員に抗議するとともに、当該生徒に対しても「お前もやってたやんけ」と言っていた。

キ 7 月ころ

夏の大会が近づいてきたころは、部活動の練習時間が長くなる。この関係で、S4 と当該生徒とが関わる時間が長くなった。

S4 は、当該生徒に突っかかることがあり、その頻度が増えた。見かねた T8（水泳部顧問）は、S4 に対し、「S4、いい加減、しつこいぞ」と注意した。S4 は、当該生徒より水泳のタイムが負けているにもかかわらず、「俺の方ができる」というようなことも言っていた。

ク 8 月半ば～9 月（中3 が引退）

(ア) 当時の中3 が引退した（当時3 年生では、S12 が部長であった）。

水泳部では、部長に S3 が、副部長に S7 と当該生徒が選ばれた。これに関連し、当該生徒は、生徒会も水泳部の部長もやりたいと考えており、顧問の T8 に相談していた。ところが、T8 は、当該生徒に対して、生徒会をやりたいのならば、部長は止めておくように伝えた。これは、生徒会活動のために部長が部活動に参加できない状況が生じるのは避けた方が良いという理由であった。当該生徒は、これに納得できなかったが、T8 の意見を受けて、部長になることはあきらめた。もっとも、当該生徒は、副部長はやりたいという意思を示したことから、S7 とともに副部長になった。

なお、S4は、S53（女子生徒）に対し、当該生徒のことを差して「あいつ、うっとうしいわ」「何であいつが副部長に」と陰口を言っていた。

- (イ) S4は、中3の部員が引退したことで、ふざけることが増え、より一層騒がしくなった。なお、S4は、1学年下のS30に対し嫌がらせをしていたが、当時の中3の部員ら（S12やS13）がそれを止めることがあった。しかし、その中3の部員らが引退したことで、S4のS30に対する嫌がらせは増えた。S4が、人をいじること増えた。

一学年上の部員が引退して以降は、S4は、その時の機嫌で、当該生徒をきつくいじることがあった。1学年下の部員であるS30が、「S4さん、ちょっともうやめましょうよ」と言ってS4をなだめたこともあった。

もっとも、S4は、中3のS12が引退し部活動に来なくなったこともあり、自身も部活動の練習に参加することが減った。

- (ウ) 水泳部では夏の大会が終了したことから、水泳部員では、中3の部員らを含めて打ち上げに行った。打ち上げの場所は、チェーンの飲食店であった。ここには、中1の部員何名かが参加しており、中2の部員についても全員ではなかったものの、当該生徒、S4、S7などが参加した。ちなみに、S7は、直接的には、当該生徒から誘われた。

ケ 8月～9月

当該生徒は、S18（女子生徒）に対し、「水泳部無理やねん（代替わりしてから雰囲気がよくない）」「なじめない」と打ち明けた。

コ 9月ころ～11月

S4は、S30を無視するようになった。S30が話しかけても、S4は返事をしなかった。S30から見て、S4が突然このような行動をとるようになった理由は不明であった。また、水泳部員でS4と一つ下の学年の後輩らで鬼ごっこをして遊ぶことがあったが、S4は、S30に鬼役をさせたり、ケイドロという遊びをしていたときに、S30が捕まっても、S4は、S30だけ助けないということもした。S4が、S30を無視したり、S30に対してあからさまに嫌がらせをしたりするのは、11月ころまで続いた。S30は、S4との関係で、11月ころにはとてもつらい思いをしていた。

あるとき、S30は、副顧問のT8に対して、S4からの当たりが厳しいことを相談した。T8は、S30に対し、「あいつ、あんな奴やから、引っ付いていかないという選択肢もあるで」と述べた。

サ 9月15日（木）

当該生徒は、この日の夜21時前くらいから、S6とともにオンラインゲームをしている。

シ 10月～11月

秋ころから、S4は、その日の気分で、当該生徒に近づいたり離れたりという行動をとるようになった。S4は、当該生徒に話しかけていたと思ったら、翌日には、当該生徒に話しかけず、当該生徒が話しかけても何ら反応しないこともあった。このように、S4は当該生徒に対する態度について、日によって落差があった。S4は、あからさまに、当該生徒に近づかないことが増えていった。

ス 10月4日（火）

当該生徒は、学校を休んでいる S6 に対して、LINE で、「最近学校来てないらしいけど生きてるか〜？」と送信した。S6 は、「生きてるぜ」「普通に休んでるだけ」「明日から行く」と返答している。

セ 2 学期

具体的な時期は不明であるが、2 学期中のことである。S4 は、部活動の場で、当該生徒をいじった。具体的には、S4 は、当該生徒が吹奏楽部の女子生徒と話していたことを念頭に、他の水泳部員が周囲にいるにもかかわらず、当該生徒に対し「おまえ、〇〇（注：女子生徒の名前）と付き合っているんちゃうん？」と述べた。当該生徒は、気まずそうな表情を浮かべた。

ソ 秋から冬

S4 が、S1 をよくいじっていた時期があった。部活動では、ランニングをしたあと、いつもどおり鬼ごっこをしていた。このときに、S4 が、S1 に対して「おまえ、鬼な」と指名することが増えた。ちなみに、S4 は、水泳部内でおとなしい S5 もいじっており、S5 に対しても「お前、鬼な」と言って指名することがあった。

なお、T8 は、S4 が、鬼役をじゃんけんで決めずに指名している様子を見て、S4 に対して、「おまえが決めるな」と注意をしていた。T8 は、S4 に対して、「調子に乗るなよ」と注意することもあった。

また、S4 は、部活動で着替えのときに、S10 が近くにいるにもかかわらず、水泳部の 1 年生らに向かって「今日、S10、調子乗ってたよな」と言った。S10 は、S5 と話をするふりをして、S4 の発言には反応しなかった。

タ 時期不明だが、期末テストのあと

水泳部内では、S8 と S6 が学習面では成績がよかった。

S8 と S6 は、期末テストの結果について、当該生徒に対して、何点だったかを聞いた。当該生徒の点数を聞いて、二人は、「ひくいじゃねえか」といじった。なお、この出来事は、中 2 の 3 学期の学年末テストの後の出来事の可能性がある。

チ 1 月 6 日（金）

当該生徒は、S6 に対し、22 時 09 分の間に、LINE で、スタンプを 31 回連続で送信した。S6 は、これに対し、【写真】を返信した。

ツ 2 月か 3 月ころ

水泳部員で、プールサイドで 20 分間のランニングをしていた。S8 と当該生徒が相互に近い距離で走っていた。このとき、当該生徒は、S8 に対して、S8 が女子生徒から過去に告白されたことがあったことを冷やかした。当該生徒は、「みんな、S8 さんが・・・」と言い始めた。S8 は、当該生徒からみんなに言われてしまうと考える焦り、当該生徒の両肩をもって足をかけて倒した。当該生徒は転倒し、頭を打った。その後、プールサイドに座り込んだ。当該生徒は、腰付近を押さえていた。S8 は、当該生徒に対して「ごめん」と謝った。他の水泳部員らが、当該生徒の方に駆け寄り、「どうしたん？」と声がけをした。当該生徒は、その後再び、他の部員とともに走り出した。

当該生徒は、その後、S39 及び S34 に対し、次のとおり語った。すなわち、プールサイド

で、当該生徒がS8をからかった（S8がかつてある女子生徒から告白されたことを、当該生徒が言いふらそうとした）とき、S8が、当該生徒をなぎ倒し、当該生徒はプールサイドの床に倒された。

当該生徒は、脇腹に擦り傷やあざができ、「お風呂でしみるわ」と言っていた。脇腹のあざはS34、S39ともに実際に見て確認しており、「大丈夫なん？」と声をかけている。

なお、この出来事は、顧問のT7には情報共有がされなかった。他方で、

当該生徒が負傷した出来事を当時知らなかったというのは不自然である。仮に、T8が、これを知らなかったとしても、水泳部員が負傷する出来事を把握していなかったのは、監督者としてのあり方に課題があったというほかない。

テ 2月14日（火）ころ

当該生徒は、2月14日に部活動を休んだ。翌日ころ、S8とS6は、当該生徒に対して、「おまえ、チョコめっちゃもらったんちゃうんかー」といじった。

ト 3学期の間のこと

S8とS6は、当該生徒に対し、「女好き」「女たらし」「今日も、女としゃべっていたやん、女好きが」と言ってからかった。当該生徒は、やめろよと言って不快感をあらわしていた。

水泳部の部活動の際に、S8とS6は、当該生徒がなかなか練習場所に現れないことから、着替えて使用している部屋（パソコン室）を見に行ったところ、当該生徒は、そこにはおらず、音楽室の前で吹奏楽部の女子生徒と話をしていた。当該生徒は「部活がめんどくさい」と述べていた。S8とS6が、当該生徒に対して「部活、行こうや」と言いながら、当該生徒を練習場所に連れていった。このようなことが何回かあった。

S8とS6は、当該生徒のことを「○○○○（「○○○○」は当該生徒の名前を訓読みにした表現である。）」と呼んでいたが、そのうちに、「くそ○○、何してるねん！」と強い言い方で、当該生徒を練習場所に連れて行こうとするようになった。以後、S8とS6は、当該生徒に対して、「くそ○○」「くそ○○、何してんねん！」「くそ○○、着替えるのが遅いぞ！」ということが増えた（注：「くそ○○」の○○の部分、は、当該生徒の名前の一部である。以下同じ。）。

また、S6とS8は、当該生徒が水泳部を休んだときや部活動が終わってさっさと帰ったときなどに、「くそ○○、休んでいるやん」とか「くそ○○」などと陰口も言っていた。

ナ 3月9日（木）

当該生徒は、21時20分ころから、S6を入れて、オンラインゲーム（スプラトゥーン）をした。LINEのグループ通話を利用して、複数人で遊んだ。

ニ 3学期

具体的な時期不明であるが、3学期に、鳥の糞を除去するためにプールサイドの清掃をしているときに、中1のS54が、率先して鳥の糞をとる作業をしていた。このとき、S4は、シャワー付近で別の部員と話をしていた。

ところが、部活動顧問が部活動の場に現れた様子を見たS4は、掃除をするふりをしはじめ、S54に対し、「おまえら掃除やっているか！」と言った。S54は、当時、S4は美化委員長をして

いたことを知っていたことから、S4 に対し「おまえ、美化委員長なのに！」と言い返した。

4 中3（2023（令和5）年度）（当該生徒が自死するまで）

(1) 概況

ア クラス

(ア) 当該生徒は3年4組に属した。2年時に引き続きT5が担任となった。

当該生徒は、同級生から、「〇〇ちゃん」とか「〇〇〇〇」（「〇〇〇〇」は当該生徒の名前を訓読みにした表現である。）というあだ名で呼ばれることがあり、当該生徒もこれは受け入れていた。当該生徒は、周囲の生徒から、やさしく、場を和ませてくれる人であり、他人の悪口を言わない人と見られていた。

(イ) 当該生徒は、周囲の生徒を笑わせることもあり、たとえば、カレーうどんが好きなようであり、国語の授業で、カレーうどんを使った文章ばかりを作って周囲をウケさせた。

当該生徒は、自身の学生カバンにムーミンのキャラクターのキーホルダーをつけていた。このキーホルダーは、女子生徒のS33から、誕生日にプレゼントしてもらったものであった。また、当該生徒は、筆箱を常に2つ準備しており、1つは自身のカバンに入れており、もう1つは、教室のロッカーに置いていた。当該生徒は、自分が筆箱を忘れたときや誰かが筆箱を忘れたときに、ロッカーにあるもう1つの筆箱を使用する（あるいは貸す）ことができるようにと考えていたのであった。当該生徒は、S55に対し、学校からの帰り道に、筆箱をなくしたと言ったことがあり、S55は、これを中2の終わりくらいに1回、中3の夏までに1回聞いた。当該生徒は、S55に対し、「生徒手帳を3回くらい洗濯機にかけてしまい、もこもこになってしまった」と言って、もこもこになった生徒手帳を見せたことがあった。

なお、当該生徒は塾に通っていたが、塾の宿題が多く、これをこなすのが大変であった。もっとも、これは、当該生徒に特有の事情ではなく、当該生徒と同じ塾に通っている生徒は、同じ状態であった。

イ 部活（水泳部）

水泳部では、S4による悪ふざけは続いており、たとえば、タイマーでセットする時間を短くしたり、命令口調で周囲に話したりしていた。

S4は、中3になって以降、顧問のT8から、毎週のように、「調子に乗るな」「おまえ、しつこい」などと注意されていた。これは、S4が、毎日黙々と練習をしているわけでないのに、自己主張をしその場を仕切ろうとしたり、周囲に対して命令口調で話したり、顧問に対してタメ口で話したり、練習で泳いでいる他の生徒のじゃまをしたりしていたからであった。S4が、下級生に対して、「ちゃんと泳げや」と偉そうに言ったことから、T8は、S4に対して「自分も泳いでないでしょう。その言い方は違うだろう」と注意したことがあった。S4は、「なんでおれだけ言われるんや」と言って反発していた。S4が「なんでおれだけ」と言うことは何回もあった。また、S4は、T8がS4を注意するときの口調をまねたり、同教諭のことを「〇〇〇〇」（注：T8のあだ名）というあだ名で呼ぶなどして、T8を茶化していた。

なお、水泳部員のオフシーズンの部活動への参加率は高いわけではなく、当該生徒の場合、週2回程度の参加であった。S4は、オフシーズンの部活動にはそれほど参加していなかった。

た。

S4は、中3になって以降も、周囲の生徒をいじっており、その中に、当該生徒もいた。S4は、厳しい言い方でいじっており、これは日常化していた。S4は、後輩であるS30やS32と一緒に過ごすことが多かったが、この3人が一緒にいると悪乗りのようなになった。S4の影響力は強かった。

S4と当該生徒とが仲が良いとみられた時期はあった。周囲から見ると、S4が、当該生徒に対してベタベタと寄っていくときがあった。もっとも、S4が、その時の機嫌で、一方的に強い態度で接する時はあった（当部会のヒアリングにおいて「10回のうち6回は仲がいいが4回は態度悪い」と供述する生徒がいた）。当該生徒から、S4に対して話しかけても、S4がそっけない態度をするときもあった。また、S4が、当該生徒に寄っていくときも、当該生徒のことをいじったり、からかったりすることが多かった。当該生徒は、これに対し、怒らずにいた。

(2) 主にクラスでの事実経過

ア 4月ころ

当該生徒は、塾の帰りに、S56に対し、「S4が僕のことをはぶったりする。陰でいろいろ言っている」「S4が怖い」と言っていた。

なお、当該生徒は、中2の冬ころから中3の夏までの間に、S56に対し、「もう部活動疲れた」と述べたこともあった。

イ 4月15日（土）

当該生徒は、S18の誕生日プレゼントを、S39と一緒に買いに行った。この際に、当該生徒は「令和4年夏ごろ、後輩にも笑われて恥ずかしかった」と言っていた。また、当該生徒は「S4に無視されるから周りにも無視される」と言っていた。

ウ 5月6日（土）

当該生徒は、S21とともに遊びに行った。このとき、女子生徒も一緒であった。

エ 5月7日（日）

当該生徒は、S21、S28及びS45とともに、カラオケをしに行った。

オ 5月16日（火）

当該生徒は、腹痛、下痢、だるさのために当該校を欠席した。

カ 1学期

当該校では、全生徒対象に教育相談が実施された。当該生徒は、担任のT5に対し、「昨年よりは、楽しいです。女子と話しているので、昨年よりよいです」などと話した。当該生徒は、志望校についても話をし、仲の良い先輩が通っている高校なので行きたいとも述べた。T5から見て、当該生徒が学習面で悩んでいるようには見えなかった。

なお、当該生徒が、女子生徒と話しているときに、通りがかった男子生徒（名前は不明）から、「女好き」と指摘されたことがあった。これに対し、当該生徒は、「違うし！」と否定をしていた。

キ 6月5日(月)

当該生徒は、腹痛が収まらず、下痢もあったことから、当該校を欠席した。

ク 5月から6月

当該生徒は、S57とともに塾から帰っていた。当該生徒は、S57に対し「S4に嫌われているかもしれない。S4とはかかわりが薄く、一部の人とは話しているが自分とは話さない。S4と遊びに行ったこともほぼない」と述べた。S57は、これに対し、「そうなんや。男バスは仲いいけど」と返答した。当該生徒は「うらやましい。水泳部自体あまり仲良くない」と言っていた。

ケ 5月から6月

当該生徒と同じクラスのS58が、休み時間に、教室で廊下を眺めていたら、S4がS25とじゃれて遊んでいた。それを見ていた当該生徒が、S58に対し、『うちのS25にやめてほしいわ』と言ってきた。当該生徒は、S58に対し、「S4から、直接きらいと言われた。けっこう裏でも悪口、言われてる」「S4が嫌」と言った。S58は、当該生徒からの相談によくのっていた。S58は、当該生徒に対し、「関わらないようにしたらいいし、無視したらいい」とアドバイスをしていた。当該生徒は、他人の悪口を言わない人であるため、S58としては、当該生徒がS4にかなり困らされていると受け止めた。

当該生徒は、S4を見ると、よく「ほんまS4いやや」と言っていた。なお、当該生徒は、S28に対しても、S4が嫌だと言っていた。

コ 6月12日(月)

当該生徒は、S25と2人で遊びに行った。

なお、当該生徒とS25のLINEのやり取りを見ると、遊びに誘うのは当該生徒であるが、S25が、複数で遊びに行くことを好まず、当該生徒と2人で行きたがっているように見える。これは、中2夏の大きな祭りに一緒に行くか行かないかに関するやり取りを見ても、そのように見える。

サ 夏前

夏前ころ、吹奏楽部の部員同士での雑談の中で、「当該生徒が『周りの男子生徒から遊びに誘われない』と言っていた」という話になった。このとき、S36が「当該生徒なんか誰も誘わんやろ」と軽いノリで話していた。

後日、ちょうどその雑談が盛り上がっているところを見ていた当該生徒から「何の話してたん?」と聞かれたところ、S39は、当該生徒に対し、S36の上記陰口を伝えた。

当該生徒は、“自分で気にしていたことを言われた”という意味で傷つき怒りの表情を浮かべた。当該生徒は、S58に対し、S36からの陰口を聞かされ、S36とは席を離してほしいと述べていた。

なお、当該生徒は、S36に対して、「S4が苦手」「部活の時、しつこい」「しゃべり声がうるさい」「しつこくてめんどくさい」などと述べていた。

シ

当該生徒は、腹痛と下痢のため、当該校を欠席した。この日、[REDACTED]があった。クラスメイトは、当該生徒が当然に参加するものと考えていた。当該生徒が欠席したことを知って、クラス内では、「どうしたんだろう」と心配する者がいた。

当該生徒は、この日に[]を欠席した理由について、のちに S58 に対し、S36 からの陰口を聞かされてしんどくなったので休んだと述べた。

他方で、当該生徒の母は、[]を休んだのかと疑問に思った。

ス 7月11日（火）ころ

当該生徒は、ネットで、自死に関するワード（オーバードーズ、自死の方法）を検索していた。

セ 夏休み入る前ころ

当該生徒は、このころ、S53 と S55（いずれも女子生徒）に対し、「部活が、だるい」「S4、うざい。嫌だ」という旨を述べていた。S55 と S53 は「分かる」と相づちを打った。実際に、このころ、当該生徒は、S4 のことを避けており、口をきかないようにしていた。なお、S55 は、S4 のことをしつつく話しかけてきてうっとうしいと思っていた。

当該生徒は、S55 に対し、美術の授業で一緒になったときに、ふとした拍子に「メンタル弱いから」と述べた。

夏休み1週間ほど前の懇談のころに、当該生徒は、S59 に対し、「部活に行くのがめんどくさい」と言った。S59 が「めんどうなら、今日だけ休んだら?」と言ったところ、当該生徒は、「行くわ」と部活に向かった。

ソ 7月23日（日）及び翌24日（月）

当該生徒は、4組のクラスメイトである S37（男子）と、LINE で次のやり取りをした。当該生徒は、祭りを見に行くのに、S37 に対して二人で行くことを誘った。

（7月23日）

23:14 S37 [写真]

23:14 S37 なにこれ

23:21 当該生徒 ん?

23:21 S37 なんか入れられてる

23:21 当該生徒 www

23:22 当該生徒 ええ

23:22 当該生徒 うーん

23:22 S37 当該生徒行く人おらんの、

23:22 S37 ?

23:23 当該生徒 そうだ YO

23:23 当該生徒 よーよー

23:25 当該生徒 うーん... 🙄

（7月24日）

8:08 当該生徒 ごめん昨日考えてたらそのまま寝ちゃってたあ

8:08 当該生徒 で

8:08 当該生徒 結局どーする?

8:11 S37 んー

13:02	当該生徒	決めた〜?
14:39	当該生徒	おいおい
14:39	当該生徒	ぼまえが決めなあかんと思うねんけど...
15:04	S37	なんか色んな人から誘われてるけど
15:04	S37	当該生徒と行くって言ったしな
15:25	当該生徒	ぼおおおお
15:26	当該生徒	ちなみに自分は誰か追加(?)してもいいで
15:26	当該生徒	[スタンプ]
15:26	S37	けど一緒に行くとしたらバスケ部やからな
15:27	S37	当該生徒バスケ部とそんな仲良くないやんな?
15:50	当該生徒	S60 以外は行ける(多分)
15:51	S37	S60 もおるな w
15:51	当該生徒	草
15:51	当該生徒	じゃあ無理かな...
15:51	当該生徒	ごめん www
15:51	S37	いいよ w
15:52	当該生徒	じゃあ 2 人ってことでおけ?
15:52	S37	うん
17:01	当該生徒	最終確認 6 時に下やっけ?
17:01	S37	うん
17:01	当該生徒	ふー
18:02	当該生徒	ついたよーん
18:02	S37	エレベーター待ってる
18:02	当該生徒	お k

7月24日、当該生徒は、S37と2人で祭りに参加した。当該生徒は、S37とともに屋台を回るなどして過ごした。

同日 20 時 37 分、S15 は、当該生徒に対して LINE で「明日って〇〇祭誰かと行く?」と送信した。これに対し、当該生徒は、翌 25 日午前 10 時 19 分に、「S25 と S22 (多分) と行く」と返信した。

タ 7月25日(火)

当該生徒は、S25 に対して、祭りに行くことを誘った。他方で、S25 は、S61 及び S62 とも祭りに行く話をしていた。S25 は、S61 及び S62 に対して、「当該生徒も一緒だけどよい?」と聞いた。S61 も S62 も、構わないと返事した。

18 時に S25 の家の前で集まり、みんなで花火が見える場所までいくことを予定していた。S61 は、時間通り、S25 の自宅に到着した。当該生徒と S62 が来ないことから、S25 は、18 時 09 分に、当該生徒に対して「どこ」と LINE で尋ねた。これに対し、当該生徒は、「おまえの家

の下」と送った。その後、S25、S61 及び当該生徒は、S62 の自宅に寄り、S62 も合流した。4 人は、商業施設のところまで行き花火が見える場所まで移動した。ところが、その移動中に、当該生徒は、はぐれてしまった。なお、S49 が、S25 らにどこかの時点で合流した。当該生徒は、19 時 35 分に、S25 の携帯に LINE で電話をしたが、S25 からは反応がなかった。当該生徒は、19 時 37 分に、S61 に対して LINE で電話をしたが、S61 は着信に気付かなかった。当該生徒は、19 時 38 分に、S25 に対して、「あれえ」「どこどこ」「どんどん」「自分」「帰るはー」と LINE を送った。S25 から何ら反応がないため、当該生徒は、19 時 40 分に、再度、S25 に対して LINE 電話をした。しかし、S25 からは反応がなかった。当該生徒は、19 時 41 分に S61 に対して、「なんかはぐれたから帰るねー」「ごめんよ」と LINE をし、19 時 43 分には、S25 に対して「ごめんよー」と LINE をし、帰宅した。

S25 は、20 時過ぎに、Instagram の DM（ダイレクトメッセージ）で、当該生徒に対して「どこ」と送った。これに対し、当該生徒は、S25 に対して、「帰った」「めんご」「めんどかった」と DM で返信した。

当該生徒は、他方で、S39 と偶然すれ違った。当該生徒は、19 時 23 分に、S39 に対して、「Help」「ガチでヘルプ」「計画性のないヤツらばかり」「死ぬ」と LINE を送った。

当該生徒は、自宅に着いた後、母に対し、「向こうではぐれて電話を何回もしたけど、あんまりつながらなくて帰ってきた」と述べた。

当該生徒は、その後、塾に行った際に、S55 に対して、[REDACTED] 祭りに行ったけど、メンツが最悪やったと述べていた。

(3) 主に部活での事実経過

ア 4 月 24 日（月）

水泳部でミーティングが行われ、「水泳部・部活動編成」という文書が配布された。同文書には、「部長：S3、副部長：S7」とあり、当該生徒の名前がなかった。これは、部活動顧問の T8 が、当該生徒の名前を入れ忘れたのであった（この点、当部会の調査によると、T8 は水泳部の主顧問として上記文書を作成するのがはじめてであり、単に当該生徒の氏名を入れ忘れたとのことである）。水泳部員らは、配布された文書を見て、副部長のところに当該生徒の名前がないことを指摘した。ミーティング終了後、当該生徒は、怒っている様子であり、「ないわ」「ありへんわ」と言っており、T8 は、当該生徒に対して、謝罪をした。

イ 4 月ころ

水泳部では、筋トレしてランニング中に、S4 は、当該生徒を指して「あいつ、さぼっているわ」「チキン」と言った（陰口）。

また、水泳部員みんなでいつものとおり鬼ごっこをしたが、S4 は、みんながいる前で、当該生徒に対して「くそ〇〇」などと言った。

5 月ころ、S4 は、当該生徒とあからさまに距離を置き、当該生徒に近寄らないという行動をとった。

ウ 4 月から 5 月ころ

S4 は、S8 がプール清掃用のデッキブラシを折ってしまったことをとらえて、「デッキブラシ

を折ったの S8 や！」などと言っていていじった。

エ 5月4日(木)

当該生徒は、この日、S8 と以下のとおりの LINE のやりとりをした。

18:37 当該生徒 ○×考えてたけど...どしたん?

19:04 S8 うちの班でやろうと思ってる

21:06 当該生徒 ぼえー

21:06 当該生徒 あれって班作らなあかんの?

21:06 当該生徒 ぼっちなう

21:23 S8 welcome

21:23 当該生徒 ラブ

21:24 当該生徒 うれび

オ 5月～6月

放課後部活前の時間に、S34、S39 及び当該生徒で、[REDACTED]前で話をしていた。他方で、S8 は、当該生徒が部活の練習場所に来ないため、探しに行った。S8 は、当該生徒が、S34 ら女子生徒と話をしている姿を見た。この時に、S8 は、当該生徒をめがけてタックルした。当該生徒は、そのまま壁にぶつかった。当該生徒は、ぶつかったところにあざができた。S34 及び S39 は、当該生徒に対し「大丈夫？」と声がけした。当該生徒は、「マジで痛かった。」「何なん？」と言っていた。S8 は、当該生徒に対して「部活動いくで」と述べ当該生徒を連れて行った。実際に、当該生徒にはあざができていた。

S34 は、のちに S8 に聞いたところ、S8 は「当該生徒と S34 が話しているのが嫌だった」と述べた。

カ 5月ころ

当該生徒は、塾で、S28 に対し、「S4 からインスタのフォローを外された」と言っていた。また、当該生徒は、S28 に対して、「最近、S4 いややわ」と言っていた。

他方で、具体的な時期は不明だが、中3の1学期に、S4 は、S8、S6、S30 がいる場で、「当該生徒のインスタは外しているから、みられへん」と述べていた。これは、S30 が、当該生徒の Instagram のストーリーズが見られると言ったところ、S4 が述べた言葉であった。

キ 5月

プール清掃を部員で行っていた。このとき、S4 は、自身が美化委員であったことから調子に乗り、周囲の生徒に対して命令口調で指図を出した。S4 は、周囲の生徒に対して「どけろや!」「おまえ、さぼるなや!」と怒鳴り、水をかけるなどした。S4 は、当該生徒に向かって指を差し、「おまえ!」と怒鳴った。さらに、S4 は、わざわざプールの中から、プールサイドまであがり、プールサイドにいる当該生徒に向かって水をかけた。このとき、顧問の T8 もいた。

また、プール掃除が終わったのち、プールに水をためる作業をしていた。顧問の T8 は、部員らに対して感染症のおそれがあり危険だからプールに入らないようにと伝えていた。にもかかわらず、S4 が、プールにまだ水が半分くらいしか溜まっていない状態であったときに、プールに勝手に入った。S4 は、美化委員であるからという理由で、虫取り網を採ってプールの中に

入った。その姿に気づいた T8 は、S4 に対して、「なにしてんじゃ!」「S4、お前、何してんねん!」「S4、おまえ、もう帰れ!」と注意した。S4 は、そのように言われて、その日の部活動を途中で切り上げて、本当に帰宅してしまった。

その後、S4 は、部活動をしばらく欠席した。他方で、S4 は、T8 の物まねをして、周囲を笑わせた。

ク 5月15日(月)

当該生徒は、この日、S8 と以下のとおりの LINE のやりとりをした。S8 が、当該生徒に対して、[REDACTED] ことを伝える内容である。

17:29	S8	〇〇〇〇～(「〇〇〇〇」は当該生徒の名前を訓読みした表現である。)
17:32	当該生徒	どしたー
17:32	当該生徒	今帰ってきたでえ
17:33	S8	一緒に帰るときに言おうと思ったけど
17:33	S8	まず始めに
17:34	S8	私は貴方を信用しています
17:35	S8	そして私は貴方を S63 の次に仲がよいとしています
17:35	S8	貴方は約束を守りますか?
17:35	当該生徒	はい
17:35	S8	本当に?
17:36	当該生徒	S63 の次ってめっちゃ嬉しい
17:36	当該生徒	本当
17:37	S8	〇〇祭で誘う人の話を聞いて言おうと思ったんだが
17:37	当該生徒	ぬ
17:37	当該生徒	だが?
17:37	S8	[REDACTED]
17:38	S8	嘘ではなく
17:38	当該生徒	ふーん
17:38	当該生徒	おめでたやん
17:38	S8	秘密にしてくれる?
17:38	当該生徒	ええで
17:38	当該生徒	薄々きずいてたで
17:39	S8	だからちゃんと言うべきやと思った
17:39	当該生徒	えらい
17:39	当該生徒	末永くお幸せに
17:39	S8	ありがとう
17:39	当該生徒	[スタンプ]

ケ 5月27日(土)

S6、S4、S30 及び S32 でご飯(回転すし)に行った。

これに関し、S4とS6が、部活からの帰り道に、「今度、食べに行くけど、一緒に来れる人？」と言ったが、当該生徒は、「一緒に行くのは、用事があるため、無理」と言って断っていた。

コ 5月以降

S4は、当該生徒のことを、陰で「女好き」と言っていた。たとえば、S32、S30、S31及びS4の4人で帰宅中に、S4は、当該生徒が女子生徒の方に寄って行って、話をしている姿を見て、「あいつは、女好きやな」と言っていた。

また、S6も、S4と一緒にいる時に、当該生徒が女子生徒と話している姿を見て、S4とともに「女好き」と言っていた。

なお、当該生徒が実際に女好きであったわけではない。

サ 1学期

S4が当該生徒をいじる場面に、S8、S6と一緒にいることがあった。このとき、S6は、S4によるいじりに同調することがあった。たとえば、S4が、当該生徒に対して「あの子、好きだろう？」と言っていじったら、S6も、当該生徒に対し「実際、どうなん？」などと聞いていた。

当部会のヒアリングでは、S6によるこのような同調行為の頻度について、S4によるいじりが5回行われたとしたら、そのうち1回くらいの割合で行われていたと述べる生徒がいた。

他方で、S8は、S4やS6によるいじり行為を黙って聞いていることが多かった。この点、S8は、S4に対していじるのをやめるよう注意しても、S4はやめないだろうし、注意するとS4は今度はS8に対するいじりを厳しくするだろうと思っていたことから、黙っていた。また、S4が当該生徒をいじっているときに、一緒になっていじるのはS6くらいであるが、それ以外の水泳部員も、笑ってはいた。

シ 1学期

S4は、水泳部で、更衣室での着替えのときや、プールサイドなどで、当該生徒をいじっており、周囲から笑いを得ようとしていた。S8及びS6は、当該生徒と話しているときに、S4が入ってくると、S4の当該生徒に対するいじりに対して、一緒に笑っていた。

なお、S4は、いじる相手を選んでおり、S3やS7はいじらないが、当該生徒のほか、S1、S5もいじっていた。水泳部の活動中や休憩中、あるいは更衣室でも、S4は、当該生徒とS1、S5をいじることが多かった。当該生徒は、S4によるいじりに対して、「やめてほしいな」と言って返していたこともあった。

S4は、当該生徒に対し、中2の時から引き続き、「〇〇（注：女子生徒の名前）ことが好きなんちゃうん？」といじっていた。周囲の生徒は、当該生徒が、吹奏楽部の女子生徒と部活動開始前によく話をしている姿を見てきたこともあり、当該生徒のことを「女好き」であると思っていた。

一学年下のS32は、当該生徒について、「よく女子と関わっていて、やばい。女好き」と陰口を言っていた。

ス 6月

水泳部の部活動中に、S4は、真ん中のレーンではしゃいでおり、S30に水をかけた。当該生徒にも、水をかけていた。S4が、当該生徒に対して水をかけたのは1回だけではなかった。

セ 4月～6月ころ

S4がその場にいないければ、水泳部員同士は和気あいあいとしていたが、S4が現れると、周囲の部員らは、当該生徒と会話をしないようになった。これは、これまで、S4が、当該生徒を無視したり、当該生徒に対してあたりが強かったり、仲間外れにしたりしてきたからであり、周囲の他の部員は、これらを認識していたからである。このころになると、当該生徒に対する無視や仲間外れが顕著になっていた。

5月のゴールデンウィークを過ぎたところから、S4の当該生徒に対する悪口が酷くなっていった。S4は、当該生徒に対して嫌いである旨述べ、あからさまに当該生徒を仲間外れにしたり、無視したりした。S4は、当該生徒に対して、「来るなよ」と言って遠ざけることもあった。当該生徒は、S4に対して、「何で自分（当該生徒）のことが嫌いなん？」と聞いたことがあったが、S4は、答えずに無視した。

この点、S7は、S4に対し「なんで当該生徒のこと無視するん？」と聞いたことがあった。すると、S4は、「だって嫌いやから」「特に理由はない」と答えた。同じ日に、当該生徒も、S4に対し、直接「なんで自分のこと無視するん？」と聞いたところ、S4は「嫌いやから」と答えた。さらに、当該生徒が「僕なんかした？」と聞いたが、S4は無視した。その日の部活終わり（更衣時）に、当該生徒が、S7に対し「なんで嫌いって言われるんやろ、僕なんかしたかな」と相談した。S7は、これに対して「心当たりあるん？」と聞くと、当該生徒は「特にないかなあ」という返答であった。当該生徒は困惑している様子だった。その日は、S7と当該生徒の2人で一緒に帰ったが、S4の話はせずに、雑談だけだった。

ソ 4月～6月ころ

S4は、部活動からの帰り道に、自身の同級生らが前を歩き（ただし、当該生徒はこのときいなかった）、1つ下の学年の生徒らが後ろを歩いているときに、大きな声で、「当該生徒のことが嫌い」と述べた。S4の周囲には、S3、S7及びS6がいた。

なお、S4は、S32ら1つ下の学年の生徒らに対して、よく「当該生徒のことが嫌い」という陰口を言っていた。

他方で、当該生徒は、部活からの帰り道に、1つ下の学年のS32及びS30に対し、S4のことが苦手であると述べていた。

また、S4は、当該生徒に面と向かって「うざい」とも言っていた。

タ 6月～7月ころ

S4は、他の部員がいるところで、一方的に当該生徒をいじっていた。S4は当該生徒のことを「女好き」などと言っていた。このころになると、周囲から見ても、S4は、当該生徒のことを嫌っているのが分かった。

チ 6月か7月ころ

のときに、S9は、当該生徒と同じ班になった。プールで、S4が他の生徒に対して、手で水鉄砲を作って水をかけており、その姿を、当該生徒とS9は一緒に見ていた。S9が当該生徒に対して「水泳部のノリとかS4ってきついことない？だるいねんけど」と述べた。すると、当該生徒は「え！よなあそれわかる！」と反応した。

ツ 6月～7月

当該生徒が、練習がハードな日に、部活動の練習に遅れてきたことがあった。これは、図書委員の仕事があったため、やむを得ず練習に遅れたのであり、さぼりというわけではなかった。また、当該生徒が、部活動の練習開始前に、音楽室前で吹奏楽部員と話をしていて、部活動の練習場所に現れるのが遅かったこともあった。S8は、当該生徒に対して、「早く着替える」「くそ〇〇」と言った。S4は、当該生徒が着替えているときに、当該生徒に向かって、厳しく「遅いぞ!」と述べたこともあった。S6及びS4が、当該生徒に対して面と向かってではないが、当該生徒に聞こえる程度の声の大きさを「なんで遅れてくんねん、くそ〇〇」などと言ったり（数回）、面と向かって、「何で遅れたんや」「くそ〇〇」「遅れてくるのはずるい」と言ったこともあった。S4は、このころ、当該生徒に対して、毎日「くそ〇〇」と言っていた。

これについて、当該生徒は、休み時間に、S7に対して「おれくそ〇〇って呼ばれてるやんな」と相談した。S7は「呼ばれてると思うけど気にすんな」と返答した。当該生徒は「教えてくれてありがとう」と答えた。当該生徒は、落ち込んだ様子であった。当該生徒は、S64に対して、「S4は、まじでなんで、うちだけに当たりが強いのだろう」と言っていた。

テ 7月

当該生徒は、部活動への参加を嫌がり、早く終わらないかななどと言っていた。

懇談期間中の部活動の中で、T10の指示のもとで水泳部は練習をしていた。練習時間があと10分あるところ、当該生徒は「5分前行動」と言って、5分で切り上げて早く終わろうとした。T10は、当該生徒に対して、「まだ1年がターンができていないので自主練の時間を作ってあげてほしい」と述べた。にもかかわらず、当該生徒は、プールサイドでふざけて足から入る飛び込みをした。T10は、当該生徒に対して「それはあかんやろ」と注意した。なお、当部会のヒアリングにおいて、このとき、T10が、当該生徒に対して、「お前、もううっとうしいねん」と述べたと供述する生徒がいた。

このことがあった翌日には、S4が、着替えの時などに、T10の物まねをしはじめ、「お前、もううっとうしいねん」などと言って、当該生徒をいじった。

ト 夏前ころ

S4が当該生徒をあからさまに避け、無視していた。少なくとも当時中2（当該生徒より1学年下）の部員らは、S4の行動を見て、当該生徒から距離を置いた。S4からターゲットにされたくないという心理が働いていた。練習中に、当該生徒がみんなに対して言ったことに反応がなかったことがあった。

ナ 夏前ころ

当該生徒は、「(S4から) いじられるのが嫌だ」と話していた。

S4は、上記トにあるように当該生徒をあからさまに避け無視をする一方で、当該生徒の過去の発言を蒸し返し、それを面白がってみんなに聞かせた。当該生徒が、中1のときに言っていた言葉や、SNSでつぶやいていた言葉などを取り上げてからかった。S4は、しつこく当該生徒の発言を取り上げて、周囲を笑わせようとした。S6はこれに便乗し、一緒になって当該生徒をいじった。

二 1学期

S4は、当該生徒が女子生徒と遊びに行ったことを聞いて、当該生徒に対して「好きなんちゃうん？」などと言っていた。

ヌ 1学期

S4は、ふざけて当該生徒に対して水をかけたことがあった。もっとも、S4は、当該生徒以外の生徒に対しても、ふざけて水をかけていた。水をかけられた後輩のS65（S4や当該生徒とは2学年下）は、いやな思いをした。

また、S4は、ふざけて、別の水泳部員のゴーグルの曇り止めを隠した。曇り止めは、プールサイドや部室に置いているが、S4はこれをわざと隠し、どこにあるかを探している同級生や下級生の動きを見て笑っていた。隠されたことがあった生徒は、S30やS66であったことが判明しているが、当該生徒がその被害に遭ったのかは不明である。

ネ 夏ころ

プールで泳ぐ練習をする際には、4人程で1レーン使うが、S8、S6、S3、S7、当該生徒の5名になったら、当該生徒が自分から人数の少ないレーンに移動していた。当該生徒が、S4、S30及びS31のところに行った際、S4から何度か「あっち行け！」と言われた。当該生徒は落ち込んでいた。

この点、S4は、1学年下のS30及びS31と仲が良かった。S30とS31が一つのレーンを使っていたところ、そこにS4が入ってくることがあった。この3人で、プールの練習の際に、一つのレーンを使うことが多かった。3人で使用していたことから、もう1人程度は入ることが考えられるが、S4は、もう1人入ってくことを嫌がった。S5や当該生徒が、この3人で使用しているレーンに入ろうとすることがあったが、S4は、S5ないし当該生徒に対して、「あっちに行け！」「じゃまだ」などと言っていた。S5は、S4からほぼ毎日言われていた。当該生徒も、S5ほどではないが、S4から頻繁に言われていた。また、ある時は、S31、S30及び当該生徒の3人で一つのレーンを使って泳ぐ練習をしていたところ、S4が遅れてやってきて、当該生徒に対して「どけ」と強い口調で言ったこともあった。当該生徒は、S4から言われるままに、別のレーンに移った。S4の言い方は厳しい言い方であり、当該生徒は、落ち込んでいた。

なお、レーンでの練習は、基本的には、泳ぐタイムが近い者らで組んで一つのレーンで反復して泳ぐ練習をする。よく同じレーンで練習していた組み合わせとしては、S8、S6及びS2の3人、S7及びS3の2人、S32、S54及びS66の3人（この3人は、当該生徒より一学年下）、S5及びS1の2人、S4、S30及びS31の3人であり、これら組み合わせに、他の生徒が1人ないし2人が加わることが多かった。もちろん、これら組み合わせが変わることもあった。当該生徒自身は、S6及びS8とともに練習することが比較的多かった。

ノ 7月～8月

当該生徒がS4ら数名の水泳部員（少なくとも、S31、S32、S30、S6がいた）と帰っているとき、S4が、当該生徒に対して、「当該生徒、こんといて」と述べ、一緒についてこないように言った。このようにして、帰り道に当該生徒一人になったこともあった。このようなことは、何回かあった。

この点、S4は、S30ら1学年下の後輩らに対して、「当該生徒と距離を置こう」と言ってい

た。また、当該生徒のことを陰で「あいついらつく」と述べており、実際に、当該生徒に面と向かって、「おまえ、いらつく」と言ったことがあった。S4が、当該生徒のことを陰で「いらつく」と述べるのは、月1回程度の頻度であったと述べる生徒がいた。当該生徒は、S4から面と向かって言われたときは、「言うのをやめてほしい」と述べていたが、S4は、遠慮なく言っていた。

ハ 7月～8月

S4は、このころも、周囲の生徒から見ても、当該生徒を嫌っている様子であった。S4は、当該生徒を他の水泳部員がいる中でいじって面白がっていた。たとえば「くそ〇〇」と言っていた。S4によるいじりは、ひどかった。当該生徒は、S4を苦手に思っており、後輩からも笑われて嫌だと言っていた。たまに、当該生徒はS4からいじられ過ぎて、怒ったときもあった。

S4が、当該生徒をしつこくいじる理由については、当該生徒が女子生徒とよくしゃべることに対する嫉妬がベースにあったと考えられる。この点、当部会のヒアリングにおいて、S4のお気に入りの女子であるS53、S23、S55、S28、S18などが、当該生徒と仲良く楽しそうに過ごしていたが、S4はこれが面白くなかったのではないかと、嫉妬ではないかと指摘した生徒が複数いた。

S4は、当該生徒に対し、「女の子に関わり過ぎや」と不快そうに言っていた。

なお、具体的な時期は不明であるが、S4は、顧問であるT8やT10がいるときは、あまり当該生徒の悪口は言わなかったが、教諭がいるときにも陰口を言っていたことがあった。顧問は、S4に対して「いいかげんにしろよ」と注意していた。

ヒ 7月10日（月）

水泳部では、部のTシャツのデザインがイマイチであるため、変えたいという話が出ていた。7月ころに、着替え場所（当時は、パソコン教室）で、S4とS30がデザインを変える話をしていった。突然、S4が、「今決めないか」と言い始め、その場をしきりだした。当該生徒もその場にいた。当該生徒がデザインを考えることになった。もっとも、水泳部のTシャツを正式に変更することを決めたわけではなかった。

当該生徒は、S4に対し、21時29分ころ、水泳部のTシャツデザインの画像3枚をLINEで送り、「どう？」と送った。S4は、既読にしたものの、何ら返信しなかった。当該生徒は、このころ水泳の大会を控えていたことや夏期講習のため忙しかったが、その合間をぬってデザインを考えたのであった。他方で、S30によれば、S4に対し、当該生徒のデザインを送って欲しいと言っていたが、S4は、提供してくれなかったとのことである。

この点、S4は、「

_____」と述べている。当部会とし

ては、S4のこのような言い分に信ぴょう性はないと判断している。

フ 夏休み

当該生徒は、普段飛び込みを行わない場所から、走りながら飛び込みを行った。S4とS6も

一緒に走りながら飛び込んでいた。T10 は、たまたま当該生徒がそのような飛び込みを行っている瞬間を見た。T10 は、当該生徒を叱った。すぐ部活動は終了し、T10 は、当該生徒に対して「ふざけていると怪我をする。また、副キャプテンという立場でありながら練習を早く切り上げようとするのもいかなものか」と注意した。

ヘ 7月終わりころ（夏休み）

S7 は、当該生徒から、夏休み（7月終わりごろ）の部活中、プールサイドにて「どうやったら S4 に無視されなくなるのかな」と相談された。S7 は、「もう一回仲良く接してみたら」「自分だったら、〇〇するかな」（注：〇〇は具体的なアドバイスの内容）と返事をしていた。当該生徒は「まあやってみるわ」と答えた。当該生徒は困惑した様子だった。

ホ 夏休み中

S3 が英検があるため水泳部の練習を休んだ。当時、水泳部では、夏の大会を控えていたため、練習量が多かった。当該生徒は、S3 が部活動を休んだことを聞いて、「自分は英検があっても部活動を休まず、英検のある日も、部活動に参加しているのに、あり得ないわ」と言っていた。

マ 7月28日～29日

S6、S4、S30 及び S31 の4人で、大会2週間前ころに、大会終了後に打ち上げをしようという話題があがった。S4 は S32 にも声がけをした。S32 は、S4 から言われて、LINE グループを作った（この LINE グループは、のちに「■■■カルビ」という名称になる。■■■の部分は、当該生徒の名字である。以下同じ。）。

その後、S4 が、部長であるからという理由で S3 を誘った。

上記グループ LINE への参加の流れは、7月28日に、S4、S3、S30、S6、S32 の5人がグループに入り、翌29日に、S31 が入っている。S3 は、LINE グループに入ったばかりのころ、S6、S67 及び S61 と一緒に塾から帰っているときに、S6 に対し「当該生徒は？」と聞いた。すると、S6 は、「S4 が入れたくないと言っていたから入れていない」と答えた。S3 が「なんで、■■■カルビなん？」と聞いたところ、S6 は「■■■、おらんから」と答えた。

S4 は、当該生徒に聞こえないように「■■■カルビ」と言って面白がっていた。これを S8 は聞いたことから、S6 に対して、「■■■カルビって、なにそれ？」と聞いた。S6 が、S8 に対して「打ち上げあるって知っている？」と言ったところ、S8 は「知らん」と答えた。さらに、S6 は、「S4 から、当該生徒に教えたらだめだと言われている」とも述べた。S8 は、自分も打ち上げに入れてもらいたかったことから、S6 に対して「S6 から、自分も打ち上げに入れてもよいかを聞いてくれないか」と頼んだ。その日の夜、S6 は、S8 に対し、「S4 から『無理』という返答があった」と伝えた。S8 は、どうしても打ち上げに参加したかったことから、S6 から打ち上げに参加するメンバーの名前を教えてもらい、個別に連絡して、「打ち上げに入れてください、お願いします」とお願いした。S8 は、S4 にも直接 LINE で打ち上げに入れてもらいたいとお願いした。S4 は、なかなか既読をつけなかった。

他方で、S6 は、S8 を誘いたいと言ったが、S4 がしぶった。S4 は、結局、S8 を誘うことにした。しかし、S4 は、「■■■を誘うな」と LINE をした。これを見た他の生徒は、S4 が当該生徒のことを嫌っていることを知っていたことから、S4 の LINE を見ても違和感を覚えなかった。S4 は、当該生徒を排除する意図を持っていた。

(4) 8月（当該生徒が自死するまで）

ア 8月はじめ

部活動の練習中にプールで、S4が、当該生徒が見えていないところで（当該生徒が後ろを向いているとき）、当該生徒を指さして「■■カルビ」と言っていじっていた。それに対し、S30やS32は「止めとけ」と言いながらも、苦笑いをしていた。

また、当該生徒がプールで泳ぎ始めたときに、S4は、当該生徒には聞こえないと考えて、周囲の部員らに対して「■■カルビ」と言って面白がった。

S4は、このころ、頻繁に「■■カルビ」と発言していた。

イ 8月はじめ

当該生徒は、亡くなる1～2週間前にInstagramのノート機能で「しんどい」「もういやだ」と発言をしていた。

ウ 8月3日（木）

S8は、当該生徒に対し、以下のLINEを送信した。

18:55 S8	■■の夕方S26と祭り（注：地元の祭り）いくけど来る？
----------	-----------------------------

当該生徒は、S8及びS26と3人で、地元の祭りに行くことにした。

エ 8月4日（金）

S17は、S18とS19とともに、3人のLINEグループを作った。3人でカラオケ（推しの誕生祭）に行く約束をし、8月15日しかプロジェクタールーム（22人入る大きい部屋）の予約が空いてなかったもので、15日に予約を入れた。プロジェクタールームは4人から利用可能であったことから、あと一人誘うことを考えた。

S17あるいはS18は、8月8日ころ、当該生徒に対して、カラオケに行くことを誘い、「どうしても来てほしい」とLINEで送った。何人かに断られた末に、当該生徒に声をかけたのであった。

オ

当該生徒は、S8及びS26と3人で、地元の祭りに行くことにしていた。ところが、S21は、当該生徒に対して、一緒に地元の祭りに行きたいと伝えた。これに対し、当該生徒は、「えんちゃう？」と返答した。待ち合わせ場所は、お祭り会場のある公園の遊具のある方の入口とし、集合時間は18時であった。

■■18時に、上記待ち合わせ場所に、S8、S26、S21が集まった。他方で、当該生徒は集合時間に間に合わず、S21に対し、17時59分に、「www いつも通り遅れる～」とLINEした。その後、当該生徒は、S21にLINEで電話をし、「人が多すぎて、（S21らが）どこにいるか分からない」と伝えた。当該生徒は、S8、S26及びS21を探しており、その途中で、S68と会った。当該生徒は、S68に対して「S8たちを探しているのだけど、知らない？」と聞いた。S68は、「違う方向に行っていたよ」と答えた。当該生徒は、「探しに行ってくるわ」と言って去った。当該生徒は、18時25分ころには、S8、S26及びS21と合流できた。もっとも、S8、S26及びS21は、ビンゴゲームをすることにした。当該生徒は、ビンゴゲームには参加せずに、

お祭りの会場で水泳部の先輩である S77 と出会ったことから、S77 と話した。当該生徒は、S8、S26 及び S21 がビンゴゲームをしていたが、帰宅することにし、S8 に対して LINE 電話をしたが、S8 は電話に出なかった。当該生徒は、S8 と S21 に対して、19 時 17 分に、LINE で「めんど帰るンゴ」と送信し、帰宅した。

当該生徒は、帰宅後の 19 時 49 分に、S8 に対して、「ごめん何も言わずに帰って。人混みとか祭りの匂いで気持ち悪くなっちゃたから帰った。マジでごめん」と LINE をした。S8 は、これに対し、「別に怒ってないよ～」と返信した。

当該生徒が帰宅後、当該生徒の母は、当該生徒の帰宅が早いと思ったことから、「どうした？」と聞いた。当該生徒の表情は暗かった。当該生徒は、「なんか人とおるのがしんどくなって」と答えた。

なお、 日の当該生徒と S21 との間の LINE のやり取りは次のとおりである。

12:14	S21	おはー
12:15	S21	一緒に地元の祭りいかん？
12:15	S21	2人じゃないけどね
12:15	当該生徒	おおおお ははははは よおおおお
12:15	S21	朝から通常運転やな笑 てか昼か笑
12:15	当該生徒	自分 S8 と S26 と行くねーん～
12:16	S21	あーあのメンツね笑
12:16	当該生徒	w w w yes
12:16	S21	断っちゃったなあ また会うかな
12:16	当該生徒	会ったらいいねえええ
12:16	S21	ねー
17:26	S21	もう行くん？
17:27	当該生徒	ぼちぼち 行く
17:27	S21	一緒に行きたい
17:27	当該生徒	S8 に 6 時しゅーごーって言われたあ
17:27	S21	〇〇？ ※ 「〇〇」は、お祭りが行われる公園のことである。
17:28	当該生徒	うん
17:28	S21	いっていい？
17:28	当該生徒	ええんちゃう？
17:28	S21	ありがと 〇〇のどこやろか笑 広いで
17:29	当該生徒	プレートのあるところらしい プレート i s 何？
17:29	S21	プレート？
17:29	当該生徒	よーわからん
17:29	S21	みーとぅー
17:29	当該生徒	おお
17:29	S21	プレートかあ 後ろかな

17:29 当該生徒 何とかなるかな～？
 17:30 S21 集会所の方行ってみたら？とりあえず俺はそっち行こかな
 17:30 当該生徒 おけおけ
 17:30 S21 きてな？ぼっち嫌やで？泣くからな
 17:31 当該生徒 はーーーーい
 17:58 S21 写真 (公園の入り口と思われる写真)
 17:59 当該生徒 w w w いつも通り遅れる～
 18:07 当該生徒 音声通話 (41 秒)
 18:11 当該生徒 音声通話(47 秒)
 19:17 当該生徒 めんど帰るンゴ

次に、同じく [REDACTED] 日の当該生徒と S8 との間の LINE のやり取りは次のとおりであった。

17:53 S8 [写真]
 17:53 S8 来い
 17:56 S8 不在着信
 17:56 S8 通話をキャンセルしました。
 17:57 S8 もしもーし
 17:58 当該生徒 通話時間 0:42
 18:06 当該生徒 通話に応答がありませんでした。
 18:07 S8 ?
 18:07 S8 今きのした
 18:07 S8 でかい
 18:22 S8 通話時間 0:19
 18:24 当該生徒 ヤグラの近くだよん
 19:16 当該生徒 通話に応答がありませんでした。
 19:16 当該生徒 通話をキャンセルしました。
 19:17 当該生徒 めんど帰るンゴ
 19:18 当該生徒 通話をキャンセルしました。
 19:49 当該生徒 ごめん何も言わずに帰って
 人混みとか祭りの匂いで気持ち悪くなっちゃたから帰った
 マジでごめん
 19:50 S8 別に怒ってないよ～
 19:50 当該生徒 まじい
 19:50 当該生徒 でもガチでごめん
 19:50 S8 はいはい

カ 8月10日（木）

- (ア) 当該生徒から、S17（あるいは S18）に対して、「（カラオケに）行こっかな」と返信がきた。S17、S18 及び S19（当該生徒以外は女子生徒）の上記3人のグループ LINE に、当該生徒を招待し、グループ LINE の名前を「〇〇〇〇サンチーム」（注：〇〇〇〇の部分は、当該生徒の名前を訓読みしたもの。以下、同じ）にした。なお、このグループ LINE では、S18 及び S19 の間で、主に恋愛話で盛り上がっていた。
- (イ) 他方で、当該生徒は、S6 や S30 に対し、打ち上げがあるのかと聞いた。S6 は、適当に濁した。S6 や S30 は、打ち上げメンバーの LINE グループに、このことを投稿している。
- S32 は、このグループ LINE の名前について「■■■ライク」「■■■じゅうじゅうカルピ」などと投稿している。S6 は「縮めて■■■カルピ」と提案した。S4 は、「S8 は入れるのはいいが、ただし、■■■カルピやから■■■は絶対になしで！」と投稿した。S6 は「■■■人生終了のお知らせ」と投稿した。

キ 8月11日（金）ころ

- (ア) S3 は、S56（女子生徒）に対し、Instagram のDMで「相談したいことがある」と送信した。S3 は、S56 に対して、「S4 が、水泳部の打ち上げで、当該生徒などをはぶっていて、お店の予約をしようとしている。」「〇〇も入れないのかと聞いても、S4 は、これ以上は入れないから無理だとか言って、独裁的な感じで仕切っている」「さすがに誘わないのはないやろう」「部長として、おれが誘った方がよいかな？」という相談をした。これに対し、S56 は、（小学校の時から、S4 の性格を知っていたことから）「S4 は、ガンコだし、私から、S4 に対して何か言ったとしても、変えてもらえないと思う」と返信をした。S4 は、S3 に対し、当該生徒を誘うなど述べていた。
- (イ) 「〇〇〇〇サンチーム」のグループ LINE において、S18 は、8月15日午前10時～午前10時15分の間に、S18 の家に集合と伝えた。カラオケボックスに行く時のそれぞれの持ち物を連絡した。
- (ウ) S8 と当該生徒との間で、以下の LINE のやり取りが行われた。

11:55	S8	[写真]
11:55	S8	いざ勝負
12:00	当該生徒	草
12:00	当該生徒	待たれよ
12:02	当該生徒	[写真]
12:02	当該生徒	とちゅー
12:06	S8	絵の具勢か
12:06	当該生徒	へへへへ
12:06	当該生徒	ええやろ

ク 8月13日（日）

20時、S17 は、「〇〇〇〇サンチーム」のグループの LINE に、「明後日台風やけど、大丈夫？」

と LINE をした。

ケ 8月14日(月)水泳大会

- (ア) この日、中学校水泳部の大阪市大会が行われた。当該生徒は、[] して非常に喜んだ。当該生徒は、[]

当該生徒は、大会の会場に来ていた T7 に対して、自分たちの写真を撮って図書担当の T9 (当時は、当該校に属しておらず、令和4年度末に他校に転勤となっていた) に送って欲しいとお願いした。T7 は、写真を撮り、T9 に LINE で送った。T9 はすぐに T7 に「おめでとうとお伝えください」と返信した。T7 が、当該生徒に対して、T9 からのメッセージを伝えたところ、当該生徒は喜んだ。

当該生徒は、大会終了後に、他の部員が周囲にいる状況で、T8 に対して、「[] ですよ、すごくないですか」と自慢した。

当該生徒は、大会で知り合った他校の女子生徒と話していた。これを見た S4 は、当該生徒に対して、「彼女ちゃん」「できかけてるやん」とはやし立てた。当該生徒は、困惑した表情を浮かべた。

- (イ) S4 は、大会中に、当該生徒の陰口として「■■カルビ」と言っていた。S31 が、S4 に対して、「それはなにですか」と聞いたところ、S4 は、「■■にカルビをつけた」と言っていた。

なお、S4 は、打ち上げが終わった後に、他の部員に対して、LINE のグループ名を、「■■カルビ」にしていたと言って、笑いを取るつもりであったようである。

- (ウ) 当該生徒は、S3 らに対して、打ち上げはあるのかと聞いた。しかし、S3 らは、はぐらかして答えなかった。これは、S4 から「当該生徒には言うな」と厳しく言われていたからであった。

- (エ) 16時30分ころ、S18 らは、当該生徒とともにカラオケに行く日について、15日は台風で天気が悪いと1日ずらして、16日に変更することにし、「○○○○サンチーム」のグループ LINE で、当該生徒に対して予定の変更を伝えた。

18時、S18 は、「○○○○サンチーム」のグループ LINE で、当該生徒に対し、「予定どう?」と聞いた。19時、当該生徒は「15日以外は塾」と返信した。当該生徒は「宿題がやばい」とも伝えた。S17 は「宿題もってきな」と返信した。

- (オ) 当該生徒は、16時39分に、LINE で S6 に対して、「写真ちょーだい」と伝えた。これに対し、S6 は、17時29分に写真を LINE で提供した。当該生徒は、18時に「てんきゅ」(注：サンキュー)と返信している。

他方で、当該生徒は、16時42分、S4 に対し、直接、LINE で、「今日は打ち上げない感じ?」と送ったが、S4 は返答しなかった。

- (カ) S8、S3、S4、S6 (以上、中3)、S30、S32 及び S31 (以上、中2) の7人で打ち上げをした。当該生徒を意図的に排除する形で行われた。

1軒目は、S8、S3、S4、S6 及び S30 の5名でカラオケにいき、2軒目は、その5名に、S32、S31 が加わって、焼肉食べ放題の飲食店に行っている。

打ち上げに参加したメンバーは、打ち上げの様子を写メし、Instagram にアップした。この点、S8 は、S34 (女子生徒) に対し、「今から打ち上げ!■■なし」(あるいは「打ち上げ(■

■なし)」)とメッセージを送っている。また、S8は、S34に対し、打ち上げの写真を送った。

(キ) 当該生徒は、S30に対し、部活のTシャツのデザインの画像5枚を送った。ちょうど、上記の打ち上げ中であった。

(ク) 当該生徒は、20時03分に、S8に対し、「今日リレーメンバーの4人で撮った写真のインスタのストーリーにあげていい？」とLINEをしている。これに対し、S8は、20時32分に、承認の画像を返信した。また、当該生徒は、20時04分に、S6に対し、LINEで、大会の様子¹の写真を「ストーリーあげてよろし？」とInstagramのストーリーズにあげてよいかを確認した。これに対し、S6は、同時刻に、「よろし」と返答している。

これらも、上記打ち上げ中のやりとりである。

(ケ) 「〇〇〇〇サンチーム」のLINEグループ内で、20時49分～22時10分までの間に、次のやり取りがあった。この時、S18は、S4のInstagram(鍵垢)のストーリーズをみて、当該生徒が打ち上げに誘われていないことを知った。S18は、「〇〇〇〇サンチーム」のグループLINEで、「てか当該生徒水泳部にはぶられていない」「なんか水泳部のメンツで打ち上げいっている」と送信した。S17は「当該生徒だけ行ってないってこと？」と述べ、S18は「だけではないちゃう知らんけど」と反応している。以下、当該生徒が送信したトークは次のとおりである。

20:49	当該生徒	あー
20:49	当該生徒	やっぱし
20:49	当該生徒	スクショしてもろて
20:49	当該生徒	何時?
20:49	S17	え?大丈夫?
20:49	当該生徒	いつも通り
20:49	当該生徒	www
20:49	S17	怖いて
20:50	当該生徒	後味最悪
20:50	S17	w
20:50	当該生徒	引退やのに
20:50	S17	えー悲しい
20:50	S17	うちらで一緒にケーキ食おうや
20:50	当該生徒	うーん
20:50	当該生徒	時間ないねよなー
20:51	S17	悲しい
20:51	S17	多分11時からで10時20分にS18の家から出発やと思う
20:51	当該生徒	[スタンプ]
20:51	S17	[スタンプ]
20:53	当該生徒	16な～
20:53	当該生徒	塾はなかったけど
20:53	当該生徒	学校の宿題やばい
20:54	S17	カラオケでやろや

20:54	S17	[スタンプ]
20:54	当該生徒	うーん
20:56	S17	[スタンプ]
21:42	当該生徒	[写真]
21:42	当該生徒	死ぬ
21:42	当該生徒	病む
21:42	当該生徒	無理
21:42	当該生徒	気持ち悪い
21:42	当該生徒	ああ
21:42	S17	
21:42	S17	飲みサーかよ
21:42	当該生徒	うう
21:43	当該生徒	それな
21:43	S17	www
21:43	当該生徒	ww
22:10	S19	今見たけど
22:10	S19	〇〇ちゃん（注：当該生徒）どんまいやな

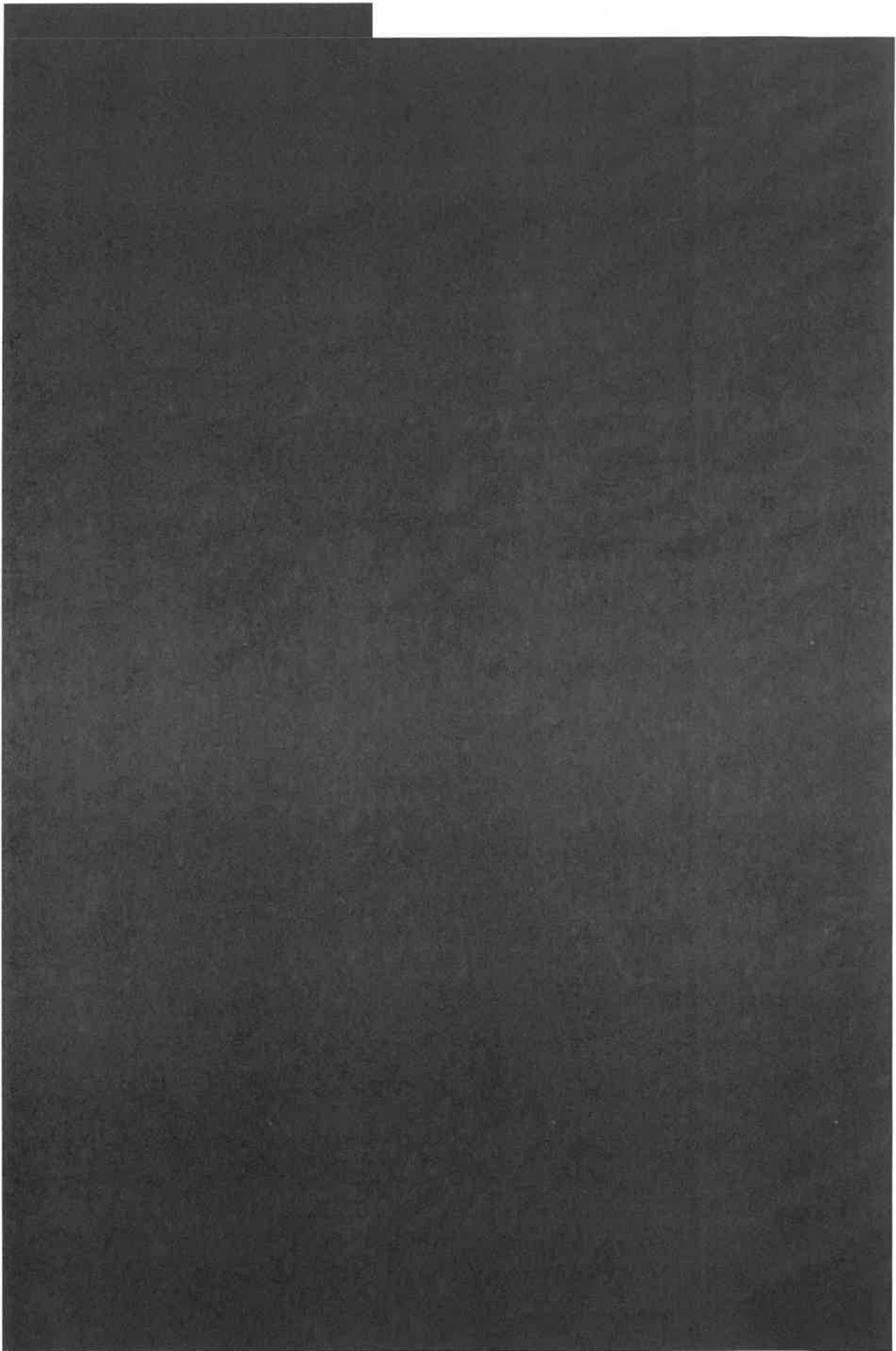
当該生徒は、「〇〇〇〇サンチーム」の LINE グループにおいて、以上のやり取りをしている間の 21 時 05 分に、S25 に対して、Instagram の DM で「水泳部の打ち上げストーリー誰かあげている？」「スクショ頼んでいい？」と送った。S25 は、当該生徒に対して、水泳部の打ち上げの写真 6 枚と動画 2 つ（Instagram のストーリーズにあがっていた動画）を送った。当該生徒は「ナイス」「ハブられた」と返信した。S25 は「わらわらわらわらーらわら」と返信したところ、当該生徒は「だる w w w」「はぁ」「病んだ」と返信した。当該生徒は、S25 から入手した「今から 2 軒目～！」という文字が書かれた Instagram のスクショを、上述のとおり、「〇〇〇〇サンチーム」の LINE グループに送信し、「死ぬ」「病む」「無理」「気持ち悪い」「ああ」というトークを送った。

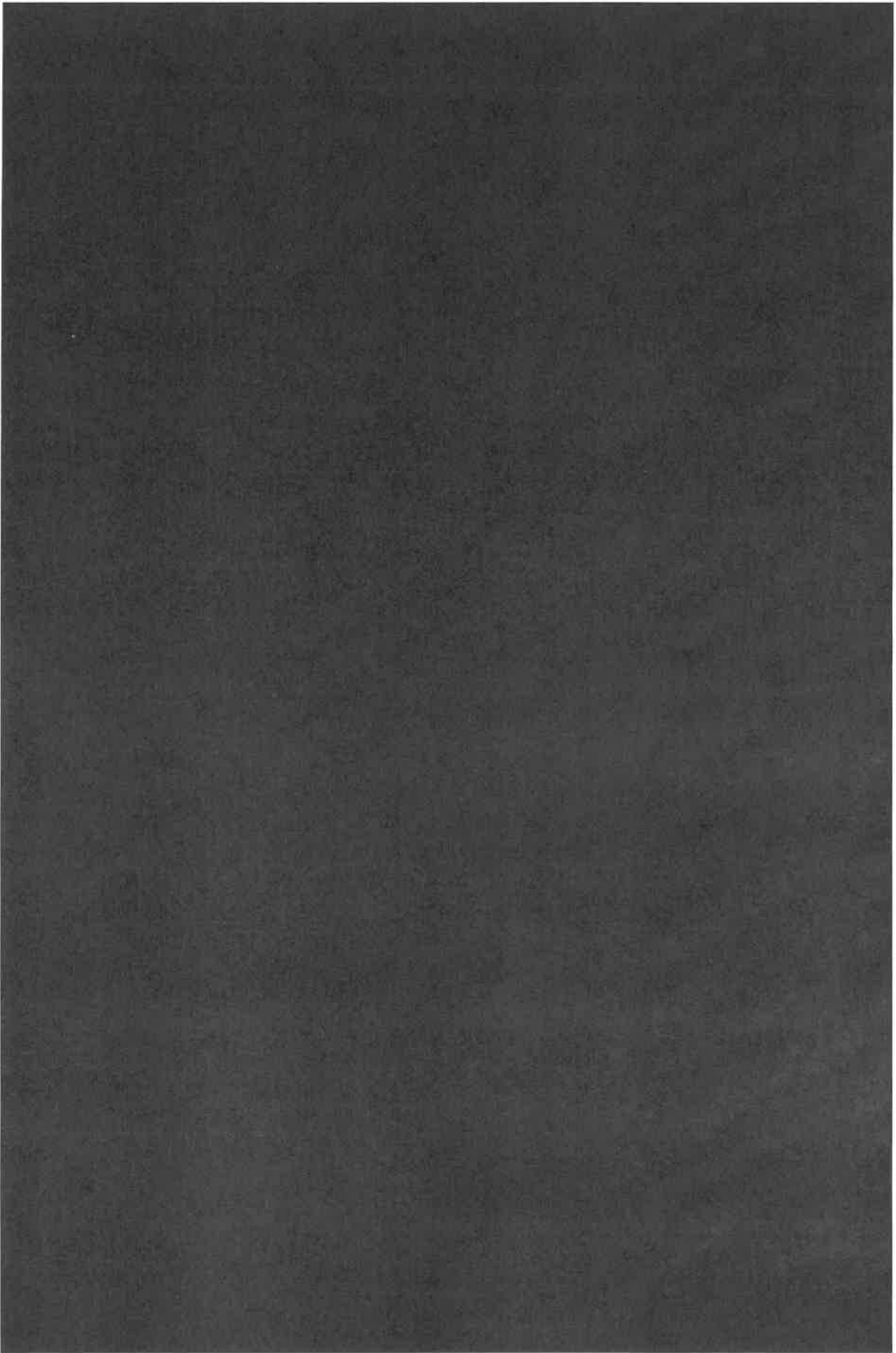
なお、Instagram のストーリーズにあげられた水泳部の打ち上げの様子の写真は、S56 や S61、S69、S63 ほかの生徒らもリアルタイムで見っていた。

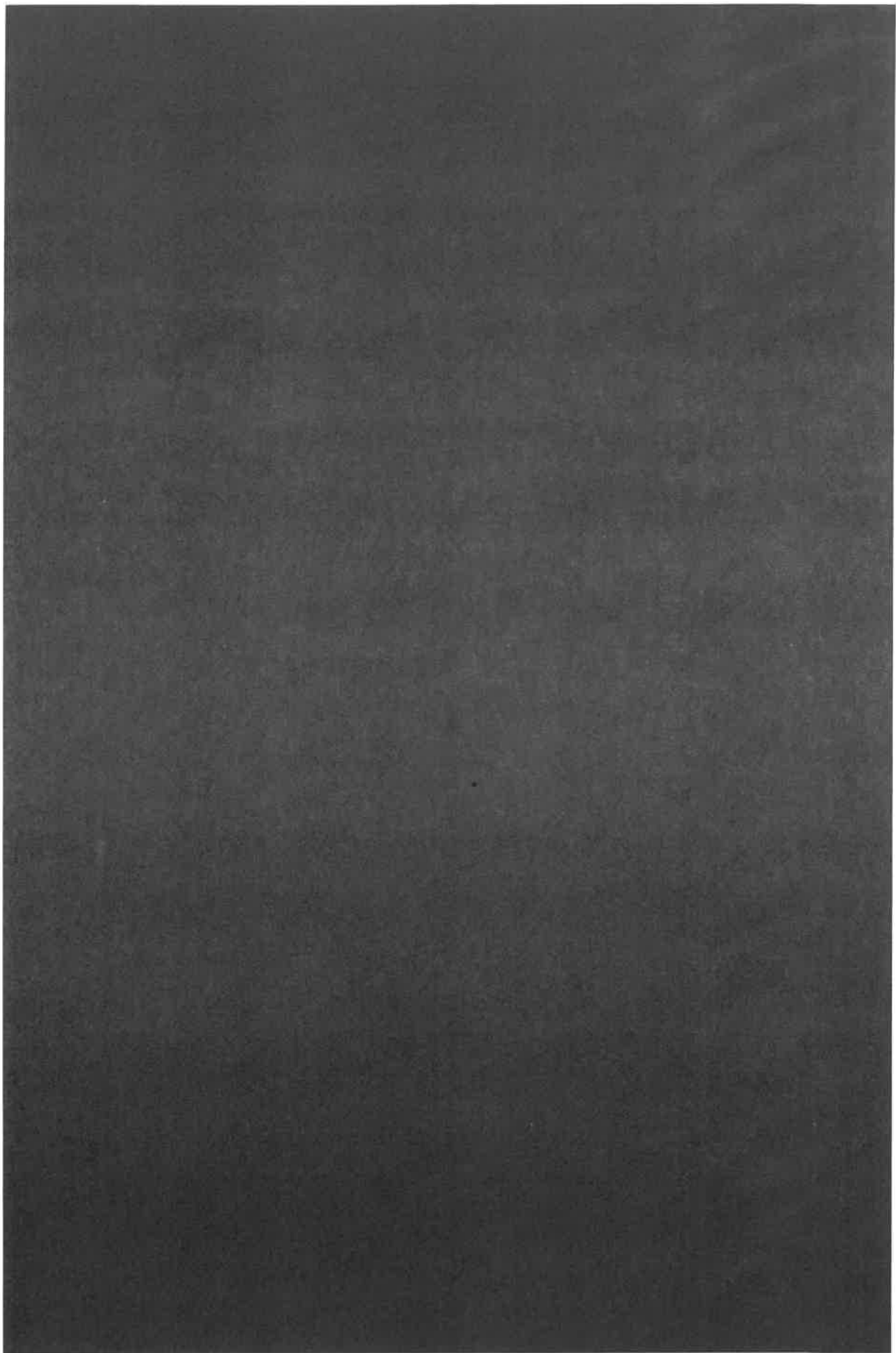
- (コ) 当該生徒は、Instagram のノートに、水泳部の大会で  を書いていたが、それを消した上で、「後味最悪」「ごめんね」と記入した。この当該生徒の記述を、打ち上げ中に、S6 と S8 と S30 が見ていた。

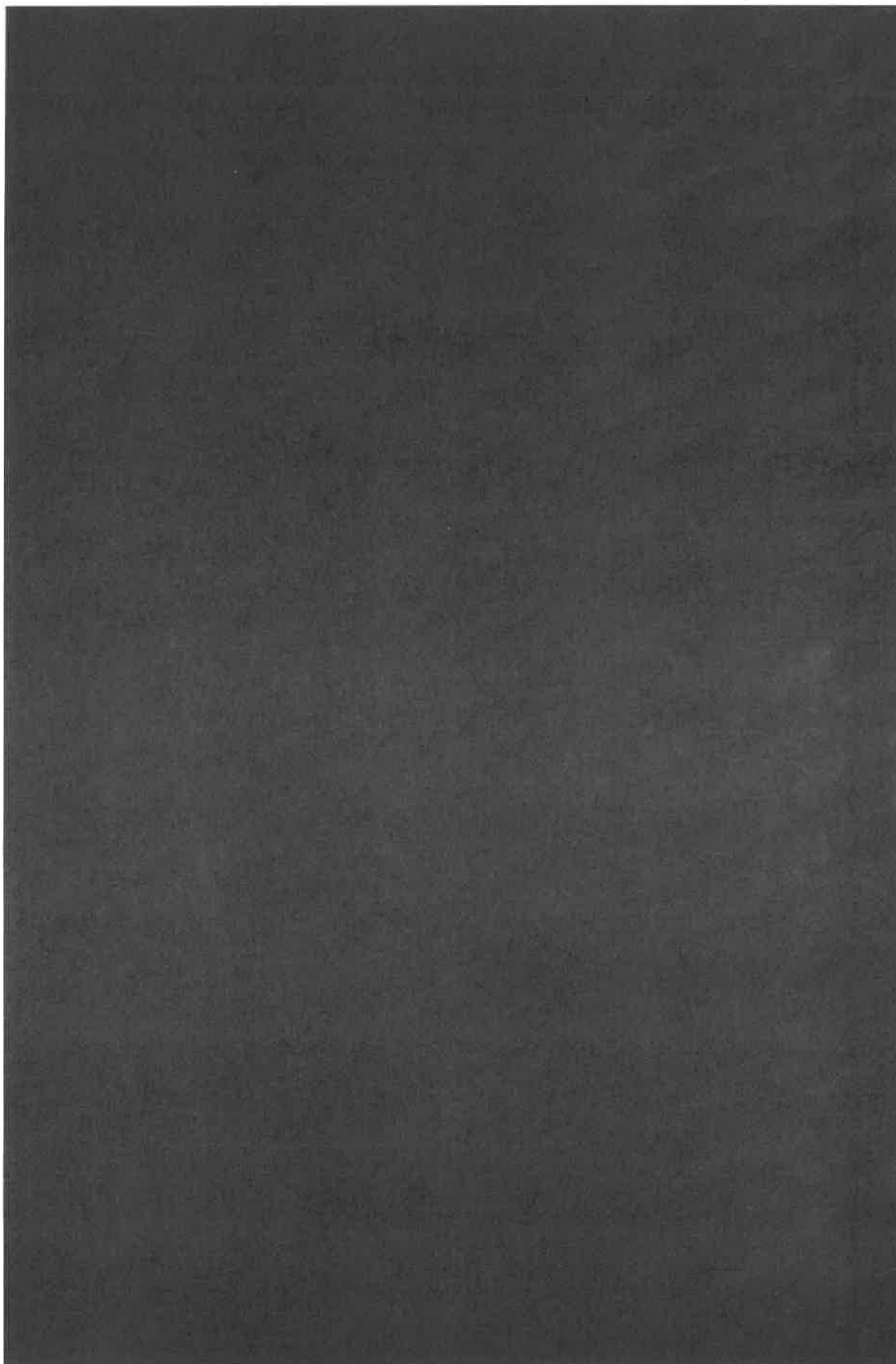
コ 8 月 14 日 23 時 50 分ころ

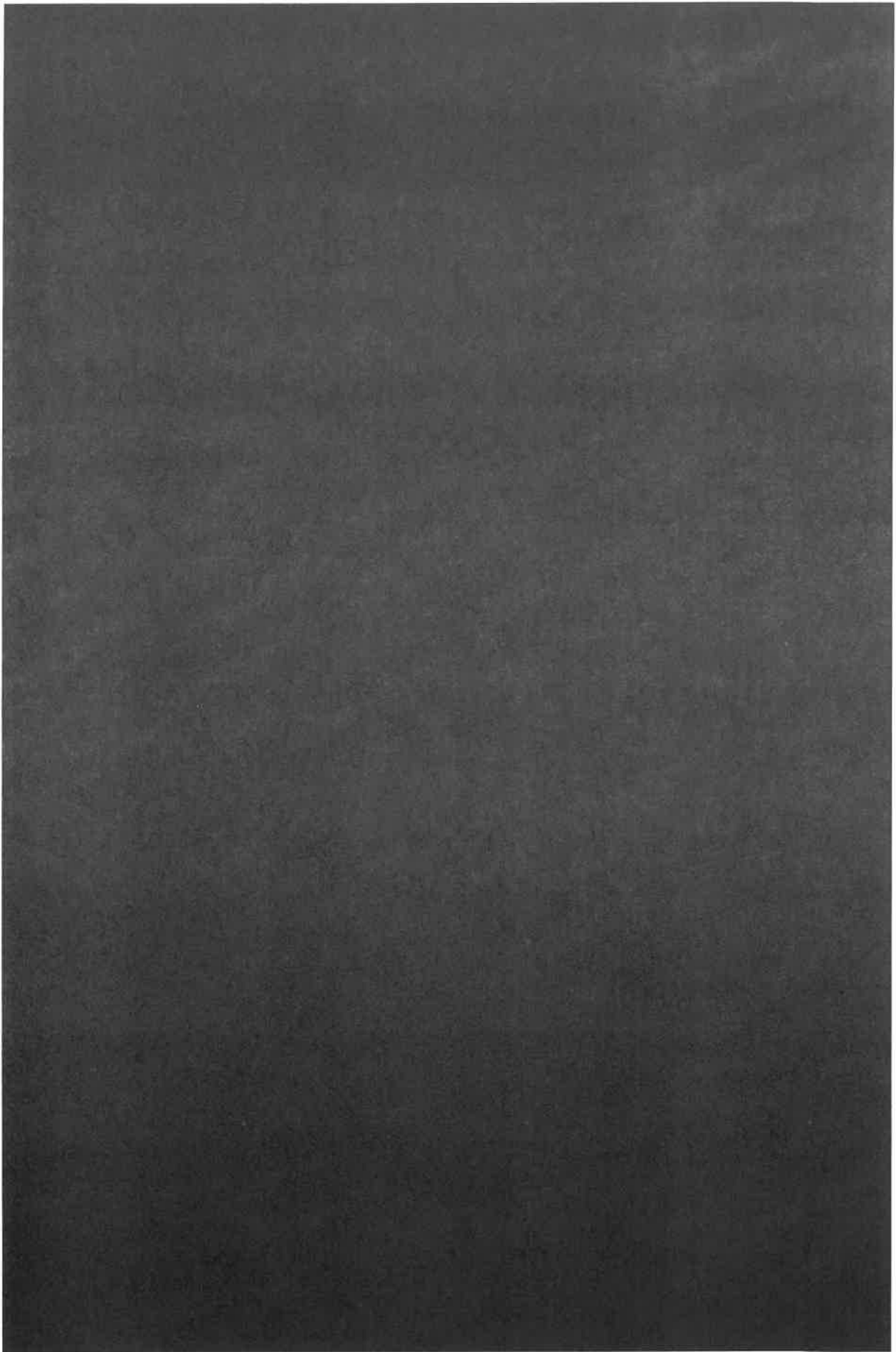
当該生徒は、「ごめんなさい 今までありがとう すべてが嫌になった 本当にごめんなさい もうこれ以上傷つきたくなかった。ありがとう」という遺書を書き、自死をした。

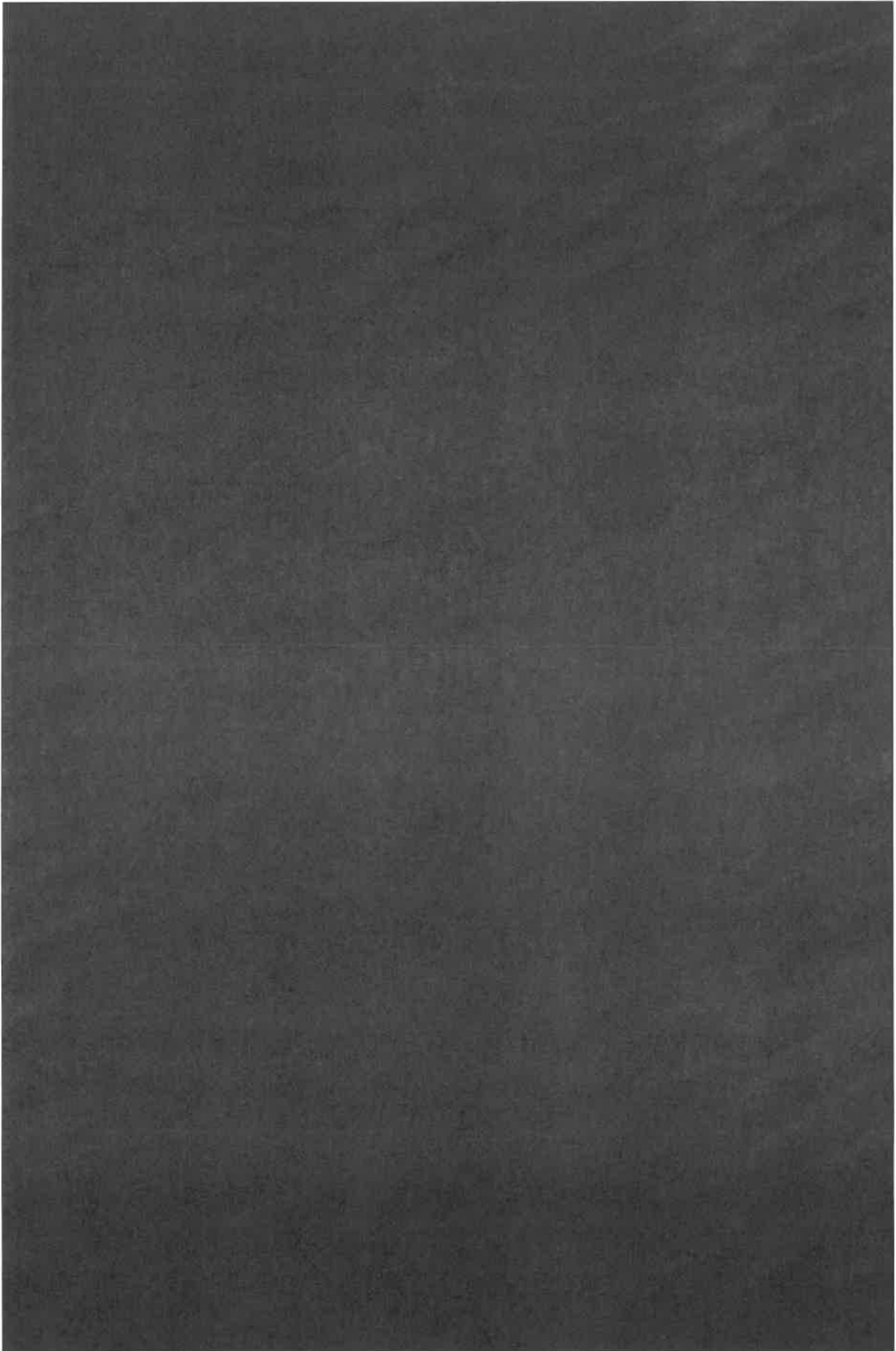


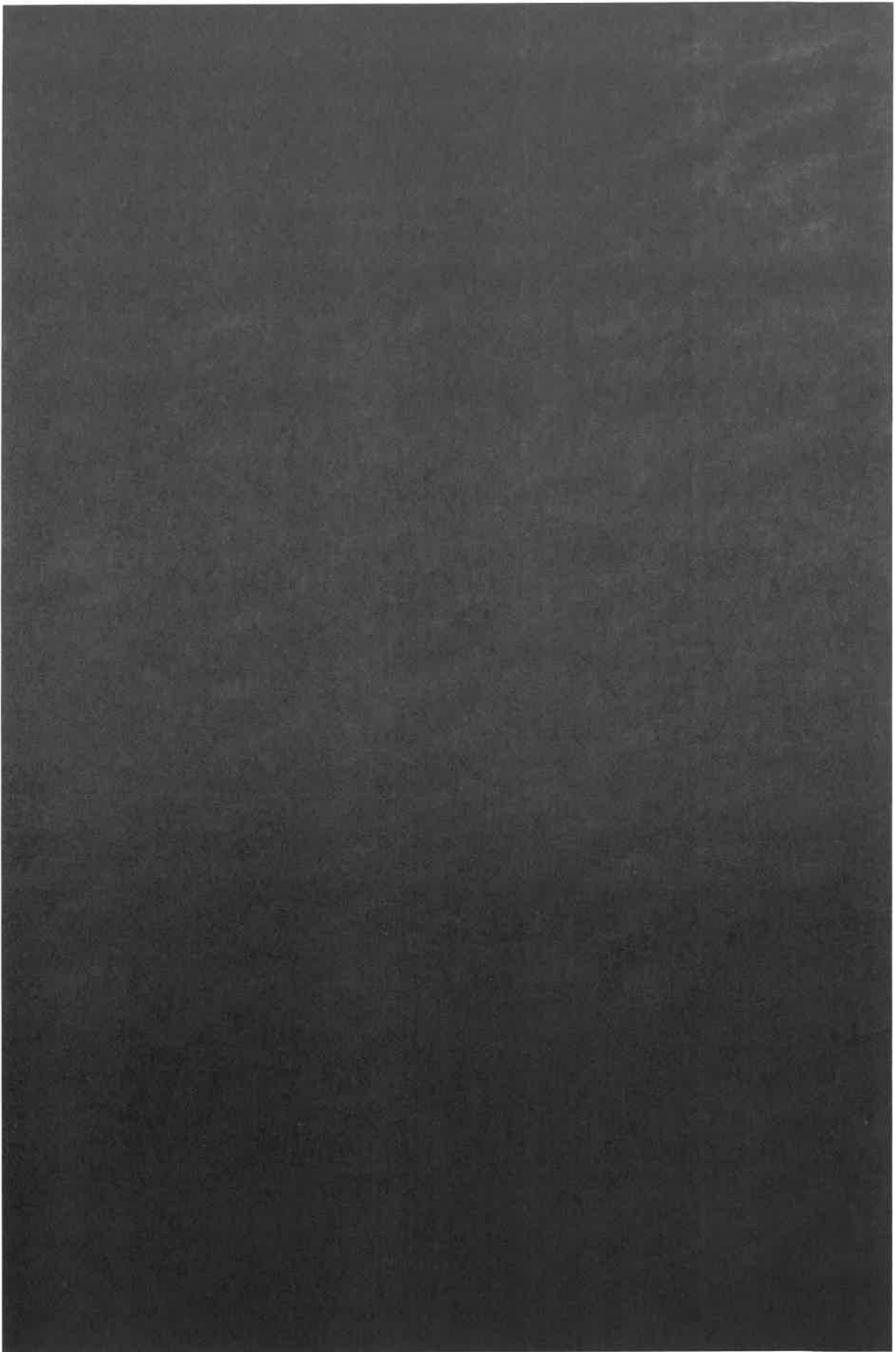


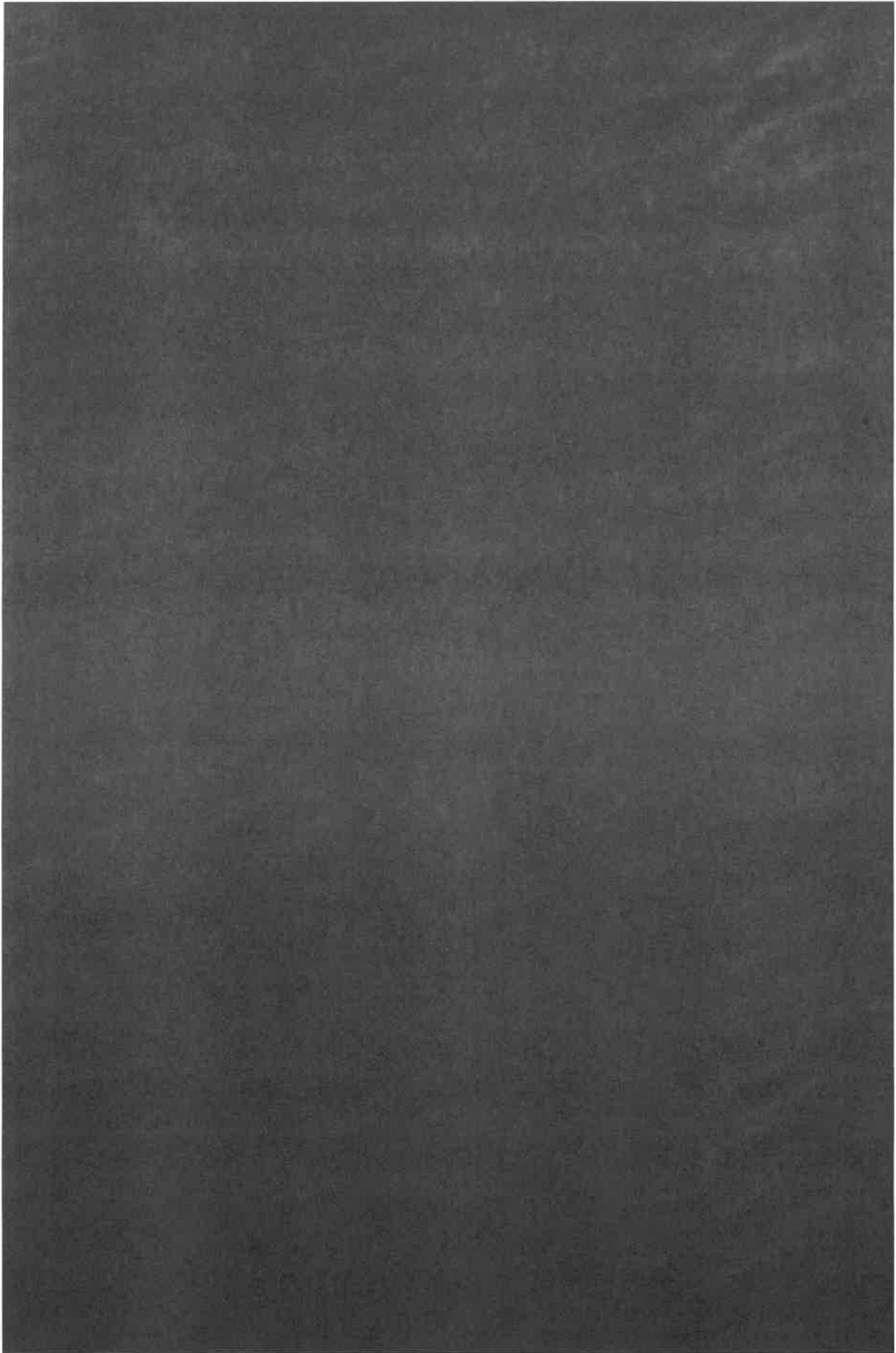


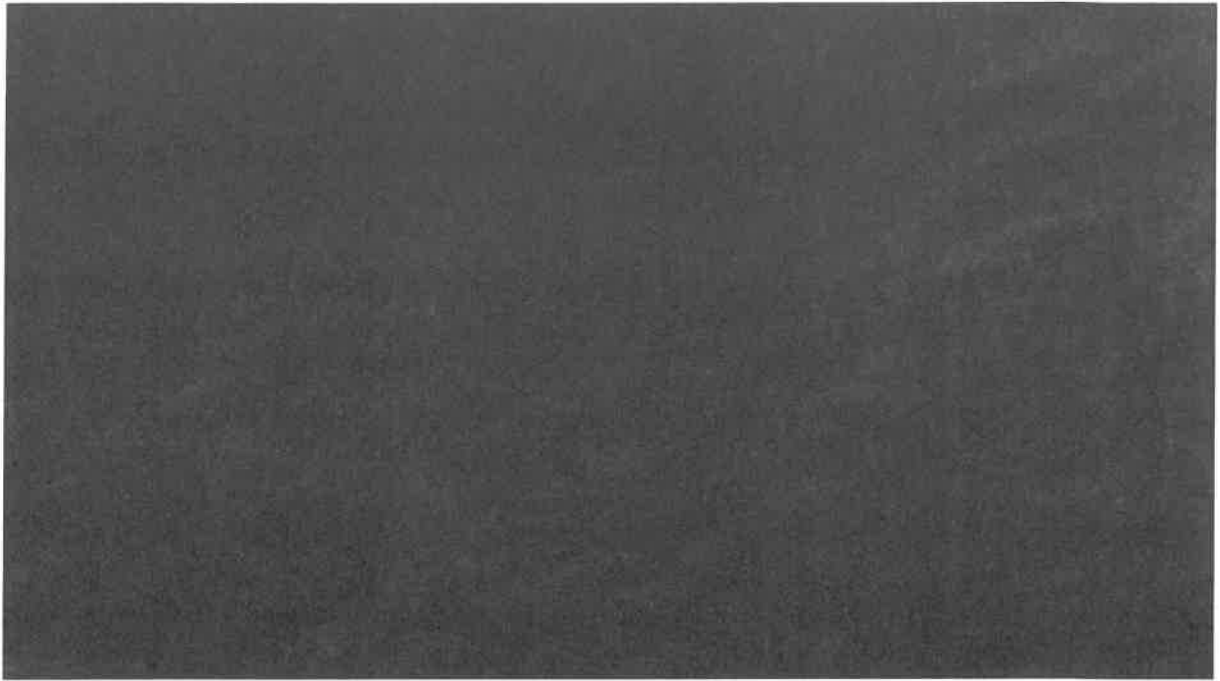












5 当該生徒が亡くなったあとから当該学年が卒業するまで

(1) 8月

ア 8月15日

1時12分、管轄警察署から教頭に電話（留守番電話に「明朝電話する。」とのメッセージ）があった。

7時13分、管轄警察署から教頭に事案発生を知らせる電話が入った。

9時10分、当該生徒父から教育委員会に当該生徒が他界した旨の電話連絡が入った（当該校が閉校日であったため）。

9時30分、校長と教頭が学校で打ち合わせ、教育委員会指導部と校長が電話で打ち合わせを行った。

10時00分、校長は、教育委員会指導部に警察とのやりとり等を報告した。

10時20分、管轄警察署から水泳部顧問に電話で、前日の水泳大会のことや、本事案について思い当たることがないかの聞き取りがあった。

10時40分、校長が当該生徒保護者に連絡のうえ、家庭訪問をした。

11時00分、水泳部顧問が当該生徒保護者に電話した。

11時55分、校長、教頭、学年主任、指導主事（指導主事 A、指導主事 B）で打ち合わせをした。

14時20分 今後の事案対応のため、SSET 派遣の臨床心理士（SC2）から助言を受けた。また、当該生徒に関するいじめアンケート、教育相談のアンケート、今年度の心の天気など提示できる資料は指導主事に提供することとなった。

22時18分、S8は、当該生徒に対し、LINEで「昨日はすまんかった」「100%か知らんけど全員参加の打ち上げもあるかもしれん」と送信した。

イ 8月16日

担当指導主事及び生活指導グループ指導主事2名が当該校を訪問し、打ち合わせを行った。

職員集会を開き、校長から事案の説明を行った後、教職員からの聴取を行った。

担任が家庭訪問のため当該生徒母に電話し、担任と学年主任が母のいる葬儀場に赴いた。当該生徒が亡くなったことのみを公表し、4組生徒、水泳部生徒、4組以外で仲が良かった生徒（1組：S39・S55、2組：S19・S33、3組：S70・S71・S15・S18）に対して、ご遺族がお通夜の終了後に式場に來てもらうことを希望されている旨を連絡することを確認した。

その後、上記の生徒に電話で連絡した。この連絡を受けてS3・S8が来校したため、T6が対応。「水泳部みんなで行っていいか（大勢で訪れて迷惑でないか）」ということの確認であった。

学年教員、T8、T13で、参列の際の対応について打ち合わせを行った。

グループLINE「■■カルビ」でLINE電話による音声通話が行われた。その後、S4がグループ名を「あ」に変更した。

ウ 8月16日頃

S4は、小学校卒業時に作ったお守りを、お通夜の日（8月17日）に当該生徒にお供えしてあげて欲しいと、LINEで小学校の卒業生に連絡した。

エ 8月17日（お通夜）

校長が当該生徒母に電話した後、葬儀場へ訪問した。通夜・葬儀の際の生徒の管理については教職員が行うことを母に伝え、承諾を得た。

指導主事が当該校を訪問し、打ち合わせを行った。校長より、8月18日及び28日のスクールカウンセラーの緊急派遣を依頼した。

管理職と学年で打ち合わせし、葬儀場における教員の立ち位置や役割を確認した。

お通夜の終了後には生徒が多数参列し、水泳部3年生は全員参列した。S4の呼びかけに応じ、数名が小学校卒業時に作ったお守りを持ってきた。そのお守りをS4は当該生徒母に渡し、当該生徒母は棺桶の中に入れた。

葬儀場では、打ち合わせた内容のとおり、カウンセリングの案内と告別式後の見送りの案内を随時行った。この時S4が号泣し、しゃがみ込み、10分程度立てずに泣き続けていたので、T1が自宅まで付き添い、送っていき、18日にカウンセラーも来てくれるので登校するように促した。

T1・T5・T4が、当該生徒母及び親族の方（母の姉妹と思われる）と話をし、自死であることを生徒に伝えるかどうかについて話し合いを行った。ご遺族からは、自死を選択した理由を知りたいという話があった。

オ 時期不明

生徒間では、当該生徒についての話題は持ち出さない（デリケートな話題であるため）という共通認識があった。ただし、少人数で話すことはあった。

カ 8月18日（告別式）

SC1が緊急派遣により来校、担当指導主事が当該校を訪問し、打ち合わせを行った。SC1からは心理教育（急性ストレス反応、急性ストレス障害、PTSDに関する知識の伝達等）が行われ、生徒に反応が出た場合にはカウンセリングの案内をするようにと伝えられた。

校長、関係教職員、一部生徒が葬儀に参列した。葬儀後、当該生徒と親しかった女子生徒4名（S18・S19・S33・他校の3年女子生徒）から教員に対し、当該生徒に関して「聞いて欲しい話がある」との相談があった。さらに、「S39、S34も呼びたい」と申し出たため、当該校にて女子生徒6名（S18、S19、S33、S39、S34、S17）のうち、当該校の生徒5名（S18、S19、S33、S39、S34）から聴取したところ、令和5年8月14日の水泳部の打ち上げのことやその写真がSNSにアップされたこと（第2章・第2・4（4）ケ）、令和4年8月～9月頃に当該生徒が「水泳部無理やねん（代替わりしてから雰囲気がよくない）」「なじめない」と話したこと（第2章・第2・3（3）ケ）、令和4年11月6日に当該生徒が「オレ、水泳部でハブられて

んねん」と話したこと（第2章・第2・3（2）タ）、令和4年12月3日に当該生徒が「S6から、聞こえるところで悪口を言われている。ほんまにつらい、どうしよう、いやや」と話したこと（第2章・第2・3（2）ツ）、令和5年2月～3月頃に当該生徒がS8に足をかけて倒されたこと（第2章・第2・3（3）ツ）、S4は以前から周りに対し「当該生徒が嫌い」ということを口にしており、そのこともあってか当該生徒もS4のことをよくは思っていなかったこと等の情報提供があった。なお、S39・S34からの聴き取りはT1・T3が行い、S18・S19・S33からの聴き取りはT14・T2・T8が行った。

担当指導主事が当該校を訪問。上記の女子生徒からの情報を受け、緊急の対策会議を開き、聴き取り対象者の選定等、今後の対応について協議した。なお、まずは事実関係の確認のみにとどめ、指導を行うか否かについては、聴き取り結果をすり合わせてから判断することとなった。

キ 8月19日

総括指導主事より校長に電話があった。生徒聴き取りについて、教育委員会や臨床心理士などの専門家の助言も踏まえて実施していくこととなった。

ク 8月21日

担当指導主事2名（指導主事B、指導主事A）、緊急SSET派遣により臨床心理士（SC2）が当該校を訪問。生徒聴き取りについて、当該生徒母に対しては聴き取りを実施した後に結果を整理したうえでお伝えすることを説明したうえで、聴き取り対象者に対しては当該生徒母の承諾があれば自死であったことを伝えたと聴き取りを実施することや、聴き取りの際の注意点（保護者が同席を希望した際の対応方法や聴き取りの際には90度の位置に座ること等）を確認した。

教頭が当該生徒母に架電。校長が家庭訪問したい旨を伝えたと、当該生徒母より翌日の動向により改めて入電すると伝えられた。

S4が登校し、話したいことがあるとのことで、T4・T8が聴き取りを行った。主に8月14日の打ち上げに参加したメンバーの選定に関する話であった。

ケ 8月22日

教頭が当該生徒母に電話し、校長、教頭、学年教員で打ち合わせ後、校長が家庭訪問した。生徒への聴き取りについて、まずは夏休み中に最も関わりが深かったであろう水泳部の生徒から行おうと考えていることを伝える等、今後の対応についての確認をした。

校長帰校後、学年教員、T8、校長、教頭で、水泳部3年生全員への聴き取り等の打ち合わせをした。

聴き取り予定の生徒保護者に当該校から連絡した。

コ 8月23日

学年教員、T8、管理職で打ち合わせをし、生徒への聴き取りの流れを確認した。

水泳部3年生の7名、S8 (T4・T5)、S2 (T14・T3)、S4 (T2・T3)、S3 (T4・T14)、S9 (T5・T2)、S6 (T3・T1)、S10 (T4・T14) から聴き取りを行った。

当該校から2年水泳部 (S64、S32、S31、S54、S30、S66) の各家庭に聴き取り依頼の連絡をした。

学年教員、T8、管理職で、今後の予定について打ち合わせをし、また、校長が当該生徒母に電話し、本日の聴き取りの結果、打ち上げがあったようであり、引き続き聴き取りをして翌日に報告の為訪問させて頂きたい旨を伝えた。

S4がグループLINE「あ」(旧「■■■カルピ」)のグループあるいはグループメンバーを削除した。

サ 8月24日

水泳部3年生2名、S5 (T2、T3)、S1 (T5、T6)、水泳部2年生6名、S64 (T8、T15)、S32 (T8、T15)、S31 (T8、T12)、S54 (T8、T12)、S30 (T8、T12)、S66 (T8、T12) から聴き取りを行った。

校長・学年主任・担任・水泳部顧問で、当該生徒母が滞在する親戚宅まで家庭訪問をした。聴き取りの結果、水泳部の一部で打ち上げが行われたことを確認したこと、今後も引き続き聴き取りを行って事実関係の確認を行うことなどを報告した。また、28日(月)始業式で全校生徒に、当該生徒が亡くなったことを伝えること等を確認した。

当該校から1年水泳部の各家庭に聴き取り依頼の連絡をした。

シ 8月25日

職員集会で、T1より8月16日以降の一連の流れについて全体に説明。その後、校長より今後の流れや教職員の留意事項、カウンセリング、始業式での校長講話のことなどについて説明を行った。

緊急 SSET 派遣により臨床心理士が訪問し、今後の対応(聴き取りやアンケートと、これらについての当該生徒母への説明)について打ち合わせを行った。また、始業式の全校集会の様子については、実施後に当該生徒母に報告するよう指示があった。

S4が、学校周りの掃除のために登校し、S4・T2・T4で掃除をした。

練習に参加した水泳部1年(S65、S72、S73)から聴き取りを行った。

校長が当該生徒母に電話をし、校長、担任、顧問、生徒指導が当該生徒母へ家庭訪問した。葬儀当日に女子生徒から聞き取った内容について報告、打ち上げの参加人数が7名であったこと、その7名に自死であることを伝えて2回目の聴き取りを実施することを説明した。

学年教員、T8、管理職、指導主事A指導主事で今後の聴き取り方法や内容について打ち合わせをした。

ス 8月28日(始業式)

SC1緊急派遣。■■■がカウンセリングを利用■■■■■

始業式で校長から全校生徒に対し、当該生徒が亡くなったことを伝えた。SC1も、説明時に

体育館での生徒の様子を確認した。

S7への聞き取り（T4、T2）を行った。

校長が当該生徒母に電話し、始業式で「亡くなった」ということを伝え黙とうを行ったこと、子どもたちは比較的落ち着いて話を聞いていたが、特別支援学級の生徒など一部の生徒は不安定になっており、カウンセリングを受けた生徒がいたということを報告した。

「夏休みの生活について」のアンケートを実施した。

セ 8月29日

緊急 SSET 派遣により臨床心理士（SC2）が来校、聴き取りに協力しないという意向の家庭に対する対応方法についての助言等があった。

関係部員（S8、S3、S4、S6、S30、S32、S31）の各担任が、関係部員の保護者に架電し、関係部員の再聴取について説明した。

当該生徒母から電話があり、提出物を見て欲しいため、30日に来校予定とのことであった。

ソ 8月30日

緊急 SSET 派遣により臨床心理士（SC2）が来校、担当指導主事が当該校を訪問し、聴き取りの結果をどのように整理して当該生徒母に伝えるか等について協議した。

当該生徒母が、前日に連絡のあった提出物を出すために来校した。

打ち上げに参加した7名の生徒（S8、S3、S4、S6、S30、S32、S31）の2回目の聴き取りをした（※担任+1名で実施）。S18母に電話し、自死であることを伝え、聴き取りを依頼した。

タ 8月31日

校内打ち合わせに指導主事 A・SC2・SC1を交えて、聴き取り結果の当該生徒母への説明内容や、今後の市基本方針に沿った調査についての説明、今後の追加調査をする際に自死であったことをどの範囲に伝えるのかを当該生徒母に確認する必要があること等について話し合った。また、S4への対応について話し合い、前日のヒアリング結果を踏まえ、本日中に S4 と母と一緒に来てもらい、母同席のもと改めて事実確認をすることとなった。

がスクールカウンセラーのカウンセリングを受けた。

S4母が来校し、S4同席のもと、T2・T5で、聴き取りを行った。

S18から聴き取りを行った。

(2) 9月

ア 9月1日

S4母に電話したところ、S4本人は「」と言っているとのことであったため、T2・T1でS4家に家庭訪問し、一緒に登校した。S4は、1限目には体育館でバスケットボー

ル（見学＆参加）、2限目・4限目には美術の修学旅行アルバムの作成、3限目はプールでタイム測定の記録を行った。給食は教室で食べ、昼休みにカウンセリングルームを利用。5・6限は基本的にはクラスの生徒と過ごした。

当該生徒母と当該生徒母のいところが来校し、当該校から生徒聴き取りの様子等を報告した。

教員間で打ち合わせを行った。今後の動きについては、6日に初動調査のためのスケジュール調整が入ることの情報共有をした。今後の生徒の指導について、在り方を考えていく必要がある、特にS4、S6については認識の甘さがあるとの指摘がされた。当該生徒母から要望があったこともあり、SNSの使い方についても指導する方向とした（ただし、具体例を挙げて説明すると当該生徒に関係することだと分かってしまう。他方で、具体例を挙げないと、通り一遍の指導となり効果に疑問があるため、今後の調査の動向等を見て判断することとなった。）。

イ 9月2日

S4母に電話したところ、S4は3日10時に登校予定とのことであった。

S4が、S28・S22を誘い出し、「自分のせいで、当該生徒が亡くなったかもしれない」等の話をした。

ウ 9月3日

T2からS4母に電話。電話後、S4本人が登校したので話をした。S4は13:00まで学校で勉強し、その後、T2が家まで送っていった。

エ 9月4日

S4母に電話したところ、S4本人が一人で登校すること。登校後、朝の清掃活動を行いながら話を聞いた。授業は1～6限目まで受講して帰宅した。

当該生徒母から電話があり、校長が対応した。「スクールカウンセラーにかかりたい」とのことだが、内容としては「S4の心理状態を知りたい」という主旨であった。

その内容は守秘義務があるため、「あくまで一般論として、そういった行動をとる理由としては・・・の可能性はある」という説明しかできないということを説明し、当該生徒母には他校スクールカウンセラーの空き時間を確認したうえで、そちらを受けてもらうように打診することとした。当該生徒母に連絡すると、「子どもの状況が分かっているスクールカウンセラーに話を聞きたい」ということだったので再度、SC1の予定を調整して連絡することとなった。

教員間で打ち合わせをし、現段階では、当該生徒の自死の原因が打ち上げにあった可能性は高いが、全ての原因が打ち上げにあるかどうかは不明のため、水泳部の指導についてはS18のLINEの内容を踏まえ自死に至った経緯について重く受け止めさせるような内容にし、また、水泳部以外の聴き取りに関しては各クラス全員に対し教育相談を行い、「何か気になることはあるか？」という声かけをすることになった。

オ 9月5日

当該生徒母のカウンセリングは、9月7日の13:30に母が来校しSC1と行うこととなった。

教員で打ち合わせをし、第三者委員会が入るということを当該生徒母に報告することについては、調査の日程が決まった段階で伝えることとした。

水泳部の打ち上げに参加した7名の指導については、SC2からも「[]が心配」という意見が出た。SC1とも協議する必要があるが、基本的には[]がよいのではないか、そして[]とのことであった。当該生徒本人のLINEの内容を逐一伝えるということが「[]が心配」の理由になるのならば、LINEの中の「死ぬ」という言葉は伝えないにしても、本人が「傷ついた」と考えられるような言葉を複数残していたということは伝え、その上で打ち上げがあったということを知り傷ついていたということを打ち上げメンバーに対して返していく必要があるのではないかと、という意見が出た。

カ 9月6日

S18 母に電話し、LINEの内容を当該生徒母に直接見せることについて許可を得た。その後S18 本人にも直接確認し、当該生徒母に見せることについて許可を得た。

第三者委員会事務局（教育委員会事務局連絡調整担当課長とスクールソーシャルワーカー）が来校し、今までの流れについての細かい聴き取りがあった。[]

9月の職員会議（月1回定例のもの）が開催された。記録上では、S4について、「自分がしてしまったことの後悔はあるが、どれだけ理解できているか。」等の記載があり、S4への指導状況について共有がなされていたことが記載されている。

キ 9月7日

当該生徒母がSC1のカウンセリングを利用した。なお、予約時間の直前に、こども青少年局から、[]をしているスクールカウンセラーが当該生徒母のカウンセリングを実施するべきではないと連絡が入った。

カウンセリングの際の当該生徒母の主訴は[]

スクールカウンセラーとの面談後に当該生徒母と校長が面談した。壊れていた携帯が復元されたこと、復元された携帯から分かったこと（事案発生当日、S25 から打ち上げのスクリーンショットが送られてきて、当該生徒の「ハブられた」という発言に対し、S25 が「わらわらわらわらーらわら」と返信していたこと等）を聞いた。

当該生徒母からは、お通夜のときに S4 が小学校の時に作ったお守りを他の生徒から回収して当該生徒母に渡したことについて許すことはできず、S25 の上記返信内容やその他の生徒の言動についても疑問に思っているため、全校に自死であったことを伝えたくて徹底的に調査をして欲しいとの意向が伝えられた。

校長は、当該生徒母に対し、第三者委員会による初動調査が始まることについて説明した。

T8・T10 が、水泳部 1 年生、S73、S65、S72、S74、S75、S76 から聴き取りを行った。

校内打ち合わせを行い、当該校としては、まず前提として、学校が「いじめ」だという認識を持って取り組んでいくことを確認した。ただし、現段階では因果関係が不明なため、学校として「打ち上げが自死の原因であると思っている」という言い方はしないという対応をとることとした。9 月 8 日に保護者連絡をし、9 月 11 日の放課後から打ち上げ参加生徒に対する指導を開始することとなった。また、打ち上げに参加した生徒への再度の聴き取り（3 回目もしくは 4 回目の実施）と、新たに S25 への聴き取りを行うこととなった。

ク 9 月 8 日

S4 母より [] と連絡があり、T2 が迎えに行き、8:40 に一緒に登校するが、教室には入れないということで別室にて話を聞いた。7 日放課後に S53 と帰っていたときに、S55 の母に会ったが、その際、S55 母は S53 としかしゃべらず、S4 からすれば [] というような感じで、目も合わさず、声もかけられずという状態だったとのことであった。

[] が行われた。

T8・T10 が、水泳部 1 年、S77 から聞き取りを行った。

当該生徒母より電話があった。S8 と S6 の 2 人に、どう思っていたのか聞いてほしい（直接聞いてみたい）。また、S4 について、「これだけのことをしておきながら普通に学校生活を送れているのが許せない。学校として、きちんとこの件に向き合うことができるまで授業には入れないでほしい。S4 は別室対応してほしい。」という思いとのことであった。さらに、「昨日は自死であることを全校に伝えてほしいと言ったが、やはり妹のことを考えると全体への公表はいいん考えたいと思うので待ってほしい。」とのことであった。

校内打ち合わせを行い、9 月 11 日（月）については予定通り放課後からの指導を始めることとした。また、S4 が教室に入りにくいということになれば別室で対応することとした。聴き取り・指導の在り方については、当該生徒母の思いもあり、聴き取り・指導の後、「自分がしたことと向き合う時間」を作るための別室期間を設けることとし、家でどのような話をしたかや今どう考えているかを 1 人ずつ聞き、S4 以外のメンバーは保護者に確認を取ったうえで可能であ

れば昼食後（昼休み明け、13:30 ごろ）に迎えに来てもらい、無理なら迎えに来れる最短の時間
でお願いすることとした。保護者引き渡しの際は話を聞いた教員がどのような話をしたかを説
明し、当該生徒母にも伝えるという旨を説明することとした。S4 に関しては火曜日・水曜日は
パーテーションで仕切り保健室で過ごさせ、話を聞く際は和室を使用することとし、必ず学校
がある時間中に保護者に迎えに来てもらえる状態を作ってもらったこととした。期間はまずは一
週間続けることとした。

ケ 9月10日

S55 両親・S53 母が来校した。S4 が、9月7日（木）に S53 と帰っている際に、S53 に対し
て「自分と当該生徒がけんかした。そのことに腹が立って打ち上げに呼ばなかった。もしかし
たらそのことが原因で当該生徒が亡くなったかもしれない。俺犯罪者かもしれない。」という話を
したとのことであった。また、その話は S53 だけでなく S23・S28 にもしているとの情報提供
等があった。なお、S28・S53 に対しては同じタイミングで話しており、S23 に話した時期は不
明であった。

教員間で打ち合わせを行い、翌日（月曜日）以降については、S4 は登校時から別室にし、ほ
かの生徒と会わないようにすることにした。

S4 母に電話し、月曜日は朝から別室にする旨を確認した。また、S4 自身が「自死である可
能性」について周りに伝えていることも踏まえ、出身小学校で [] に開催される運動会に
ついては行かないほうが良いということを伝えた。さらに、「自死である可能性」を S53 などに
していることについて指導する必要がある、当該生徒の自宅付近に行くことについてもやめさ
せるべきであることを伝えた。

S4 の別室対応については少なくとも 11 日からの 1 週間は実施することとし、学習保障につ
いてはオンライン配信で対応することとした。

コ 9月11日

S4 母に電話、本人は母とともに 9 時に登校予定とのこと。登校後は保健室にて過ごさせるこ
とにした。

S4 からの聴き取りと指導を行った。9月2日（土）に []
[] ということを S23・S28 に（後半
部分は S50 にも）話した。水泳部内で打ち上げがあったことは S23・S28・S50 は知っているが、
S4 がどういう思いを持っているかはその場で初めて聞いている。S53 に対しては、9月7日
（木）に S4 が S55 母と会った後、S55 母の態度の話になった際に S53 に話をしている。

S4 は、[] と言ったため、指導
として、「まだ向き合えていないよ」「向き合うということはその時の感情や思いを全部思い出
して正直に話すこと。 [] とい
うことは向き合えていないこと」といった話をした。

T2 から S4 母に対して、今回の件は「いじめ」として対応していく旨を説明した。S4 母は
深くうなずきながら聞いていた。

S4 以外の打ち上げ参加生徒に対しても、別室対応で指導を行った。

S25 父に電話、聴き取りをさせてほしいと伝えると

という子どものことが心配で
段階を踏む必要があるんじゃないかという旨の話があった。

サ 9月12日

S30、S3、S32、S4、S6 に、前日の指導を受けて家で話したことや一日考えてどう思っているのかの聴き取りをした。

S30 は、

を述べた。

S3 は、

を述べた。

S32 は、

を述べた。

S4 は、

を述べた。

S6 は

を述べた。

S55 への再度の聴き取りを行った。

S25 父来校、今の当該生徒母の状況や思いを伝え、S25 に聞き取りをしたい内容を伝えた。父は、

とのことであった。

シ 9月13日

S8 へ振り返りの聴き取りを行った。S8 は、

と述べた。

S4 へ振り返りの聴き取りをした。S4 は、

と述べた。これに対して、

言えない子もいることを理解しないといけないと指導した。「■■カルビ」についても、誰も言わなかったけれど、やばいと思っていたけど仲が悪くなるんじゃないか、何か言われるんじゃないかと思って言えなかった子もいるようだということを指導した。

校内打ち合わせを行い、当該生徒母への報告内容について確認した。

S30 の父から電話があり、

とい

う情報提供があった（今後、周囲の生徒も知っていくことになるであろうが、この情報が他に漏れているということであれば当該生徒母に申し訳ないという意味での情報提供であった。）。

に電話したところ、LINE の内容を印刷して金曜日（9 月 15 日）に持ってくるのとのことであった。

ス 9 月 14 日

S4 の振り返りを行い、打ち上げについて再度思いを聞いた。

とも述べた。やはり打ち上げに対する感覚が違うのか、自分の思いだけで動いていた様子が感じられたため、指導として、思いが違っていたとしても、もっと違う方法がなかったのか（あいまいにせず、きちんと断ったりするべきではなかったか）を話した。

S6 が、放課後、学校から携帯を本人に返却する際に、と聞いてきた。S6 が S8 にと聞いたのに対して、S8 が

と伝えたようで、それを受け

て、そういった内容を送ったことを思い出したとのこと。それを送った意図について尋ねると、S6 は、

と述べ、

言ってしまったことを思い出して後悔している様子が見受けられた。

当該生徒母に家庭訪問をし、前日の聴き取り・指導の内容を報告した。当該生徒母からは、Instagram の使い方や S4 への指導に関する意見があった。また、「■■■カルビ」のグループラインの内容が知りたいとの要望があった。

帰校後、校内打ち合わせをし、翌日以降の流れを話し合った。

■■■に対して、グループラインの内容を他の保護者に提供してもいいかを確認し、父から許可を得た(ラインの内容に関しては T14 が打ち換えたものを見せることにした。)。その後、各家庭に対し、「指導していく中でグループラインの内容を情報提供してもらった。中身については大きなことだということもあり、まず保護者の方に確認して欲しい。15 日の放課後に確認に来てほしい。」と伝えることにした。15 日はまず保護者にグループラインの内容を伝えたいうえで「この事実を当該生徒母へもお伝えします。」と告げることとした。また、生徒に対しては今後指導を行っていくとも伝えた。さらに、「何度も聴き取りや指導を行っていくことは生徒の負担もあり避けたい。まだ言えていないことがあるならそれも含めてすべて正直に話してほしい。このグループラインの内容についてはこの後ご家庭でもお子さんと話し合ってください。」と連絡することとした。

セ 9月15日

■■■がグループライン内の LINE やりとりをプリントしたものを持って登校した。

S4 の振り返りをした。この 1 週間の思いを聞く。

まだまだ

深く考えさせる必要があると思われた。SC1 からは、他の人の気持ち（相手がどういう気持ちになったと思うか）ということをしかりと考えさせていく必要があるとのことであった。

S8 に、前日の S6 とのやり取りを確認し、この件に関しては打ち上げメンバーも含め周りと話をしないことを確認し、不安に思うことや聞いてほしいことがあれば、親、先生にいつでも言うようにとの指導をした。

S6、S30、S4 の各保護者が来校して、グループ LINE の内容を確認したうえで、当該生徒母に内容を伝えることについての同意を得た。

上記内容を受けて校内打ち合わせを行い、今後の指導をどうしていくかを協議した。スクールカウンセラー不在での指導は望ましくなく、スクールカウンセラーの緊急派遣が可能なのが水曜日からであるため、指導は水曜日からと決定した。指導の形については、当該生徒母の要望、指導対象生徒の学習権の問題などから結論が出ず、火曜日に来校予定の弁護士（スクールロイヤー）の助言などを踏まえて再度、協議する予定とした。

ソ 9月19日

S3父が来校して、グループLINEの内容を確認したうえで、当該生徒母に内容を伝えることについての同意を得た。

S4の振り返りをした。

「あのLINEを自分がされたらどう思う？」という問いに対して、たぶん初めてという答えが出る。これからは相手の気持ちを考えて、自分がされたらいやなことはしない、人を思いやれる人間になろう、という指導をした。

が、グループLINEの内容（発足から解散まで）をプリントアウトして持参した。

校内打ち合わせをし、弁護士（スクールロイヤー）に確認したいことなどを整理した。特にLINEの内容に関しては、当該生徒本人が見ることができなかったということも踏まえ、詳細な内容やLINEの文面そのものに関して当該生徒母に伝えるのかどうかを弁護士に確認したい。また、別室指導の是非に関しても、別室が懲罰的な性格を持たないものであることを鑑みると、今後も当該生徒母の意向に沿って別室を進めていくことは厳しいと思われる。しかし、「別室の終わり＝指導の終わり」ではなく、別室の代わりとなる対案を提示すべきであり、当該生徒母のところに次回報告に行く際には、「具体的にこのような指導を行った、生徒はこのようなことを考えている（謝罪の意思の有無など）、保護者はこう考え、こう感じている。」ということ伝えなければいけない。当該生徒母に生徒の気持ちや保護者の気持ちを伝えきれていない部分があるのであれば、それを伝えていく必要がある。また、翌日にはスクールカウンセラーの派遣はあるとのことなので、LINE参加メンバーについては、以下の内容を指導予定とした。

- ・今回の件が直接の原因になっていないとしても、発言内容が軽すぎる。
- ・本人が内容を見ることができなかったとしても、LINEの内容はひどい。
- ・相手の立場に立って考えることが必要だったのではないか。
- ・自分が当該生徒の立場であれば、陰でこういうことを言われていたらどう感じるか。
- ・こういう悪ノリの空気があったことを当該生徒は気づいていたからこそ、今回のような結果になったのではないか。
- ・果たして「軽いノリ」で済ませられることなのだろうか。
- ・「その場のノリ」「軽いノリ」が通用しない結果となっている。自分の認識が相手には通用しないという自覚を持つべき。
- ・自分の言葉や行動が「誰に対しても正しいものであるかどうか」という判断力を、言動をとる前に考える必要がある。
- ・相手の立場に立って考え、行動していく必要がある。
- ・(S6に対し) SNSについても、「これを見たら相手がどう感じるか」を意識しないとけない。自分の感覚で発信している内容も、相手によっては「当該生徒の件と関係があるのかな」ととってしまうこともある。どんな文言にせよ、どのような受け取り方をされるかわからない以上、投稿は控えるべきではないか。

20日の放課後にS6・S3・S30の指導、21日にS8・S32の指導、

その後保護者引き取りとすることを決定した。

S4 が、S28 に対し、Instagram の DM で と送信し、それを見た S28 が焦ってすぐに家から当該校に報告しに来た。S4 保護者に電話し、母が本人に確認後折り返し電話をくれる予定となった。T2 が S4 母に電話したところ、2 年生の女子テニス部の S78 から連絡をもらい、どう返事すればいいかわからず、 と送ってしまったとのこと。すぐメッセージは取り消したが（既読はついていない）、S28 にもメッセージを送ってしまったとのこと。この件については母子で話をしてもらう予定となった。

校長から当該生徒母に電話した。「LINE の内容は必ず見たい」という要望であった。

タ 9 月 20 日

S30 父に電話し、本日、S30 に LINE の内容について話をするを報告した。

S4 への指導。

とのこと。とはいえ、まだまだ自分のことしか考えられておらず、自分の言動が相手に対しどのような影響を与えるか、相手はどう思うかということを考えることができていない。自分にとっての認識がそのまま相手に当てはまるわけではない、まずは自分の言動が本当に正しいものなのか、判断してから動く必要がある。特に、「自分だったらどうする、どう思う」ではなく、「相手はどう思うか」という立場で考え、判断することが今後の人生にとって重要である。S28 は非常に心配した結果、学校に連絡してくれたが、もし S28 が悩んだ結果母に相談していたらその後どうなったのか、もし S28 が誰にも相談できずに一人で抱え込み追い詰められたらその後どうなるのか、それでは当該生徒の件と全く一緒であり、そこから学び、成長しなくてはいけない。母との会話にしても、「お母さんはどういう思いで自分に向き合い、話をしてくれているのか」ということを考えることができていない。という旨を指導した。

S3 の聴き取り・指導をした (T4・T1)。教員からは「自分の認識が相手に通じるかどうかはわからない。相手の立場に立って考え、「これを見たら相手はどう感じるか」「自分が相手の立場だったらどう思うか」を判断基準として言動を行っていかなくてはならない」ということを伝えた。

S6 への聴き取り・指導をした (T3・T14)。教員からは、自分の発言を覚えていない時点で自分が発した言葉への責任のなさがわかること。また、発言する前に、受け取り手の気持ちになって考えること。この会話は当該生徒には見られていないかもしれないが、そんな雰囲気伝わってしまったのかもしれないと考えるべきだったこと。また、SNS の使い方について本人が苦手だと言っていたこともあり、いいか悪いかの判断ができないのであれば今は使うべきではない。周りの人がどういったことをあなたの言葉で想像するかはわからないし、どんな

噂が広まっているかわからないから、更新しないように伝えた。

S30 への聴き取り・指導をした (T15・T8)。指導では、基本的な人との関わり方であり、自身がされて嫌なことは他者に対してしないこと、他者の立場・気持ちになって物事を考えることを改めて振り返るように確認。また、自身が思っている以上に他者は繊細なのだということが理解しておかなければならない、また、そう思っておいた方がよい。そのため、誰に対しても優しくあった方がよいと伝えと [] と他者を思いがけずも深く傷つけてしまう事態を経験することで恐怖感を覚えた様子。そこから学んだ様子が見られた。

[] S6 父が来校し、聴き取り・指導の内容を報告した。

S4 母が来校し、T1 から本日の指導内容について話をした。

チ 9月21日

[] に連絡したところ、LINE グループのメッセージの内容開示について、判断は学校に任せるとのことであった。

S4 母より電話があり、今日は頭が痛いので行きたくないとのことで、T2 が家庭訪問した。しばらく話をしたが、今日は一人でゆっくり考えたいとのこと。今日は休むが明日は必ず登校すること、昼頃 T2 から携帯に連絡するので必ず出ることを約束して帰る。

スクールロイヤーとの打ち合わせを行った。 []

[]

[] とのことであった。

昼頃、T2 が S4 に電話、T1 にも替わり、前日の指導の意味や補足説明をする。再度、放課後に電話することを伝える。

S8 の聴き取り・指導をした (T4・T14)。「君たちが思う打ち上げってなにか？」と聞くと

[]

[] だと言っていたので、当該生徒も同じじゃなかったか聞くと [] と答えた。当該生徒以外に誘われていないメンバーも大会の当日に打ち上げに行きたかったと思うことを伝えた。

S32 の聴き取り・指導をした (T15・T8)。当該生徒がもし、S8 のように積極的に打ち上げ参加を希望していた場合、どうなったかを問うと [] とのこと。誰もが S8 の

ように積極的に参加させてと言えるわけではないことや S32 自身も言えないタイプであるなら、気持ちを分かってあげて欲しいことを伝えた。Instagram へのアップロードについても参加できていない人の気持ちを考えるよう助言。他者の嫌がることはしない、他者の気持ち・立場になって考えることを指導した。

放課後、S4 に電話をした。明日必ず登校するようにと伝えた。

校内打ち合わせを行った。今後、当該生徒母のところへ報告に行くときには、生徒らへの指導内容や受け止め方については丁寧に伝えていく必要があることを確認した。

S4 母に電話した。

ということであった。指導をしたので落ち込んでしまう部分があるのは仕方ないが、この 1 か月の指導でも情緒の振り幅が非常に激しいので、これからも指導・対話を続けていきながらその振り幅を少しでも小さくしていくことができれば、という話をした。

ツ 9月22日

S4 の振り返りを行った。昨日どういう思いでいたのかを聞くと

教室に帰るためにも、振り返りとともに教室に帰った後どういう行動をとっていきべきかを考えていこうという指導を行った。また、誰に何を言われたらどう返すか、という話をする中で、S4 は、
ならば「何を話してはならないか」を考えていこうという話をする。改めて当該生徒やご家族に対してどう思うかを聞く。

とのこと。

校内打ち合わせをし、S4 の別室について、今後どうしていくかの検討をした。いきなり体育大会から戻していくということは現実的ではない以上、翌週 1 週間は本人の様子を見ながら別室指導を継続し、その様子を判断したうえで、いけそうであれば再来週の頭から教室に戻していくということを S4 保護者へ伝えていくこととなった。また、現在母の送り迎えが必須の状態になっていることについても懸念されるところであり、母や本人の負担軽減、また教室に戻るための第一歩として、来週は S4 一人での登下校を行っていき、その際、大人の目がない状態で本人が落ち着いて登下校を行うことができるかどうか、別室を終了するかどうかの判断基準としていくことにした。

当該生徒母より電話があった。スクールロイヤーとの話の大半をこの電話で伝えた。教育委員会に相談した結果の報告で、聴き取った内容を書面で渡すことは学校としてはできないこと、聴き取りを何回も行うことも第三者委員会に委ねることを伝えた。「ラインの中身がわかりましたか？」という話があり、内容を伝えることには限界があることを伝えた。別室指導についても懲罰を与えることはできないことを伝えた。当該生徒の母としては、第三者委員会の動きを待っていては当事者の記憶が薄れてしまうのではないかと、当事者の反省の様子が全く見えてこ

ない状況で強い不安を覚えていた。

S4母が来校し、今後の方針について伝えた。S4本人に対しては、「気持ちはとてもよく分かったが、今せっかく自分と向き合い、前向きに物事を考えられるようになっている状態がある中で、体育大会に出たときに周りからどのような反応を示されるかはわからない。そうなったときに、せっかく前向きな気持ちがまた後退してしまうことの方が我々は心配だ。体育大会ありきで考えるのではなく、日々の学校生活をきちんと送っていくことが一番大事なことで」と伝えた。本人は涙を見せつつも、
と返答した。月曜以降にどう向き合い、どう考えていくかが大切だという話をした。

テ 9月25日

当該生徒父が来校した。
とのこと。校長より、今まで分かってきたことの概要を説明した。また、詳細に関しては第三者委員会の調査への影響からお伝えすることが難しいということも伝えた。

S4の振り返りをした(T2)。先週末に体育大会に出られないということを受け止めて帰ったので、どういう状況であるかを確認した。教室に帰ってからのシミュレーションもしてみる。
「どうしたん？大丈夫？何してたん？」という問いかけにどう答えるか、何を言ってはいけないか（当該生徒のことにつながる話は何もできない）という話をした。

ト 9月26日

S4の振り返りをした(T2)。教室に戻りたい気持ちと不安感は両方あるようで、周りの生徒の目は特に心配している様子。どのような状態になるか自分でもわからないので、気持ちの波は出てくるがなるべくその波が小さくなるように気持ちを持っておくことを指導した。

校内打ち合わせを行った。28日の対応について協議。第三者委員会が当該生徒母と面談するための候補日の日程調整は当該校がすることとなっているので、当該生徒母が9月28日に来校されたときに日程を調整することとした。

ナ 9月27日

S4の振り返りをした(T14)。現在の心境、体育大会に参加しないことについて、重大なことをしてしまったことの振り返り。教室に戻るにあたってのこと、反省の終わりは一生ないこと、一番忘れてはいけないと指導した。

S4の振り返りをした(T2)。最近の様子を聞くと、
とのこと。少し不安感がある様子、翌日、T5と話すことになっているが、それに対する緊張もある様子であった。

校内打ち合わせを行い、9月28日の段取りについて確認した。校長から、ラインの内容については「学校としては詳しい内容を見せたり個別の発言を伝えたりということについては個人

情報保護の観点から見ることができない」「生徒からの聴き取り内容についても、スクールロイヤーの意見も踏まえたうえで、第三者委員会の調査に支障をきたす恐れがある資料については文書の形ではお渡しできない。」「文書の形で渡すと、発言内容が意図しない形で伝わってしまうからである」「別室指導については、罰を与えるという目的での別室はできない。学校としての判断として、別室指導は終え、次の段階へと進んでいきたいと考えている。については、週明けより別室指導を終え、教室に入室させていく予定である。」と伝えることを確認した。

二 9月28日

S4の振り返りをした（1、2限はT5、その後T2）。翌日に、来週から教室に戻る最終判断をするにあたり、「今回の件やこの3週間の別室期間の中で、何を感じ、考え、何を学んだのか」を聞くから考えておくように伝える。夕方、S4母にも電話し、明日は体育大会のことが気になると思うが、学校の方に足が向かないように注意してもらうように伝えた。

校内打ち合わせを行った。当該生徒母との面談にあたって前日に打ち合わせた内容の最終確認を行った。

当該生徒母が来校した（当該生徒母のいとこ同行）。校長よりラインの内容について詳しくお伝え出来ないこと、生徒から聴き取った内容について文書での提示はできないこと、S4の別室指導に関しては教室に戻して指導を継続していくことを伝えた。話の中で、当該生徒母から「顧問の先生から見ていて部内の雰囲気はどうだったのか」という話が出た。T8からは「まんべんなく仲が良かったという印象。当該生徒に対して何かやっているという印象はなかった。」と返答した。それに対して当該生徒母は「先生の言う仲いいっていうのはプールサイドから落とされたりプールの中で水かけられたりとかも入っているんですか？」という質問があった。「水かけに関しては仲良く遊んでいるという印象。プールサイドから落としたりということに関しては自分が見ているときは必ず注意していた。何も指導していないというわけではない。」と返答した。当該生徒母から「全体に自死であることを公表したうえでしっかり調べてほしい。」という要望があった。「公表するとなればまず保護者に伝えることになるが、そこで保護者の方からも様々な意見が出ると思うし、公表するにしても『自死であった』という事実しか公表できない。」と返答した。校長より卒業アルバムの話をしたところ、当該生徒母としては「どのような形であれ頑張っていたと思うので卒業アルバムに載せてほしい。」と要望があった。T14より「謝罪についてどのようなご要望やお考えをお持ちか。」を確認した。当該生徒母は、「私もどこに着地点を持っていけばいいかわからない。今まで謝罪の意思をお持ちである保護者がいるということは先生から聞いていたが、その人たちは『謝罪に行かせてほしい』など何らかのアプローチはないのか。それがどうかと思っている。現時点で謝罪についてはっきりとした考えは持てないが、『打ち上げのことのみ』についての謝罪はいらない。今までの部内での過ごし方、学校での過ごし方に関しても、すべて含め、理解し、受け止めたうえで謝罪してほしい。私たちは全ての事柄について知りたいので、今謝罪に来られても『何に反省して謝りに来ているのか』となってしまう。今後すべてが明らかになり、それについて生徒が受け止め、改めて謝罪の意思を示してきて初めて『謝罪を受け入れるかどうかの判断』となると思う。」とのことであった。

S3に話をした。「この一週間何か意識していたことはあるか？」という問いに対しては []
[] のことであった。

S8に話をした。「この一週間意識していることは？」という問いに対しては []
[] のことであった。

S6に話をした。 []
とのことで、「日々の生活で意識していることは？」と聞くと []
[] ので「普段の生活での会話はどうか。」について確認した。

ヌ 9月29日

S4・S4母が来校した(T1、T2で対応)。まず、前日に聞いた「何を感じ、考え、学んだのか」を聞いた。 []

[]
[]
[]
[]
[]
[]
[]
との発言があった。これに対して、T2・T1から来週から教室に戻るときの心構えや、これからもずっと指導は続いていく旨の話をした。

(3) 10月

ア 10月2日

S4の振り返りをした(T2)。 []
[] のことであった。様子を見ていると午前は緊張しているようにも見たが、午後は少し緊張がほぐれたようにも見たので、そこで言うてはいけないことをポロっと言ってしまわないように注意することを伝えた。

S79母が来校した(T4が対応)。S79が、S80から []
[] ということを聞いた。S79母は、S4が最近教室に入っていないとS79本人から聞いて、 [] と話があった。
また、S79本人も、 []
[] のことであった。

イ 10月3日

S4の振り返りをした(T2)。前日よりは落ち着いているように思えた。前日は昼休みもソワソワして何も手につかない様子だったが、今日は借りたノートを写していた。言動もどこまでがよくてどこまでが悪いのかが難しいが、人のことをいじったりからかったりするような行動は絶対にしないことを指導した。

そのまま下校することとした。

校内打ち合わせを行った。各部会で話し合った内容を報告した。全校集会について、水泳部打ち上げ参加生徒に関しては、保護者説明会后、全校集会までの間にまず保護者に対して全校集会の説明とそれを生徒に伝えることを確認した。打ち上げ参加生徒は全校集会にはなるべく出席させる予定とした（不必要な憶測を避けるため）。保護者に関しては、保護者説明会に無理に来なくていい旨を保護者メール配信後に伝えた。

キ 10月11日

校内打ち合わせを行い、保護者説明会で想定されるQAについて検討した。

ク 10月12日

校内打ち合わせを行った。翌日以降の流れと保護者集会・全校集会の開き方について管理職より説明した。また、10月16日は管理職からの話の後、SC1より考えられる生徒の反応や心のケアについてお話いただくことを伝えた。

ケ 10月13日

校内打ち合わせを行い、10月16日の保護者集会等について検討した。

S4への聴き取りをし（T2）、この1週間の様子を聞いた。

当該生徒母の家庭訪問をし（校長・T5・T8・T14・T1）、当該生徒母・当該生徒母のいとこ・当該生徒母のいとこの母が対応。10月16日の保護者説明会の概要・20日の生徒集会の概要・アンケートの内容について校長より話をした。当該生徒母はアンケート中に当該生徒の氏名も入れることを検討していた様子であったが、個人情報の一人歩きやアンケートのネットへのアップなど懸念事項があり、当該校としては実名入りのアンケートを配布する予定はないということを伝えた。母は保護者説明会に参加したいと考えているが、「自分が行ってざわざわするの嫌なので…」と思っておられるので、保護者説明会受付開始前に来校し校長室で待機し、説明会が始まるタイミングで体育館2階デッキ前に移動して視聴し、他の保護者が撤収した後には帰るという流れで進めることを確認した。また、S55 母来校の件についても知っておられ、その上で「学校で知りえた事実は逐一報告してくださいと言っていたのに、S4がやっていたことをお伝えいただけなかったのは残念です。」という話があった。また「私の要望ではなく、保護者が学校に大勢来たからS4が別室になったんですか。」という話もあった。別室はもともと決まっており、保護者が来校されて話された内容はあくまで副次的なものであること、[REDACTED]を回答した。

さらに、「塾でS58から情報を流されたことでS4が激怒し学校に抗議しに行ったという話も聞いているが、怒れる立場なのか。」という話もあった。伝わり方が異なっており、実際には学校には「報告」に来たこと、この件を受けてS58をどうにかしてくれという要望もなかったということも伝えた。当該生徒母は14日が第三者委員会の聞き取りとなっており、そこで話した内容によってはアンケートの中身等が変わる可能性があるとのことであった。

コ 10月15日

当該生徒母から校長に対し、電子メールにて、アンケートについて依頼が行われた。当該生徒母から校長に対するメール内容は以下の通りであった。

(引用はじめ)

第三者委員会の弁護士の方にも相談させていただき、私から提示いたしました背景調査の指針内にあるサンプルが、普段取り扱いの慣れている形式になるので、それが望ましいとのことです。

(当該生徒)の名前に関しては、先生方のおっしゃるネット上への拡散を考慮した形で伏せていただき、配布の際にしっかりお伝えくださるとのことです。

アンケート調査の内容の確認ですが、委員会の方から、このアンケートは多くの方が目にすることがないのが望ましく、校長先生だけであるとか限定された人のみが開封・確認を行うとした方が、情報提供しやすいとアドバイスをいただきました。心理士の先生から、担任の先生や直接接する先生方が目にする事を嫌がる児童もいるとのこと。

この件は対応可能でしょうか？

ご検討くださいますようお願いいたします。

アンケート調査の内容は第三者委員会にそのまま上げていただきたく、委員会からも要請があるようですが、まず遺族から学校に伝えるよう指示がありましたので、委員会から要請の際はお願いいたします。

(引用終わり)

サ 10月16日

土日での保護者対応はなかった。ただ、PTA 会長のもとには保護者からの問い合わせが多数あったとのこと。内容に関しても「自殺のことですね?」「飛び降りがあったんでしょ?」など、保護者の間ではかなり憶測が飛んでいる様子であった。

当該生徒母が来校し、本日の集会で話す内容を伝えた。母からは、10月15日の夜にメールが届いており、教室に入って担任からアンケートを配る際に、担任から「書いた情報についての取り扱いは厳重に管理する。誰がどのような情報を書いたかは周りにはわからないようにする。」という配慮を改めて伝えるなどの対応をしていくということを伝えた。当該生徒母からはLINE グループに関する質問があり、トーク履歴は残っている旨を回答した。当該生徒母からは「何人くらいトーク履歴を残しているのか。中身については見たい。」という話があった。T5と当該生徒母との会話の中で、当該生徒母が当該生徒の携帯電話の検索履歴を見直していたところ、令和5年7月11日の段階で自死に関わるようなワードの検索履歴があったとのこと(オーバードーズ・自死の方法など)。7月11日は当該生徒の1学期末懇談の日であり、当該生徒は[]を欠席した。また、母は「T14・T5と話がしたい。」という希望も持っておられる。教員がたくさんいて形式的な話をされるよりは少人数の教員でじっくりばらんに話がしたいとのこと。別途調整していく予定とした。

19:00～保護者集会が行われた。校長からの話・質疑応答・SC1からの話。質疑は2件。S82父より [] →「アンケー

トについてはスピード感をもって聞き取りを行いたいと考えているので、現段階では学年教員で確認と考えている」と返答。S54 父からは
→「体育大会や文化祭などの行事もあり、一生懸命取り組んでいる。大きく変化している様子はない。」と回答。SC1からは急性ストレス反応の概要とそれについて家庭で気を付けて欲しい点や家庭でできる対応方法、ストレス反応が長く続いた場合の対応方法について話があった。また、養護教諭が作成した、急性ストレス反応についての説明や何かがあったときの相談先が記載されたプリントを配布した。

シ 10月17日

S4の振り返りを行った(T2)。前日の保護者集会のことや、20日の全校集会について話をする。

校内打ち合わせを行った。前日の保護者集会を受けて、保護者から「子どもにどう伝えるかが心配だ。」などといった意見があった。これを受け、学校でできる対応としては、生徒への集会については保護者の参加も可能とし、それを保護者メールで流すこととした。集会への参加については、マスコミなどの部外者の侵入を防ぐため受付を設けることとした。また、生徒と保護者との接触はなるべく避けることとした。詳細に関しては18日の放課後打ち合わせにて確認し、19日朝の時間帯で職員朝礼を行うこととした(金曜日の集会時の保護者への対応と、アンケート配布時の生徒への伝え方について共通理解を得るため。)

アンケート(修正版2)が完成した。なお、その後、実際に使用されたのは、修正版2の最終質問を削除した状態のものである。

ス 10月18日

校内打ち合わせを行った。10月20日の全校集会については、保護者向けに多目的室にて配信を行い、録画もすることを決定した。また、教室で担任から「相談申告機能」についてのアナウンスを行うこととした。

当該生徒母との面談で情報をどこまで開示するべきかについては、個人が特定できない範囲であれば開示しても良いのではないかという方向となった。

セ 10月19日

保護者に対して全校集会開催について連絡を行った。2年生の生徒の特定の保護者から当該校に対し、集会に関する連絡が入ったことに対する子ども・保護者本人への精神的な負担について指摘する電話が入った。

全校集会の内容についての校内打ち合わせを行った。当該生徒母からのメールの内容(以下参照)について、校長からの全校集会の説明内容に加えるかを話し合った。また、全校集会を欠席した生徒に対しては、出席していた生徒から全校集会の内容についてむやみに話さないよう付け加えることが決まった。

メール内容は以下の通り：

3年生には

〇〇（当該生徒の下の名前）が自死に至るまでの気持ちになぜなったのか？

遺族はそれを知りたいと願っていること、大事な人を失った遺族が本当に苦しんでいることを知って欲しい、協力して欲しいと切に願っていることを子ども達に心から伝えていただきたいです。

今生きている子ども達への配慮も必要であること承知しています。

ですが今後長く生きるであろう子ども達に、この起こってしまった悲しい出来事に真剣に向き合う事こそが、子ども達の為になるのではないのでしょうか？

子ども達が気付いていないであろう、自分がされたら嫌な事をされていなかったか？

見ていてちょっとひどいんちゃう…というような行為はなかったか？

顔が笑っていても心では傷付いていることもあるんだ ということを伝えてください。

些細な事でもそこから何か少しでもわかりたいと遺族が望んでいることをお伝えください。

水泳部には顧問の先生より、部活中でもいいです上記の事を伝えていただきクラブ活動中の事で思い当たることはなかったか？そのような話を是非していただきたい。一番見えていた生徒達ですから。学校側がいじめや水泳部内とのワードを出せないことを理解した上で、最低この程度のことは伝えていただき意味のあるアンケートになるようお願いいたします。

金曜日に視聴できるようにとのご配慮ありがとうございます。

是非 視聴したいところではありますが、予定があり伺えませんが動画等で後日拝見できればと思います。

上記要望に対し、校長は以下の通り回答した：

「ご遺族の方が大事な人を亡くして悲しみが癒えず、本当に苦しい思いをされていること」「どんな些細な事でもそこから何か少しでもわかりたいと遺族が強く望んでいること」「こんなことを自分がされたら嫌な思いがするようなことはなかったか」「顔が笑っていても心では傷付いているようなことはなかったか」といった文言は、できる限りそのまま伝えるよう考えています。

ソ 10月20日

全校集会を実施。SC1も集会に同席した。生徒4名が不調を訴え、内1名がスクールカウンセラーと面談を実施。S4も不安定となったが、少し時間をおいて下校した。

校長から当該生徒母に対し、生徒集会についての報告をメールにて行った。

タ 10月23日

生徒からパソコンの相談申告機能を用いた相談が入る（T6を指名）。内容は、当該生徒の通っていた塾の生徒（他校）から、当該生徒が塾に来ていないことについて話を聞かれているということであった。

チ 10月24日

学年打ち合わせを行い、翌日予定されている当該生徒母との面談での説明内容について検討した。

ツ 10月25日

当該生徒父から架電があったが、またかけなおすと切電。

当該生徒母との面談を実施(T5、T14)。これまでの指導について、加害側の認識の甘さや、加害側保護者からご遺族に対してなんら対応がないことについて指摘がある。また、当該生徒母から当該校に対し、打ち上げ参加者の保護者(＋生徒)に会って話をしたいという意向が伝えられた。S4がカラオケに行っていることや、Tシャツのデザインの件についても話があった。

当該生徒父にどこまで情報を開示するべきかどうかについて協議を行い、すぐにその場で答えることはせずに用件を聞いて後日連絡することとし、原則管理職で対応することが望ましいということになった。

テ 10月26日

S53が、アンケートに

と書いていたことから、S53にこの件についてS4と話をしたいかどうかの確認(T5)。S53から許可が下りたため、27日の放課後にS4から聴き取り・指導を行う予定となった。

当該生徒父に教頭から架電。学校長が出張のために不在なので質問に答えるのは来週、学校長からでもよいかの確認をしたところ大丈夫とのこと。当該生徒父が学校に聞きたい内容としては次の6点と説明がある。

- ① アンケートの経過
- ② 加害者(水泳部)の様子
- ③ 加害者の保護者の様子
- ④ 在校生(当該生徒と仲のよかった生徒を含む)の様子
- ⑤ アンケート内容は見せてもらえるのか
- ⑥ 今後、保護者集会などがあるとするなら父にも一報ほしい

S7の聴き取りを実施した。

ト 10月27日

当該生徒母から学校に対して架電。S4が遅い時間に女子を呼び出して話をしていることに関して、女子生徒の保護者と連絡が取れたとのこと。女子生徒はS53とS28。なお、以前S55が「S4からにらまれた」ということを言っていたとのことであり、S4に対して「『告げ口された』と逆恨みしないように」という指導も併せて行ってほしいとのこと。また、打ち上げ参加生徒＋保護者との謝罪の場をどうしていくかという話について、11月の第2週に「最初の部会(第三者委員会の詳細調査の部会)」が開かれるとのことで、そこでまた弁護士に相談してみますと

と報告した。また、「S4には今後どのような指導を行っていくのか。」という質問があった。当該生徒母としては「今後の行事には出てほしくない。」という思いがあるとのこと。

ちわせ（報告）を行った。

打合せ後、S4母が来るまでの間にT14より再度S4へ指導。

- ・今日の指導での態度について。

何を答えてよいかわからなかった場面もあるようだが、先生たちが何を知っているのか、とを考えてしまった場面もあった様子。先生が知っていても、知らなくても正直に答えなければいけないと指導。

- ・現在自分の置かれている状況について。

普通のトラブルやケンカであれば、双方のやったことや思いをすり合わせて、ずれがなければ謝罪をするが、今回のことで謝罪にはまだ至っていない状況であることを再度認識させた。そんな状況で、気楽に過ごしているかのような様子を積極的に公開（Instagram等）することなど、相手や周囲がどのように感じるかを考えるように指導した。

ナ 10月30日

校長が当該生徒母に連絡。当該生徒父にも母同様連絡をしても良いと承諾を得る。格技室や体育館に当該生徒の作品があることを伝え、見に行きたいとのこと。また、アンケートの内容を確認したいとのこと。S4に関しては「このようなことをしているのに合唱コンクールに参加させるのか。出るか出ないのか教えてほしい」という要望があった。

校長から当該生徒父に連絡。26日に連絡を受けていた件に関して回答した。「第三者委員会の報告を受けて、保護者集会を行う予定はあるか」という質問があるが、行う予定は現在のところないと回答した。

校内打ち合わせを行い、上記について情報共有し、S4の今後の指導について話し合いを行った。S4に対してはよりきめ細やかな指導を行う必要があることを確認するとともに、指導内容を当該生徒母に説明するのはS4への指導を行ったT5・T14・T2が担当することとした。

S4に対しては31日放課後に指導し、再度自分がやったことに関して振り返りを行い、きちんと指導を落とし込めるようにすることを確認した。

ニ 10月31日

S4への指導を行った。

- ・「なぜこんな失敗をしてしまったのか」ということに関しては

[REDACTED]

と答えた。

とのこと。

→今回、学校としては行事に出ないほうがいいとは言っていない。自分自身はどうしていききたいのか、保護者とも相談のうえ最終的には自分で判断する。ただし、どうするか決めたら後でぐずぐず言わないようにと指導する。

・水泳部の写真撮影に関してはとのことであった。
写りたいとも言わなかった。

当該生徒母に対して学校から架電し、「学校としてはよくないところに関してはきちんと指導をしていく。継続して指導を行っていく。学校生活について毎日振り返りを行い、保護者にも返していく。学校生活での様子については、今まで以上に教員で気を付けて見ていく。ただ、罰としての別室はできないし、学校生活を通常通り送っていく中での継続した指導が大切だと考えているため、行事に関しても学校生活の一環としてとらえ、学校としては本人に出る意思があるのであれば出場させるという方向で考えている。」と説明を行うという方向性を決める。

当該生徒母には今後合唱コンクールまでに来校する予定があるかどうか確認し、来校する場合にはそのタイミングで時間をとってもらいS4の指導について報告。来校の予定がないor合唱コンクール当日に来校という場合、とりあえずその電話で「S4に指導した」ということを伝えることも決まる。

当該生徒母がS53母と一緒に来校した場合には、「S4には二度とこのようなことがないようにということで指導はしている。学校に対して口止めしているということに関しても同様に指導している。」と説明することが決まる。

当該生徒母に対して架電したところ、当該生徒母は、「合唱コンクールに出すのなら直接S4の前に行って文句を言う」「カラオケに行ったりできる神経がわからない」「『S4がこれだけ反省している』ということを聞かされるだけなら、直接S4に対して文句を言う。反省しているとは思えない。」「S8・S6も仲が良かったのに許せない。」「明日は来校するが校長室には行かない。行っても同じ事、私は受け入れられない。指導が甘い。」「学校で『集団の中で指導する』ということだったので受け入れたが、再び同じことを繰り返している、もう許せない。」と発言した。当該校としては、当該生徒の母は激怒していると認識し、これだけ当該生徒母が強い思いを持っているという事実に関してはS4母に伝えることが決まった。

S4母に連絡し、校内で面談する。当該生徒母の要望と電話で言っていた内容をS4母に報告した。

(4) 11月

ア 11月1日

S4母より学校に架電があり、S4は合唱コンクールに出席しないと連絡が入った。また、「今日と明日は学校を欠席する。」とのことだったため、家庭訪問を実施した(T2・T16)。

校内打ち合わせを行った(T14・T1・校長)。

・今後、当該生徒母から学校に対し何らかの要望があった際、学校としてどこまで応え

ることができるのかの確認をし、スクールロイヤーからも助言を得るべきではないかとの結論となった。

- ・第三者委員会の初動調査の報告が教育委員会指導主事 A よりあった。それによると、
[redacted] というものだった。
- ・打ち上げ参加生徒+保護者と当該生徒母との話し合い（謝罪）の場を設けてもいいかどうかの判断について、教育委員会としては「絶対にそういった場を設けるなというわけではない。」という見解。

当該生徒母が来校し、校長が対応した。スポーツ振興保険について話をした。また、S4の合唱コンクールの件について「当該生徒母に言われたからというわけではなく、自らの判断で S4 は合唱コンクールには出ない。」という旨の説明を行った。生徒アンケートについても話をした。

イ 11月2日

校内打ち合わせを複数回行った。

- ・当該生徒母への対応について校長より報告。「S4については、学校外でやっていることではあるが、学校との約束を守れなかった、同じことを繰り返しているという観点でいえば今後別室指導を行う必要があるのではないか。」という意見が出た。
- ・当該生徒の母はどんな些細なことでも話してほしいということで、生徒アンケートの実施とは別に、生徒一人ひとりとの面談による聴き取りをして欲しいと希望している点について、学校の返答は「保留」とすることにした。なお、アンケートの結果については「水泳部のことがほぼ全てであった。すでにこちらが把握しているような内容。当該生徒の名前について悪く言うようなことを言っていた人もいる。塾でしんどい思いをしていたという話もあった。」と校長から当該生徒母に対して伝えられた。

今後の方針としては、まず気になった内容をアンケートに記入している生徒から面談を行い、それを受けて当該生徒母に報告していくこととし、「アンケートの内容を受けて面談を行っている」ということが周りの生徒にわからないように、進路懇談の裏で副担任ら複数の教員で聴き取りを行うこととした

- ・打ち上げ参加生徒+保護者と当該生徒母の面会について、どのタイミングでどう設定していくか。市教委指導部は「第三者委員会の調査・報告が終わるまで待つべき」とのことだったが、総務部は「必ず止めているわけではない」との見解。

この点については、当該校としては、年度内に話し合いの場を設定すべきで、当該生徒母は「打ち上げ参加生徒+保護者がどう思っているのか、この件に関してどういう受け止め方をしているのかが知りたい」とのことなので、謝罪ありきの場を設けるのではなく、「話を聞く」ための場を設定すべきとの見解。

また、現段階で、当該生徒母の本件に関するとらえ方と、打ち上げ参加生徒+保護者のとらえ方に差が生じているので、話をする場を設けるのであれば双方の保護者に「相手はこう思っています」という「考え方の差異」を事前に示しておくべき。

そういった場を設けるのは入試終了後～3月末までの期間か？

ウ 11月6日

職員会議が開催された。記録上では、S4がこれまで仲の良かった女子生徒と会話していないことや、S53・S28と塾の帰りに当該生徒について話をしていること、合唱には参加しないこと等が共有されたことが記載されている。

エ 11月22日

校長、T14と当該生徒母との面談が学校で実施される。アンケート結果と聴き取りについての報告が行われた。

オ 時期不明

S25の進路懇談後に、急ではあったが、T1学年主任とT14がS25父と本人に聴き取りを打診した。父は[REDACTED]、教頭も対応したところ、本人が[REDACTED]と言ったので、少し聴き取りをすることはできた（聴き取りはT1学年主任とT14）。しかし、父同席であったため、打ち上げの写真を当該生徒に送った理由等を尋ねることは難しかった。

(5) 卒業後

S4の3年時担任(T2)が、S4に月1回電話連絡したり、当該校に呼んで面談したりして、話をしている。S4が当該校に来た際には、T16とも顔を合わせており、心境を話したり、相談事をしたりしている。